

特 14  
4.72

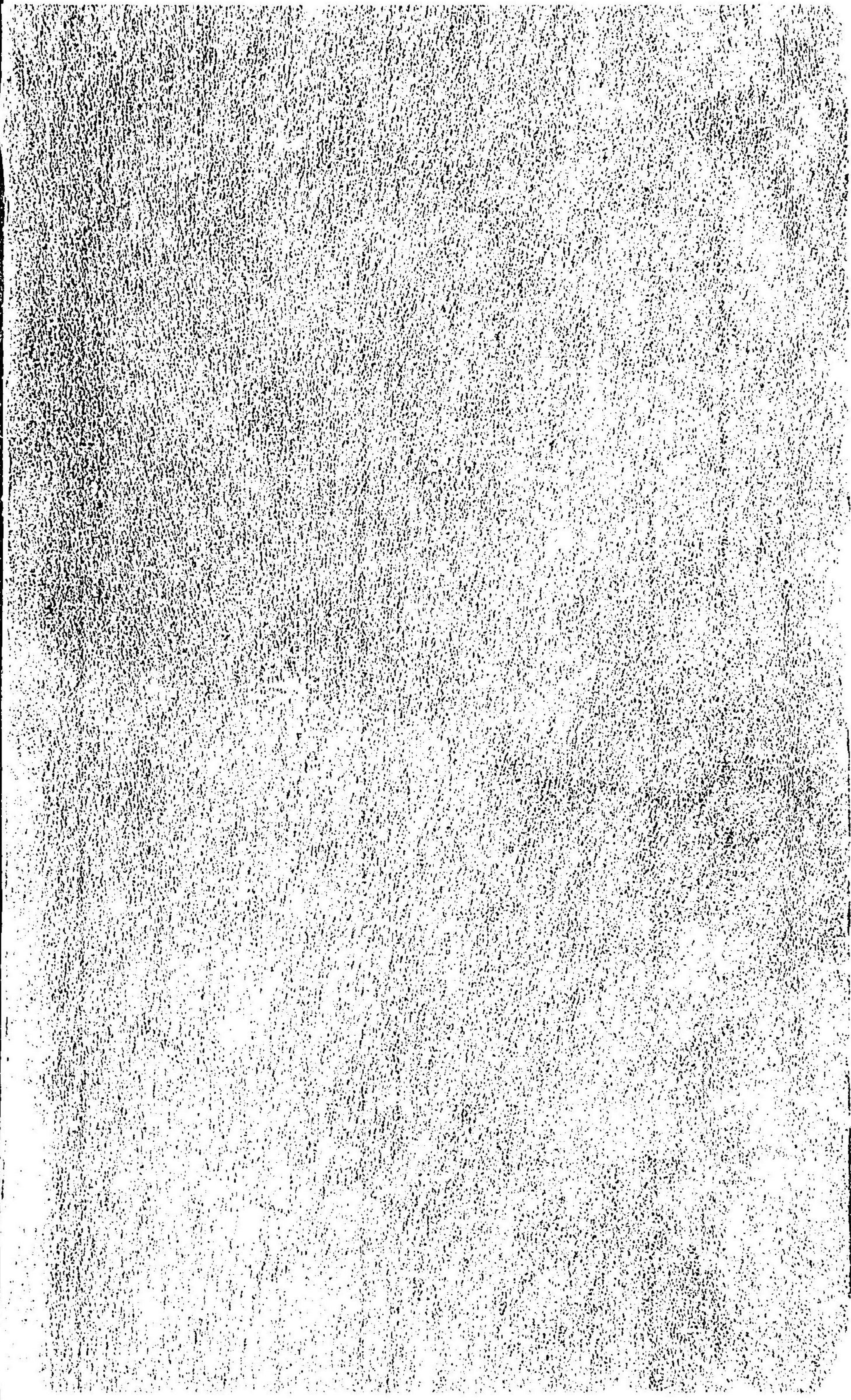
# 群馬縣官民必携

貴族院議員從四位勳三等巖谷修先生題字  
群馬縣知事正五位勳五等古莊嘉門君題字  
前群馬縣警部長從七位若林資藏君序文  
潛龍野史  
秋永常次郎編纂

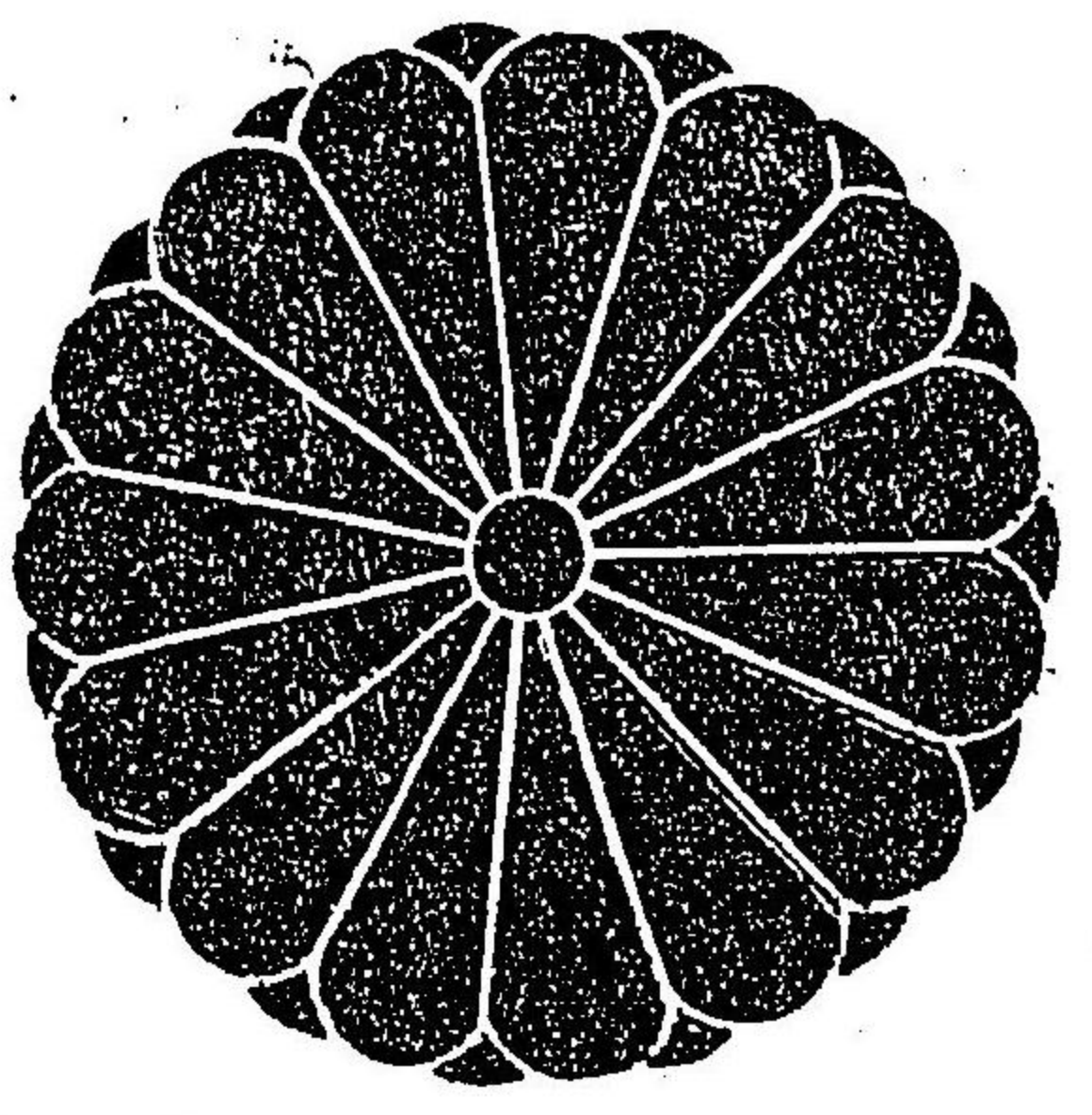
版權所有

上毛弘文社發兌





# 御誓文



一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ  
 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經倫ヲ行フベシ  
 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心  
   ヲシテ倦サラシメンコトヲ要ス  
 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ  
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ  
 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ  
 衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定  
 メ万民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基  
 キ協心努力セヨ

戊辰三月

御 諱



博

采



糸田

鬼

巖谷修題



思 明  
人 德  
能



昭和三十年

丁酉秋

公序

群馬縣官民必携序

國民ハ法ニ生活シ法ニ運動シ法ニ存在スル者  
法ノ知ラザルベカラザルヤ明ナリ然リト雖  
國運ノ進歩ニ伴ヒ事物頻繁ヲ來シ法令モ亦復  
雜ヲ加フ是レ數ノ免レザル處ニシテ當路ノ者  
仍ホ之ヲ詳悉スルニ困メリ頃者茨城縣ノ人秋  
永常次郎氏諸般ノ法令中日常適切ナルモノヲ  
採蒐シ以テ一小冊子トナシ序ヲ予ニ求ム予受  
テ之ヲ閱スルニ分類井然搜索ノ憂ナク寔ニ官  
民至便ノ要書タリ名ヲテ必携ト謂フ當レリ予



深ク其勞ヲ多トシ敢テ書シテ以テ序ト爲ス

明治三十年十月

若林 寶藏 識

群馬縣官民必携自序  
社會進步の度に隨ひ人事の之に伴ふて複雑となり其出  
來事の急速を加ふるは自然の情勢なり  
斯の複雑の社會に處し斯の急速の出來事に應じ判決明  
快毫も澁滞なからしめんと欲せば必ずや先づ十分の備  
なかるべからざるなり  
われ平生この事を念ひ今回縣下官民の爲め聊か備ふる  
所あらんと欲し實用適切なる法律規則及諸願届書式其  
他必要の事項を網羅蒐集し群馬縣官民必携なるものを  
編成す其果して能く複雑の社會に處し急速の出來事に  
應せるや否やを知らずと雖も而も此等必要なる事項を

群馬縣官民必携自序

社會進步の度に隨ひ人事の之に伴ふて複雑となり其出  
來事の急速を加ふるは自然の情勢なり  
斯の複雑の社會に處し斯の急速の出來事に應じ判決明  
快毫も澁滞なからしめんと欲せば必ずや先づ十分の備  
なかるべからざるなり  
われ平生この事を念ひ今回縣下官民の爲め聊か備ふる  
所あらんと欲し實用適切なる法律規則及諸願届書式其  
他必要の事項を網羅蒐集し群馬縣官民必携なるものを  
編成す其果して能く複雑の社會に處し急速の出來事に  
應せるや否やを知らずと雖も而も此等必要なる事項を



網羅記述し隨時坐右の披見に供するあらは庶幾くは此  
 煩憂を減却し以て世人を裨補するを得んか  
 今や活版成る之を書して序に換ゆと云爾

明治丁酉十一月

編者識

群馬縣官民必携目次

立憲政体ノ詔敕	一	小切手の事	二〇
國會開設ノ救諭	一	商業會社登記料の事	二〇
帝國憲法ノ事	二	民事訴訟法に關する部	二二
大日本帝國憲法	二	區裁判所の事	二二
皇室典範ノ事	一〇	地方裁判所の事	二二
皇室典範	一〇	控訴院の事	二二
商法に關する部	一六	控訴院の事	二二
商業登記簿の事	一六	大審院の事	二三
商業帳簿の事	一七	裁判所出張所の事	二三
合名會社の事	一七	訴訟手續に關する要件	二三
合資會社の事	一八	地方裁判所の訴訟手續	二三
株式會社の事	一八	區裁判の通常訴訟手續	二四
共算商業組合の事	一八	督促手續	二五
爲替手形の事	一九	上訴に關する要件	二五
約束手形の事	二〇	控訴(附訴狀の認め方)の事	二六
		上告(附訴狀認方)の事	二七
		抗告の事	二九



再審（已に確定したる判決を取消し又は原状回復の訴に係る）の要件	四三	或る事を爲し又は爲さざる債權に關する事	四三
確定判決取消に關する事	三〇	假差押及び假處分（附申請書の認め方）に關する事	四四
原状回復に關する事	三〇	公示催告手續（附書面認め方）の事	四六
確定判決取消及原状回復に關する事（附訴狀の認め方）	三一	仲裁手續の事	四八
證書訴訟の事（附訴狀の認め方）	三二	民事訴訟費用法の事	五〇
強制執行（裁判執行）の要件	三三	民事訴訟用印紙法の事	五一
不動産に對する強制執行の事	三三	商事非訟事件印紙法の事	五二
債權及他の財産件に對する強制執行の事	三七	家資分産法の事	五三
不動産に對する強制執行の事	三七	刑事訴訟法に關する部	五三
強制競賣（附申立書認め方）の事	四〇	裁判所權限の事	五三
強制管理に關する事	四〇	告訴及告發の事	五四
船舶に對する強制執行（附申立書認め方）の事	四二	現行犯之事	五四
	四二	令狀の事	五五
	四二	保釋の事	五六
	四三	公判に關する要件	五七
	四三		五八

區裁判所公判の事	五九	登記法の要件	七一
地方裁判所公判の事	六二	登記法取扱規則の事	七六
上訴に關する要件	六三	登記法及公證人規則に對する抗告手續	八五
控訴の事	六三	會議に關する部	八七
上告の事	六四	貴族院議員の事	八七
抗告の事	六六	衆議院議員撰舉投票の事	八七
再審の事	六七	衆議院議員撰舉權及被撰舉權の事	八八
復權の事	六八	衆議院議員撰舉資格ある者心得の事	九〇
重罪控訴豫納金の事	六八	衆議院議員撰舉法罰則補則の事	九〇
輕罪控訴豫納金の事	六八	府縣會議員定數の事	九一
罰金及追徴に係る上告豫納金の事	六九	府縣會議員撰舉投票の事	九二
行政訴訟法に關する部	六九	府縣會議員被選舉權の事	九二
行政裁判所の事	六九	府縣會の議決す可き事件	九三
違法處分の事	七〇	府縣參事會の事	九三
行政訴訟豫納金手續	七〇	府縣參事會職務權限の事	九三
訴訟法の事	七一		
登記法に關する部	七一		



郡會議員選舉の事	九四	戸籍(附番號)の事	一〇六
郡會議員資格の事	九五	戸籍登記(附列次)の事	一〇七
郡會の議決す可き事件	九六	製表の事	一〇七
郡參事會の事	九六	住居(附移住)の事	一〇八
郡參事會職務權限の事	九六	送入籍(附移轉貫屬換)の事	一〇八
市公民の事	九七	就籍(附脱籍)の事	一〇八
町村公民の事	九七	除籍の事	一〇九
市町村會議員選舉の事	九八	附籍(附別立)の事	一〇九
市町村會議員資格の事	一〇〇	寄留(附逗留旅行)の事	一〇九
市町村會の議決す可き事件	一〇一	異動の事	一一〇
市參事會の事	一〇一	華士族平民の事	一一一
市町村會議員撰舉罰則の事	一〇一	除族(附公權停止 貴族剝奪)の事	一一一
町村吏員の事	一〇三	僧侶の事	一一二
市參事會及町村吏員の擔任する事務の概目	一〇四	忌服の事	一一二
議會並に議員保護の事	一〇五	穢の事	一一二
戸籍に關する部	一〇六	相續(附繼嗣)の事	一一七

婚姻(附入夫縁女)の事	一一八	失踪逃亡(附復歸)の事	一二五
養子女の事	一一八	人身賣買(附書人)の事	一二五
離婚離縁(附復籍)の事	一一九	代理の事	一二六
退隱の事	一一九	遺留財産の事	一二七
嫡子(附事故解除)の事	一二〇	郵便電信に關する部	一二八
廢嫡の事	一二〇	郵便税目の事	一二八
分合家の事	一二〇	郵便物遞送配達の事	一二八
廢絶家及再興の事	一二一	書留郵便の事	一二九
姓名の事	一二一	通常郵便爲替の事	一二九
年齢の事	一二二	郵便小爲替の事	一三〇
親屬の事	一二二	郵便貯金の事	一三〇
稱呼の事	一二三	第三種郵便物認可の事	一三三
出生(附双子妊娠)の事	一二三	配達證明郵便規則の事	一三四
死亡の事	一二三	小包郵便法の事	一三四
庶子私生及妾の事	一二四	小包郵便物の容積重量及郵便料の事	一四〇
家族携帶の事	一二四		
棄兒迷子の事	一二五		



限の事	一四〇	醫師免許の事	一四八
代金引換小包郵便規則の事	一四一	醫術開業試験の事	一四八
第四種郵便物として差出すべき營業見本及雛形の帯紙に記載法の事	一四二	醫術開業試験人心得の事	一四九
電信の事	一四三	學說試験に合格者實地試験出願手續	一四九
電報局渡規則の事	一四四	醫術假開業出願手續	一五〇
電信爲替の事	一四五	藥劑師試験の事	一五〇
電柱位置變更を請求する者願書差出し方	一四五	藥劑師試験學說又は實地のみ受らる、事	一五一
電信線路及電話線路の移轉請求者願書差出方	一四五	醫師取締の事	一五一
電信電話線私設條規の事	一四六	獸醫免許の事	一五一
私設電信電話線其他電機に係る工事の執行を遞信省に委託せんとするときはの手續	一四六	蹄鐵工免許の事	一五二
衛生に關する部	一四七	獸醫免許試験の事	一五二
地方衛生會の事	一四七	獸醫並蹄鐵工假免許出願者試験の事	一五三
		產婆營業免許の事	一五四
			一五四
			一五五

内務省受驗產婆試験の事	一五六	獸疫豫防の事	一七七
鍼灸灸治營業免許の事	一五六	痘苗賣下規則の事	一八〇
入歯々抜口中療治接骨營業の事	一五七	社寺に關する部	一八一
死体解剖の事	一五七	神道教規の事	一八一
藥劑師藥種商製藥者及藥品取扱の事	一五八	三條の教則	一八二
藥種商製藥者取締の事	一五九	社格の事	一八二
賣藥營業の事	一六〇	官幣、國幣、縣、郷、村社の事	一八二
賣藥印紙交換の事	一六二	佛道宗旨の事	一八三
賣藥規則外製劑販賣取締の事	一六二	佛道宗旨の事	一八三
阿片法の事	一六三	官國幣社神官を廢し更に神職を置く事	一八四
阿片法施行規則の事	一六四	府縣社以下神社神職の事	一八四
藥品其他檢査手数料の事	一六六	縣社以下神官奉務規則の事	一八四
水道の事	一六七	府縣社神社神職登用の事	一八五
種痘の事	一六九	縣社以下神社神職推薦手續	一八六
傳染病豫防法の事	一七〇	社司社掌試験規則の事	一八七
傳染病豫防方法規則施行の事	一七四	府縣社以下神職懲戒法の事	一八七



郡馬縣神職取締規約の事	一八八	僧尼托鉢免許方法並托鉢者心得	一九三
神官神職服制の事	一九〇	寺院の願伺届等は住職名を以てし 實印押捺の事	一九四
神職賀表差出方の事	一九〇	宗派内の事務に付願經伺を要す る者は管長經由の事	一九四
神官僧侶及其他の諸宗教師は市會 議員若しくは町村會議員たるを得ざる事	一九一	教導職拜命届及一身上に關する届 は縣廳へ差出すに及ばざる事	一九四
神官僧侶及其他の諸宗教師は衆議 員若しくは貴族院議員たるを得ざる事	一九一	寺院諸願伺届等宗名を記載の事	一九四
神官僧侶及其他の諸宗教師は府縣 會若しくは郡會議員たることを得ざる事	一九一	神佛教師犯罪の處分を受け若しくは 行政上妨害の所爲在りと認むるも の具申方	一九五
社寺宗教の組合に對しては市制及 町村制を適用せざる事	一九二	社寺總代人に關する規定	一九五
伊勢神宮を始め神社、僧尼參詣苦 しからざる事	一九三	社寺總代人改選届出方の事	一九五
僧侶の神葬兼用を禁ずる事	一九三	社寺總代人多數の爲め弊害在ると 改選申告手續	一九六
		氏子換並轉宗改式の事	一九六
		祭典法會に關する事	一九七

御紋章の事	一九八	の事	二〇二
敎院設置並講社願出方の事	一九九	敎院敎會說敎所及敎師取締の事	二〇二
祠宇建設出願手續の事	二〇〇	人民家屋内に於て一時說敎は警察 署へ届出に及ばざる事	二〇二
神佛敎務所說敎所取設並寺院創立 再興復舊廢合等及財産に關する諸 願方の事	二〇〇	禁厭祈禱を執行するは醫師診斷施 療中の者に限る事	二〇三
社寺外へ說敎所設置は出願を要す る事	二〇〇	禁厭祈禱等に付違警罪	二〇三
敎務所說敎所等他管移轉合併は更 に出願を要す事	二〇一	郷社以下神社制札建設願出方の事	二〇三
敎會講社は神社名を冠するを得ざる事	二〇一	制札等に關する違警罪	二〇四
神佛敎院敎會所說敎處は墓地及埋 葬取締規則第六條に合著する事	二〇一	寺院合併又は廢止願の節添書方の 事	二〇四
神社附屬の講社敎法部類に非らざるもの出願手續	二〇一	無權無住寺院廢止處分方	二〇五
說敎々會院講社說敎所等取締規則	二〇一	私邸内神祠佛堂衆庶參拜差止並衆 庶參拜許可願出方	二〇五
		社寺取扱概則の事	二〇五
		社寺境内へ建物新築明細帳に關する 修繕處分は縣廳へ願出を要する	二〇五



諸神社分社遙拜處建設願出方の事	二〇六	社寺財産に關する事	二二三
社寺創立再興復舊並變災に遭ひ建物烏有に歸するもの再建期限の事	二〇六	祭神本尊社格の誤謬訂正願出の節取調方	二二四
社寺にして法用に必要なる部分公賣處分の者再建方	二〇七	古社寺保存金出願規則の事	二二五
寺院創立再興復舊引直移轉廢合及附屬の地處建物抵當賣買其他財産に關する願は本寺法類連署管長の添書を要す事	二〇七	群馬縣社寺保存協會規約の事	二二六
廢合寺院跡地並建物處分規則の事	二〇七	新聞及出版、々權保護に關する部	二二八
社寺上地官林委託規則の事	二〇九	新聞紙條例の事	二二八
社寺上地官林委託方に付注意方	二一一	出版法の事	二二九
官有社寺境内地使用及木竹に關する規定	二一二	版權法の事	二三一
社地民有地境内使用其他處分法	二一二	寫真版權の事	二三四
社地境内伐木に關する事	二一二	脚本樂譜條例の事	二三五
		弘曆者を定め一枚摺略曆一般出版を許す事	二三五
		一枚摺略曆に記載事項の事	二三五
		神社寺院の守札及神佛號を記せる書像等は其神社寺院の外出版を禁	

する事	二三五	塗抹及數字記載方の事	二四一
鐵道に關する部	二二六	連借證書及證文讓渡の事	二四二
鐵道零則の事	二二六	金穀貸借請入證人辨償の事	二四二
鐵道犯罪罰例	二三〇	利息制限法の事	二四二
鐵道略則及鐵道犯罪罰例私設鐵道に適用法	二三一	出訴期限の事	二四三
私設鐵道條例の事	二三一	銀行貨幣等に關する部	二四三
私設鐵道條例第三條に列記する線路圖面工事方法書並工費豫算書細則の事	二三七	銀行條例の事	二四三
私設鐵道條例第二條第三號起業目論見書に添付すべき畧圖に關する細則の事	二四〇	銀行條例施行細則の事	二四三
軌道條例の事	二四〇	貯蓄銀行條例の事	二四九
貸借に關する部	二四一	貯蓄銀行條例施行細則の事	二五〇
諸證書姓名記載方の事	二四一	預金取扱手續の事	二五〇
金穀貸借證書而金員數等を改作	二四一	公債證書の事	二五二
		債券發行の事	二五三
		會社債券發行に關する細則の事	二五四
		貨幣法の事	二五五
		造幣規則の事	二五七



金銀地金精製及品位證明の事	二五八	屠獸及賣肉取締の事	二七一
損傷紙幣交換の事	二五九	鑛泉取締の事	二七五
賈造金銀銅貨紙幣等取扱の事	二六〇	鑛泉場規則の事	二七五
商事會社登記其他届出の事	二六〇	ラム子製造販賣取締の事	二七六
警察及取締に關する		飲食物彩色料取締の事	二七七
部		湯屋取締の事	二七九
集會政社法の事	二六一	街路取締の事	二八二
保安條例の事	二六三	街路取締規則施行地の事	二八六
豫戒令の事	二六四	市街地等級之事	二八七
刑死者其他に關する事	二六五	掃除取締の事	二八八
外國船乗込の事	二六六	長家建築の事	二八九
海外旅行券の事	二六六	下水溝芥溜圃圍構造取締の事	二九〇
滲入紙製造の事	二六七	墓地及埋葬取締規則の事	二九一
凍水營業取締の事	二六七	墓地及埋葬取締細則の事	二九二
牛乳搾取販賣の事	二六九	渡船營業取締の事	二九五
牛乳販賣規則中不良の乳汁は販賣を禁し又は投棄せしむる等の事	二七一	民有山野火入取締の事	二九七
		消防組規則施行細則の事	二九八

遺失物取扱の事	三〇一	雇人受宿取締の事	三二〇
遺失物等届出手續	三〇一	織物業組合取締の事	三二二
變死人又は重傷人を發見したる人民の急報方	三〇二	劇場構造規則の事	三二五
變死傷人は其原態を保存すべし事	三〇二	人寄定席構造規則の事	三二六
瘋癲人取締の事	三〇二	營業人力車取締の事	三二七
畜犬取締の事	三〇三	古物商取締法の事	三二九
銃砲取締細則の事	三〇四	古物商取締法施行規則の事	三三二
威銃取締の事	三〇五	質屋取締法の事	三三四
火藥取締の事	三〇六	質屋取締法令施行規則の事	三三七
烟火取締の事	三〇八	諸營業口頭願届の事	三三八
興業取締の事	三一〇	警察上取締に關する諸規則中市町村長の奥書を要せざる事	三三八
遊藝稼業人取締の事	三一二	群馬縣違警罪目の事	三三九
遊技場營業取締の事	三二三	建碑の外碑表を建設せんとする者の手續	三四〇
飲食店取締の事	三二四	巡查配置請願の事	三四一
藝妓取締の事	三一七		
宿屋取締の事	三一八	租稅及土地勸業に關	



する部

諸種税目の事	三四一	自家用酒税法施行規則の事	三七六
國稅徵收法の事	三四一	自家用酒製造人心得	三七七
間接國稅犯則者處分の事	三四一	酒精營業税法施行細則の事	三七九
課稅不服出訴期限の事	三四三	酒精營業税法に關する營業人及使	
所得稅の事	三四四	用者心得	三八一
營業稅法の事	三四四	酒精營業稅免除に關する事	三八四
營業稅法施行規則の事	三四五	醬油稅則の事	三八五
登錄稅法の事	三五二	醬油稅則施行細則の事	三八八
登錄稅法施行細則の事	三五七	醬油製造人營業心得	三九〇
酒造稅法の事	三六〇	葉煙草專賣法の事	三九二
酒造稅法施行規則の事	三六〇	葉煙草專賣法施行細則の事	三九五
混成酒稅法の事	三七一	度量衡の事	三九八
混成酒稅法施行規則の事	三七一	度量衡檢定の事	四〇一
酒類酒母醪混成酒製造人心得	三七二	度量衡構造の事	四〇二
輸出酒類戻稅の事	三七二	度量衡免許の事	四〇四
自家用酒稅法の事	三七四	度量衡器の制限其製作修覆及販賣	
	三七五	の免許並檢定に關する事	四〇六

度量衡取締の事	四〇九	鶴の事	四二四
國立銀行徵稅法の事	四〇九	狩獵免許稅徵收の事	四二四
取引所稅法の事	四一〇	特別輸出入港に關する事	四二四
證券印紙稅の事	四一〇	昆布木材及板を不開港場より外國	四二五
小切手稅印押捺出願方	四一四	輸出特許に關する手續	四二五
印稅押捺の小切手銀行會社にて不		地方稅營業稅雜種稅納稅者心得	四二五
用の時押換を請ふを得	四一五	蠶種取締規則の事	四二八
印紙類賣下賣捌の事	四一五	蠶種檢査規則の事	四三一
印紙類賣下賣捌細則の事	四一六	蠶種特別檢査規則の事	四三五
印紙類元賣捌人及賣捌人心得書	四一七	特許條例の事	四三六
人民所持の印紙賣買の事	四一八	意匠條例の事	四三六
訴訟用印紙貼用方	四一八	商標條例の事	四三七
賣藥規則の事	四一九	同業組合の事	四三八
狩獵法の事	四一九	官有地特別處分の事	四三九
狩獵法施行細則の事	四二二	官有森林原野及產物特別處分規則	四三九
狩獵法出願者心得	四二二	官有森林原野及產物特別處分手續	
狩獵法施行細則第十四條に掲ぐる	四二三	の事	四四一



直接公用に供したる官有土地水面の使用免許又は直接公用に供せざる官有土地水面の貸下若は(山林を)賣渡豫約請願手續	四四二	諸學校通則の事	四五五
林産物公賣の事	四四二	地方學事通則の事	四五五
部分木仕付條例の事	四四三	小學校令の事	四五六
地租の事	四四五	私立小學校代用の事	四六〇
地租名稱區別の事	四四五	町村立學校幼稚園書籍館設置變更廢止の事	四六一
土地分合賣買讓與質入手續	四四七	小學校祝日大祭日儀式次第の事	四六二
土地臺帳の事	四四七	補習科教科目及修業年限の事	四六三
土地收用法の事	四四八	隨意科目に關する事	四六四
地目變換又は開墾に關する事	四四九	小學校設備規則の事	四六四
地租地圖願届手續	四四九	學齡兒童を保護すべき者の事	四六六
御料地貸下其他の手續	四五三	備主師匠等に就きて學齡兒童を保護すべきものと認むべき要件	四六七
官有土地内雜産物及土石拂受手續	四五四	幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校に類する各種學校及私立小學校設置廢止の事	四六八
官有地の地盤にして其上木(枯倒木は之除)	四五四		
拂下許可したるもの伐木規程の事	四五四		

市町村立小學校授業料の事	四七一	高等學校位階及入學の事	四八六
小學校長教員職務及服務の事	四七二	高等學校に設置する大學豫科學科規程	四八六
群馬縣尋常中學校畧則	四七四	尋常師範學校簡易科の事	四八七
群馬縣尋常師範學校畧則	四七六	小學校教員講習科規程	四八七
尋常師範學校生徒募集に關する事	四七六	帝國大學令の事	四八八
尋常師範學校卒業生服務規則の事	四七八	學位令の事	四八八
群馬縣尋常師範學校卒業生服務に關する細則の事	四七九	尋常中學校及高等女學校教員免許の事	四八九
群馬縣尋常師範學校附屬小學校授業料規則の事	四七九	尋常師範學校同中學校高等女學校教員免許檢定に關する規定	四九〇
高等師範學校規程の事	四八〇	幼稚園保姆檢定規則の事	四九一
高等師範學校研究科選科規則實施要目の事	四八一	小學校教員檢定等に關する細則の事	四九二
東京教育博物館出品者心得	四八三	文部省に於ける小學校教員檢定の事	四九五
女子高等師範學校規程の事	四八四		
高等師範學校生徒募集規則	四八五		
高等師範學校卒業生服務規則	四八五		



額及標準並給料旅費其他諸給與支給の事	四九六	扶助料法の事	五〇八
小學校長及教員の任用解職其他進退に關する規則	五〇二	市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則	五一一
小學校長及教員の任用解職其他進退に關する細則	五〇三	學校職員三大節賀表差出方及參賀の事	五一七
教科用圖書檢定規則の事	五〇六	兵事に關する部	五一八
教科用圖書檢定を得ざりし事由の指示を請ふもの出願期限の事	五〇七	徵兵令の事	五一八
教科用圖書檢定手数料登記印紙納付の事	五〇七	徵兵檢査規則の事	五二三
學校教員學力試験及免許狀授與手数料として納むる登記印紙貼用方	五〇八	徵兵旅費規則の事	五二四
登記印紙を以て納むべき學校教員學力試験及免許狀授與手数料の貼用及消印方	五〇八	徵兵參事員手當金並に旅費支給規則の事	五二五
市町村立小學校教員退隱料及遺族	五〇八	陸軍六週間現役兵條例の事	五二六
		陸軍一年志願兵條例の事	五二六
		陸軍志願兵身體檢査規則の事	五三二
		徵發令の事	五三三
		國民軍條例の事	五三八
		陸軍武官結婚條例の事	五三九

陸軍下士兵卒休暇に關し地方に係る取扱及出願手續の事	五四一	代人規則の事	六二三
海軍々人結婚條例の事	五四二	恤救規則の事	六二四
海軍々人結婚願手續の事	五四二	在監人に接見する事及差入物の事	六二五
海軍志願兵徵募規則の事	五四三	群馬縣文官普通試驗の事	六二五
馬匹調査及檢査施行規則の事	五四四	技術官任用の事	六二七
徵兵事務條例の事	五四九	判事檢事登用試験の事	六二八
徵兵事務條例施行規則の事	五六一	裁判所書記登用試験の事	六二八
陸軍召集條例の事	五七〇	執達吏登用試験の事	六二九
陸軍召集條例施行細則の事	五八五	巡查採用規則の事	六三〇
在郷軍人及補充兵にして寄留地より直に召集に應せんとする者の規程	六二〇	群馬縣法令編年索引	六三二
雜之部	六二二	群馬縣郡治一覽	六七四
法例の事	六二二	市町村名便覽	六九一
布告布達施行期限の事	六二二		
布告布達到達日數の事	六二三		



諸願届書式

登記に關する部

- 名刺(地所登記簿閲覧願)
- 改印届
- 名刺(地所(建物)讓與登記願)
- 委任狀(地所(建物)賣買(讓與)登記)
- 地所建物賣渡(讓渡)證
- 與書ノ式
- 名刺(地所(建物)書入(質入)ニ付登記願)
- 委任狀(地所(何々)書入(質入)登記)
- 地所(何々)書入(質入)金借用證
- 名刺(地所變更登記願)
- 地所變更登記願
- 名刺(地所書入(質入)登記取消願)
- 委任狀(地所書入(質入)登記)
- 名刺(地所(建物)遺産相續ニ付登記願)

- 一
- 一
- 一
- 一
- 二
- 三
- 三
- 四
- 五
- 五
- 五
- 五
- 六
- 六
- 七
- 七
- 八

死亡及相續證明願

- 委任狀遺産相續登記
- 遺産相續ニ付登記願
- 名刺地所(建物)家督相續ニ付登記願
- 退隱跡相續證明願
- 委任狀家督相續登記
- 名刺地所(建物)登記
- 戶籍に關する部

- 出生届
- 寄留届
- 全上
- 退去届
- 私生届
- 結婚(縁女)送籍届
- 結婚(縁女)入籍届
- 養子(相續人)送籍届

- 八
- 八
- 九
- 九
- 九
- 〇
- 〇
- 一
- 一
- 一
- 一
- 二
- 二
- 二
- 三
- 三
- 三



養子(相續人)入籍届	一四	死亡届(本人ヨリ)	一九
携帶者送籍届	一四	死亡届(醫師ヨリ)	一九
携帶者入籍届	一五	結婚届	二〇
離婚(離縁)送籍届	一五	離婚届	二〇
離婚(離縁)復籍届	一五	廢戶主届	二〇
分家送籍届	一六	相續届	二〇
分家入籍届	一六	全上	二〇
廢家送籍届	一六	全上	二〇
廢家復籍届	一六	廢嫡届	二一
附籍者入籍届	一七	廢嫡者復立届	二一
附籍者送籍届	一七	嫡出届	二一
附籍者別立送籍届	一八	私生子引渡届	二一
附籍者別立入籍届	一八	私生子引受届	二一
絶家再興送籍届	一八	棄兒引渡届	二二
絶家再興入籍届	一八	棄兒引受届	二二
轉住送籍届	一九	棄兒引受替送籍届	二二
轉住入籍届	一九	棄兒引受替入籍届	二二

棄兒立戶届	二三	現役兵入營前旅行届	二八
失踪届	二四	補充兵旅行届	二八
失踪者所在分明届	二四	補充兵寄留届	二九
失踪者復歸届	二四	現役兵入營前旅行復歸届	二九
戶籍面披見願	二四	補充兵寄留復歸届	二九
旅行届	二四	現役志願書	二九
後見人届	二五	身元證書	三〇
後見人改撰者	二五	一年志願兵服役願	三一
兵事に關する部	二六	一年志願兵官費服役願	三一
徵兵通齡届	二六	一年志願兵服役承認書	三一
國民兵入籍届	二六	身元證明書	三一
徵兵異動届	二六	陸軍武官結婚條例書式	三二
徵兵異動願	二七	海軍々人結婚願出手續書式	三三
徵集猶豫願	二七	馬匹調査及檢査施行規則書式	三四
徵集猶豫願	二七	在鄉陸軍下士以下願届	三七
入營延期願	二八	寄留地ニ於テ勤務演習(簡閱點呼	三七
現役兵入營前(補充兵)轉籍届	二八	參會)願	三七



勤務演習猶豫(簡閱點呼免除)願	三八	寄留地ニ於テ勤務演習應召(簡閱	四一
服役延期願	三八	點呼參會)許可濟願	四一
軍隊手牒下附願	三八	不參願	四一
結婚願	三八	傷痕(疾病)届	四二
歸郷御届	三九	死亡届	四二
滞在届	三九	失踪届	四二
寄留(旅行)届	三九	失踪者復歸(踪跡知得)届	四三
轉籍(分家)届	四〇	處刑届	四三
復歸届	四〇	事故復舊届	四三
就職(退職)届	四〇	寄留及簡閱點呼參會届	四三
勳章從軍記章拜受(同奮勳)届	四〇	診斷證書(病況書)	四三
離婚届	四〇	郵便電信ニ關する部	四三
出生届	四〇	第三稱郵便物認可願	四四
離婚届	四一	郵便切手買下請書	四四
改姓(名)届	四一	御請書	四四
寄留地退去(寄留替)届	四一	受領證	四五
家族異動届	四一	郵便切手買上願	四五

衛生に關する部

電信電話線私設條規書式	四五	賣藥請賣約定書	五二
診斷書	四六	賣藥行商鑑札願書式	五三
醫術開業試驗願	四六	賣藥印紙交換願	五五
醫術開業免狀下附願	四七	賣藥規則外製劑營業願	五六
藥劑師試驗願	四八	賣藥規則外製劑請賣願	五六
獸醫開業試驗願	四八	賣藥規則外製劑行商願	五七
獸醫(蹄鐵工)假免除下附願	四九	種痘に關する届書式	五七
獸醫(蹄鐵工)假開業願取調書	四九	新聞出版々權に關する部	
産婆開業願	四九	出版届	五九
履歷明細書	五〇	再版届	五九
鍼(灸)術營業願	五〇	版權登錄願	五九
履歷書	五〇	寫真版權登錄願	五九
證書	五一	寫真(版權登錄證謄本下附願)	六〇
賣藥檢查願	五一	學術(技藝)雜誌出版條例に依り出	六〇
賣藥改正願	五一	版(並手續省略)願	六〇
賣藥請賣願	五二	學術(技藝)雜誌版權登錄手續省略願	六〇



版權登錄證書訂正願	六一	竊盜難御届	七〇
新聞紙(雜誌)發行届	六一	政談集會届	七一
何新聞改題届	六二	屋外集會(運動會)願	七一
何新聞記載ノ種類變更届	六二	政社設置届	七一
何新聞發行人變更届	六三	旅人宿(下宿)開業願	七二
何新聞編輯人(印刷人)變更届	六三	飲食店開業願	七二
何新聞發行時期變更届	六三	演劇(其他何々)興行願	七二
何新聞印刷所變更届	六三	家出人搜索願	七二
<b>警察及取締に關する部</b>	六四	瘋癲人御届	七三
滙入紙製造届	六四	變死人届	七四
明治何年何月中屠獸表	六四	銃砲買取手續書式	七五
鑛泉浴營業(鑛泉販賣)願	六四	狩獵免狀下付願	七六
渡船營業願	六五	威銃免許願	七七
遺失物届	六六	碑表建設願	七七
得遺失物御届	六六	失火申報書	七八
煙火取締に關する願書式	六六	人殺傷申報書	七八
強盜難御届	六九	<b>土地勸業租税に關す</b>	

る部

所得金高届	七九	用者必得書々式	九七
所得稅納入地届	七九	醬油製造人營業心得書式	一〇四
所得稅管理入届	七九	土木起工出願手續書式	一一〇
所得稅者轉居届	八〇	土地ニ關スル願届書式	一一一
蠶種取締ニ關スル様式	八〇	葉煙草專賣法施行細則書式	一一三〇
蠶種検査ニ關スル様式	八〇	課稅標準届	一一三〇
官有(秣)(肥草)刈取願	八一	開業届	一一三一
官有何石排下願	八一	水車新設ノ出願	一一三一
印紙類元賣捌人及ヒ賣捌心得書々式	八二	種穀料御給與願	一一三二
部分木植付願表紙書式	八三	小屋掛料御給與願	一一三二
部分木植付願	八三	意匠條例書式	一一三三
度量衡取締規則書式	八五	特許條例書式	一一三七
酒類酒母醱混成酒製造人心得書式	八六	商標條例書式	一一四二
自家用酒製造人心得書式	八七	<b>民事訴訟に關する部</b>	
酒製營業稅法ニ關スル營業人及使	九六	貸金支拂命令申請書	一四五
		名刺式	一四五
		假執行宣言申請書	一三六



有体動産差押不動産假處分申請書	一四六	告訴狀	一五五
強制競賣申立書	一四七	診斷書	一五六
濟口届	一四七	告發狀	一五七
和解申立書	一四八	保釋願	一五七
養子送籍請求願	一四八	辯護人選定願	一五八
旅費(日當)(止宿料)請求書	一四八	學事に關する部	一五八
代人願	一四九	群馬縣尋常師範學校生徒募集ニ關スル細則書式	一五八
親族證明願	一五〇	群馬縣尋常師範學校卒業生服務ニ關スル細則書式	一六一
委任狀	一五〇	東京教育博物館出品者心得書式	一六二
御請書	一五〇	社事に關する部	一六三
訴狀	一五一	造築(修繕)費補助費下附願	一六四
控訴狀	一五二	銀行貨幣に關する部	一六五
答辯書	一五三	整理公債應募申込書	一六五
上告狀	一五四	應募申込後取扱店移轉請求書	一六六
答辯書	一五四	何々公債證書姓名書換證書請求書	一六六
答辯書	一五五		
刑事訴訟法に關する部	一五五		

公債讓(賣)渡其他事故ノ書入方書式	一六七	差入物願	一七五
何々公債證書姓名書換證印請求書	一六八	衆議院議員選舉有權者資格届	一七五
何々公債證書姓名書換證印及取扱店轉換請求書	一六八	文官普通試驗志願書	一七八
何々公債證書記名簿登錄請求書	一六九	巡查志願書	一七八
何々公債證書姓名書換證印請求書	一七〇	諸證書文例	一七八
舊公債金祿公債種類交換請求書	一七〇	金錢請取書	一七八
何々公債證書紛失届書	一七一	物品受取證	一七八
通常預金申込書	一七一	借用金證	一七九
預ケ金拂戻請求書	一七二	月賦借用金證	一七九
定期預ケ金申込書	一七三	年賦金借用證	一七九
雜の部	一七三	抵當書入金借用書	一八〇
印鑑届	一七三	借用金返濟延期證	一八一
改印届	一七四	物品質渡證	一八一
改肉届	一七四	物品借用證	一八二
移轉届	一七四	地所賣渡證	一八二
接見願	一七五	家屋賣渡證	一八三
		公債證書賣渡證	一八三



委任狀(公債證書質入)	一八四	養子(女)ニ差遣ス證	一九二
借地證	一八五	雇人請狀	一九二
借家證	一八五	雇人引取證	一九三
物品預り證	一八六	跡式讓狀	一九三
金預り證	一八六	會社入社證	一九三
質物預り證	一八七	退社證	一九三
無利息金預り證	一八七	會社株式券狀	一九四
商品賣渡證	一八八	巡查誓文	一九五
商品預り證	一八八	土木請負書	一九六
手附金請取々換證	一八八	入院患者引受證書	一九六
荷物送狀	一八九	死産證書	一九七
荷爲換送狀	一八九		
委任狀	一九〇		
後見委任狀	一九〇		
家作請負證	一九〇		
耕地小作證	一九一		
養子(女)貰受證	一九一		
		群馬縣官民必携終	

### 群馬縣官民必携

秋永常次郎編纂

#### 立憲政体ノ詔敕(明治八年四月 布告五十八號)

朕即位ノ初旨トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ宗祖ノ靈ト群臣ノ力トニ賴リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少シトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲政体ヲ立テ汝衆庶ト偕ニ其慶ニ賴ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、トナク又或ハ進ムニ輕ク爲ヌニ急ナル、トナク其能ク朕カ旨ヲ體シテ翼贊スル處アレ

#### 國會開設ノ敕諭(明治十四年 十月十二日)

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政体ヲ建テ後世子孫繼グベキノ業ヲ爲サン、トナク期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ爾有衆亦朕ガ心ヲ諒セヨ



願ミルニ立國ノ体國各宜シキヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラザル我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ゲ洪模ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責 朕ガ躬ニ在リ將ニ明治廿三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ 朕ガ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ 朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラムトス  
朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ避ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故ヲニ蹕急爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラバ處スルニ國典ヲ以テスベシ特ニ茲ニ明言シ爾有衆ニ諭ス

◎帝國憲法ノ事

◎大日本帝國憲法(明治二十二年二月發布)

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ズ

- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會停會及衆議員ノ解散ヲ命ズ
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其災厄ヲ避クル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ敕令ヲ發ス此敕令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スベシ若シ議會ニ於テ承諾セザルハ政府ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フヲ公布スベシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但此憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其條項ニ依ル
- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ズ
- 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル



- 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均シク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クヲ得
- 第二十條 日本臣民ハ法律ニ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
- 第二二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
- 第二三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニアラスシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
- 第二四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ
- 第二五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外其許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラレコトナシ
- 第二六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ
- 第二七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サルコトナシ公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ル所ニ依ル
- 第二八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スヲ得
- 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨

- クルコトナシ
  - 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス
- 第三章 帝國議會**
- 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
  - 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及敕任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
  - 第三十五條 衆議院ハ撰舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
  - 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議院タルコトヲ得ス
  - 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
  - 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得
  - 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ全會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得
  - 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其他ノ事件ニ付各其意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
  - 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
  - 第四十二條 帝國議會ハ三ヶ月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ敕命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ



- 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ 臨時會ノ會期ヲ定ムルハ敕命ニ依ル
- 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フベシ 衆議院解散ヲ命セラレタルハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
- 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルハ敕命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五個月以内ニ之ヲ召集スヘシ
- 第四十六條 兩議院ハ各其總議員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲナスコトヲ得ス
- 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半敵ヲ以テ決ス可否同數ナルハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
- 第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得
- 第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
- 第五十一條 兩議院ハ此憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
- 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ

- 但シ議員自ラ其言論ヲ演說刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
- 第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ除ク外會期其院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ
- 第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得
- 第四章 國務大臣及樞密顧問
- 第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス 凡テ法律敕令其他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
- 第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス
- 第五章 司法
- 第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十八條 裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ズ 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職 免セラルコトナシ 懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ凡俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得



第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニ別ニ法律ヲ以テ定タル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキ者ハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニアラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其他ノ收納金ハ前項ノ限ニアラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除クノ外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ベシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國庫ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ベシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除クノ外帝國議會ノ協贊ヲ要セズ

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ依リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ズ

第六十八條 特別ノ須要ニ依リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クベカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲メ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ敕令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セズ又ハ豫算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ敕命ヲ以テ議案ヲ帝國議會

ノ議ニ付スヘシ此場合ニ於テ兩議院ハ各其總員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ

議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ改正ノ議決ヲナ

スコトヲ得ス



第七十四條

皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セズ

第七十五條

憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第七十六條

法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラス此憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範ノ事

皇室典範(明治廿二年二月十一日)

第一章 皇位繼承

第一條

大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條

皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條

皇長子在ラザルハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其子孫皆在ラザルハ皇次子及其子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條

皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラザルトキニ限ル

第五條

皇子孫皆在ラザルトキハ皇兄弟及其子孫ニ傳フ

第六條

皇兄弟及其子孫皆在ラザルトキハ皇伯叔父及其子孫ニ傳フ

第七條

皇伯叔父及其子孫皆在ラザルトキハ其以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條

皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條

皇嗣精神若クハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條

天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條

即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條

踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ビ改メザルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條

天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條

前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條

儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラザルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條

皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條

天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條

皇太子皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王ノ敬稱ハ殿下トス



第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ攝政ヲ置ク  
 天皇久キニ亘ル故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハザルトキハ皇族會議又ハ樞密顧問  
 ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ズ

條廿一條 皇太子皇太孫在ラザルカ又ハ未タ成年ニ達セザルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政  
 ニ任ズ

第一 親王及王  
 第二 皇 后  
 第三 皇 太后  
 第四 太皇太后  
 第五 内親王及女王

第廿二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第廿三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其配偶アラザル者ニ限ル

第廿四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セザルカ又ハ其他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任  
 シタルマキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其事故既ニ除クト雖モ皇太子及皇太孫  
 ニ對スルノ外其任ヲ護ルコトナシ

第廿五條 攝政又ハ攝政タルベキ者精神若クハ身体ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキ  
 ハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第廿六條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第廿七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢  
 シ之ヲ選任ス

第廿八條 太傅ハ攝政及其子孫之ニ任ズルコトヲ得ズ

第廿九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非ザレバ太傅ヲ退職セシムルコ  
 トヲ得ズ

第七章 皇族

第卅條 皇族ト稱スルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃  
 内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女  
 ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タルヘキ者ニ特  
 ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ皇王命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス



- 第二十四條 皇統譜及前條ニ關スル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス
  - 第二十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
  - 第二十六條 攝政在任ノ皇ハ前條ノ事ヲ攝行ス
  - 第二十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スベシ
  - 第二十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル
  - 第二十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル
  - 第四十條 皇族ハ勅許ニ依ル
  - 第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス
  - 第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ズ
  - 第四十三條 搜族國疆ノ外ニ旅行セントスルトキハ勅許ヲ請フベシ
  - 第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラズ但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ
- 第八章 世傳御料
- 第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定ムルモノハ分割讓與スルコトヲ得ズ
  - 第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

- 第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム
  - 第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル
- 第十章 皇族訴訟及懲戒
- 第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス
  - 第五十條 人臣ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京扣訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ認延ニ出ルヲ要セス
  - 第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非ザレハ拘引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ズ
  - 第五十二條 皇族其品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若クハ剝奪スベシ
  - 第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其管財者ヲ任スベシ
  - 第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス
- 第十一章 皇族會議
- 第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム



第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故  
ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其他此典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムベシ

第六十二條 將來此典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スベキノ必要アルニ當テハ皇族會議及  
樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スベシ

◎商法に關する部

◎商業登記簿の事(明治廿三年三月法律第三十二號日本商法)

商業登記簿は各地の區裁判所に備へ置かる可き者なれば商事會社は其會社に關する事柄  
にして登記を要すべきものを其營業所又は住所の裁判所の登記簿に登記を請ふべし其登  
記を受たる事柄は之れを新聞紙其他の方法にて公告せらるべし其公告ありたる上は其事  
柄は公にして一般人の認知したるものとせらる、が故に第三者は妄りに其事柄を知らざ  
りしとの故を以て自己を保護するを得ず

又その登記は營業所又は住所を他に移したるときは其前に登記したる營業を引續き爲す  
場合に於ては移轉したる地に於て又更に登記を請ふべきものとす

◎商事帳簿の事(同前)

從來と雖も各商事會社は皆帳簿を備ひ置きたれ共一定ならざりしを以て一定且完全なる  
帳簿を備ふることゝなれり而して此帳簿には日々の取引より他人との貸借、受取、又は引  
渡したる商品、支拂又は受取りたる金額等を明細に記載し又月々の家事上に要する費用  
を商業上に要する費用との總額をも明記せざるべからず、尤も小賣の取引は現金賣と掛  
賣とを問はず日々賣上の總額のみを記入するを得。合名會社は開業の時及び毎年初の三  
ヶ月内に又合資會社及び株式會社は開業の時及び其事業年度の終りに於て動産、不動産  
の總目錄及貸方借方の對照表を作り特に設けたる帳簿に記入して署名捺印すべし。各商  
事會社は其作りたる帳簿を十年間貯藏し火災其他意外の事變に因りて紛失又は毀損せ  
ざることに注意するの責任あり。裁判所は争訴人の申立に因り總ての商業帳簿を差出さ  
しむることあり

◎合名會社の事(同前)

二人以上共通の計算を以て商業を營む爲め金錢又は有價物又は勞力を出資となして共有  
資本を組成し責任其出資に止まらざるものを合名會社となす。社名には總社員又は其一  
人若くは數人の氏を用ゐる之に會社なる文字を附すべし會社若し現存せる他人の營業を引



受くるときは其舊商號を續用することを得ず

◎合資會社の事(同前)

社員の一人又は數人に對して契約上別段の定なきときは社員の責任か金錢又は有價物を以てする出資のみに限るものを合資會社と爲す。合資會社の社員の数に之を制限せず

◎株式會社の事(同前)

會社の資本を株式に分ち其義務に對して會社財産のみ責任を負ふものを株式會社と爲す。株式會社は其目的か商業を營むにあらざるものも商事會社の規定に従ふ。株式會社は七人以上を以てし且政府の免許を得るに非ざれば之を設立することを得ず。株式會社は七人以上に非れば之を發起することを得ず。各株式金額は會社資本を一定平等に分ちたるものにして二十圓を下ることを得ず又其資本十萬圓以上なるときは五十圓を下ることを得ず。株式は一株毎に株券一通を作る之に其金額發行の年月日番號社名社印取締役氏名印及株主の氏名を載す但定款に依り數株を合して一通の株券を作ることを得。株式は分割又は合併することを得ず

◎共算商業組合の事(同前)

共算商業組合に三種あり二人以上共通の計算を以て一時の商取引又ハ作業をなすを常座組合とし二人以上各自別々に一時の商取引若くは作業をなし又は商業を營むと雖も此に因りて生ずる損益を共分することを契約したるものを共分組合とし或人が損益共分の契

約を以て他人の商取引又ハ商業に資本を出して之を其者の所有に移し商號に自己を表示する名稱を顯はさず又業務施行に與からざるものを匿名組合とす。常座組合に於ては契約實行の爲め其一二の組合員に於て爲したる行為に於ては第三者即ち他人に對し各組合員連帶の權利及義務を有す。共分組合に於ては矢張連帶責任を負ふ者なれども他の組合員の爲したる行為より生ずる請求に對しては先訴の抗辯を爲すの權利あり。匿名組合に於ては其營業者の行為に付し第三者即ち他人に對し出資未済の場合に於て其出資すべき額に滿つるまでを限り義務を負ふものとす而して其損益分配の割合は別に明約あるにあらずれば營業資本總額に對する出資額の割合を以て之を定む

◎爲替手形の事(同前)

爲替手形には左の諸件を記載することを要す、第一振出の年月日及場所、第二爲替金額但文辭を以て記載すべし第三支拂人の氏名、第四受取人の氏名又は其指圖せられたる人若くは所持人に支拂ふべき旨及満期日並に支拂地、第五振出人の署名捺印。振出人ハ爲替手形を自己の指圖にて振出し又は自己に宛て振出すことを得。爲替手形の金額二十五圓以上なるときは無記名式にて振出すことを得。満期日は定まりたる日又は日附の後定まりたる期間又は一覽の時二覽後定まりたる期間に於てのみ之を定むることを得。爲替手形に満期日を記載せざる時は其手形は一覽の時に満期となる。支拂人の住地又は其他の地(地所拂爲)は支拂地として之を記載することを得他の地を記載する場合に



在て爲替手形に支拂の爲め他人(地所)を明記せざる時は支拂人は其記載したる地に於て支拂をなすことを要す

◎約束手形の事(同前)

約束手形には左の諸件を明瞭詳密に記載することを要す、第一振出の年月日及場所、第二支拂金額但文辭を以て記すべし、第三受取人の氏名又は其指圖せられたる人に支拂ふべき旨、第四満期日、第五振出人の署名捺印。約束手役は振出人の指圖にて之を振出すことを得ず。約束手形に別段の支拂地を掲げざる時は振出の場所に於て其支拂を爲すことを要す。約束手形の振出人は其振出に因りて満期日に支拂をなす義務を負担す

◎小切手の事(同前)

小切手は寄託其他の方法に依り銀行に對して繼續する信用を有する者が其銀行に依頼し之をして記せられたる人又ハ指圖せられたる人若くは所持人に呈示を受け次第或る金額を支拂はしむる證券たり。小切手には年月日を記し振出人署名捺印すべし、又小切手は一覽拂とするに非ざれば之を振出すことを得ず其他銀行と明示又は默示にて約定したる振出の方式は之を遵守することを要す。小切手は裏書を以て之を轉付することを得若し裏書讓渡人の署名捺印のみを以て裏書讓渡をなしたるとき又は無記名式にて振出したるときは交付に因りて之を轉付することを得

◎商事會社の登記料の事(明治廿九年三月法律第廿七號登録税法ニテ改正)

- 登記を受くる商事會社は左の區別に従ひ登録税を納むること
- (1) 合名會社合資會社設立 資本金額千分ノ二
  - (2) 合名會社合資會社資本増加 増加資本金額千分ノ二
  - (3) 合名會社合資會社支店設置 會社資本金額万分ノ二
  - (4) 株式會社設立 設立初度拂込資本金額千分ノ三
  - (5) 株式會社設立後ノ資本金拂込 每拂込金額千分ノ三
  - (6) 株式會社支店設置 現在拂込資本金額万分ノ三
  - (7) 登記事項の變更(資本ノ増加及拂込登記ヲ除ク) 追加 每一件金三圓
  - (8) 解散 每一件金一圓

◎民事訴訟法に關する部

◎民事訴訟法に關する要件(明治廿三年二月法律第六號及同年四月法律第廿九號)

訴訟に民事に關するものと刑事に關するものとあり今先づ民事に關する訴訟に付ての要件を掲載すれば左の八項とす。

一訴訟をなす裁判所を知る事、一訴訟の提起をなす事、一答辯をなす事、一立證をなす事、一辯論をなす事、一裁判を言渡す事、一上訴をなす事、一裁判を執行する事、以上は其手續を履行すべきの順序なりとす。

◎區裁判所の事(明治廿三年一月法律第六號)



區裁判所は左の事項に限り裁判權を有す、第一百圓を超過せざる金額又は百圓を超過せざる物品に關する件 第二價額の高に拘はらず左の訴訟、(一)住家其他の建物又は其或る部分の受取、明渡、使用、占據若しくは修繕に關し又は賃借人の家具若しくは所持品を賃借人の差押へたることに關し賃借人と賃借人との間に起りたる訴訟 (二)不動産の經界のみに關する訴訟 (三)占有のみに關する訴訟 (四)雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關し起りたる訴訟 (五)左に掲げたる事項に付旅人と旅店若しくは飲食店の主人との間、又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟 (イ)賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物運送料 (ロ)旅店若しくは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物金銭又は價のあるもの。以上の諸項に當る事件は區裁判所に訴へ出つべし。

◎地方裁判所の事(同前)

地方裁判所は左の事項に對し裁判權を有す、(一)第一審としては區裁判所の權限又は皇族に對する民事訴訟を除き其他の事件 (二)第二審としては區裁判所の判決に對する控訴及區裁判所の決定及命令に對する法律に定まりたる抗告。

◎控訴院の事(同前)

控訴院ハ左の事項に對し裁判權を有す、(一)地方裁判所の第一審判決に對する控訴 (二)區裁判所の判決に對する控訴に付さ爲したる地方裁判所の判決に對する上告 (三)

地方裁判所の決定及命令に對する第一審第二審の裁判權。

◎大審院の事(同前)

大審院の有する裁判權は左の事項にありとす、終審として (一)控訴院の判決に對する上告 (二)控訴院の決定及命令に對する法律に定まりたる抗告。

◎裁判所出帳所の事(明治廿一年九月敕令第六十四號及同廿二年五月敕令第六十七號)

總て區裁判所の裁判權を同一にして只一の區裁判所管轄内を分割したるに過ぎず尤も裁判事務を取扱ふ出帳所は司法大臣の指定したる所に限る。

◎訴訟手續に關する要件(明治廿三年四月法律第二十九號)

訴訟に第一審第二審の別あり裁判所に對し又ハ事件を審理する手續に對し稱するものなり其何れにしても初めて訴訟を起し之を審理する場合を第一審とし再度の訴訟を起し之を覆審するを第二審と稱す裁判所を以て云へば地方裁判所は合議裁判所の第一審にして控訴院は合議裁判所の第二審とす而して區裁判所は總て第一審とす。

◎地方裁判所の訴訟手續(附訴狀及準備書面の認め方) (同前)

訴を起すには先つ訴狀を裁判所に差出すべし其訴狀には (一)原告及び被告の氏名及び裁判所名 (二)訴訟の目的即ち金錢物品を得んとし又は或る事を爲し若しくは爲さざる等 (三)一定の申立即ち貸金なれば金何圓返却ありたしと云ふか又ハ隣人塚を踏へて己の屋敷内へ樹木を植ゆるか如きは之を取除きたしと云ふか如き要件を記載するものとす其他



準備書面の手續により左の諸件を掲ぐべし (一)本人及び代理人の氏名、身分、職業、住所及附屬書類の添付 (二)原告若くは被告が法廷に於て爲さんと欲する申立 (三)申立の原因たるべき事實上の關係 (四)相手方の事實上の主張に對する陳述 (五)原告若くは被告が事實上主張の證明又ハ攻撃の爲め用ゐんとする證據方法及ひ相手方の申出たる證據方法に對する陳述 (六)原告若くハ被告又ハ其訴訟代理人の署名及捺印 (七)年月日 其他訴訟物か一定の金額にあらざる時は其價額を掲ぐ可し。原告に於て既に訴訟を裁判所に差出したるときは裁判所は口頭辯論の期日を定め少なくとも二十日の時間を存し之を被告に送達すべし、尙は其送達の際十四日以内に答辯書を差出すべきことを被告に催告すべし。其答辯書の調整方ハ總て前に掲ぐる訴狀の例に據る。判決には左の諸件を掲ぐるものとす、(一)本人及代理人の氏名、身分、職業及住所 (二)事實及び争點の摘示但し其摘示は當事者の口頭演述に基き殊に其提出したる申立を表示して之を爲す (三)裁判の理由 (四)判決主文 (五)裁判所の名稱、裁判を爲したる判事の官氏名。  
(後に書式あり)

◎區裁判所の通常の訴訟手續(同前)

大體に於て地方裁判所の訴訟手續と異なる事なし、去りながら地方裁判所に於ては訴を起すに書面を以てせざるべからざるも區裁判所に於ては口頭を以てするも書面を以てするも訴訟を起す本人の隨意にして又準備書面の遣り取りを爲すを要せず。地方裁判所に

於ては訴訟を起したる日と口頭辯論を爲す期日との間に少なくとも廿日を存すべきも區裁判所に於ては通常は少なくとも三日の期間を存し急迫の場合は二十四時間を存すれば足る。

◎督促手續(同前)

金額の支拂又は米麥酒醬油等の代替物若くは株券公債證書等の如き有價證券の一定の數量の支拂を請求するに付ては此の督促手續に據ることを得るものにして何月何日迄に辨償すべしとか又ハ異儀あらば之を申立つべしとかの條件を付し支拂命令を發せんことを申立つることを得。尤も左の場合に於ては督促手續を爲すことを得ざるものとす、(一)申請の旨趣に依り反對給付を爲すに非ざれば請求を主張することを得ざるるとき例へば代金を仕拂ひ物件を受取るの約あるときに於て單に物件の給付を請求するか如し此場合に於ては先づ代金の給付を爲すにあらざれば其物件請求を主張することを得ざるものとす (二)支拂命令を外國に於て爲し若くは公示送達を以てすべきとき。支拂命令を發することを得るには書面にて又ハ口頭にて隨意なるべしと雖も左の諸件を具備することを要す、(一)當事者及び裁判所の表示 (二)請求の高、目的物及び原因其他若し請求するもの數個に涉るときは一々之を記載するを要す (三)支拂命令を發せられんことを申立つること。  
(後に書式あり)

◎上訴に関する要件(明治廿三年二月法律第六號及同年四月法律第廿九號)



上訴とは未だ確定せざる裁判に對し其裁判せし裁判所の上級の裁判所に不服を唱へ廢棄を求むるの目的を以てする訴訟の手續なり其種類は第一控訴 第二上告 第三抗告の三類とす而して第一の控訴は事實の覆審を主とするものにして第一審に對しては之を第二審とし第一審の裁判所即ち區裁判所の判決に對しては地方裁判所地方裁判所に對しては控訴院に控訴するにあり又第二の上告は法律上の背反即ち法律の適用を誤りたる判決を更めて裁決あるべきことを主とするものにして第二審に對しては終審とす而して第二審の裁判所即ち地方裁判所の判決に對しては控訴院控訴院に對しては大審院に上告するにあり又第三の抗告は訴訟の手續に於て多く重要ならざる決定及び命令に對する不服の申立にして其上級の裁判所に爲すものとす即ち區裁判所に對する不服は地方裁判所に地方裁判所に對する不服は控訴院に控訴院に對する不服は大審院に之れを抗告すべきものとす。

◎控訴(附訴狀の認め方)の事(明治廿三年四月法律第二十九號)

控訴を受理審判するの裁判所は地方裁判所と控訴院との二ヶあり、區裁判所の第一審に於て爲したる終局判決(即ち一件落着俗に所謂裁判所の手離れ)に對しては地方裁判所に之を爲し又地方裁判所の第一審に於て爲したる終局判決に對しては控訴院に之を爲す、故に控訴裁判所と云ふときは區裁判所より云へば地方裁判所は即ち控訴裁判所にして地方裁判所より云へば控訴院は即ち控訴裁判所なりとす。控訴をなさんとする者は第一審

判決の送達の日より一ヶ月以内に控訴を提起すべし。控訴を提起するには控訴狀を控訴裁判所に差出すべし其控訴狀には左の諸件を具備すべし、(一)控訴せらるる第一審判決の表示 (二)此控訴に對し控訴するの要旨、此他控訴狀は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り且第一審の判決に對し如何なる程度即ち如何なる部分に付きて不服なるやを申立つる事及び第一審の判決に對し變更をなすべきときは如何なる場合なるやを明にせざるべからず例へば貸金請求は相立たずとの判決を變更して貸金請求の正當なることを認定せられんことを申立て、若し此控訴にして新たな事實及び證據方法あるときは之を申立てざるべからず例へば賣買解除すべき旨の判決あるも決して服せず尤も第一審に於ては未だ反證の知れざるか爲めに違約となりしも判決後之を搜索するに漸く延期契約證の筐底より出てたるか爲め更に之を提出すべしと云ふが如し。又判然許すべからざる控訴又は判然法律上の方式に適せず若くは期間の經過後(第一審判決の送達より一ヶ月を過ぎ)に起したる控訴は却下せらるべし。控訴狀の送達と口頭辯論の期日との間には少なくとも二十日間を要す、其控訴狀送達の際には控訴裁判所は被控訴人に對し十四日以内に答辯書を差出すべきことを催告すべし。答辯書は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り且被控訴人の申立及び其主張せんとする新なる事實及び證據に關する事を掲ぐべし。

◎上告(附訴狀の認め方)の事(明治廿三年二月法律第六號及全廿三年四月法律第二十九號)



上告ハ地方裁判所若しくは控訴院の第二審の判決に對して爲すものにして其之を受くる裁判所は控訴院若しくは大審院なりとす區裁判所の判決に對して下したる地方裁判所の判決に對する上告は控訴院の裁判權に屬し地方裁判所の判決に對して下したる控訴院の判決に對する上告及び皇族に對する第二審の判決に對する上告は大審院の裁判權に屬す。上告をなすは法律に違背したる裁判なることを理由とするときに限る。總ての法則を適用せず又は不當に適用したるときは法律に違背したるものとし且つ裁判は左の場合に於ては常に法律に違背したるものとす。(一)裁判所の構成に於て規定に違ひたる時(二)法律に依り職務の執行より除外せられたる判事か其裁判に參與したるとき(三)判事が忌避せられ且忌避の申請を理由ありと認めたるに拘はらず裁判に參與したるとき(四)訴訟手續に於て原告若しくは被告が法律の規定に従ひ代理せられざりしとき(五)訴訟手續の公行に付ての規定に違背したる口頭辯論に基き裁判をなしたるとき(六)裁判に理由を付せざりしとき(七)裁判所が其管轄又は管轄違を不當と認めたる時。上告は第二審判決の送達より一ヶ月以内に之を爲すべくして上告狀には左の諸件を具備することを要す。(一)上告せらるる第二審判決の表示(二)此判決に對し上告を爲すの要旨、此他上告狀には準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り特に判決に附し如何なる部分に於て不服なるや及び判決に對し如何なる部分に於て破毀を爲すべきやの申立を掲げ且法則を適用せず若しくは不當に適用したることを上告の理由とするときは其法則

の表示又は訴訟手續に付ての規定に違背したることを上告の理由とするときは其欠缺即ち欠點を明かにする事實の表示又法律に違背して事實を確定し若しくは遺脱し若しくは提出したりと看做したることを上告の理由とするときは其事實の表示を掲ぐべし。上告を受けたる裁判所は上告人を呼出し其陳述を聽くべきを以て上告人は呼出の期日には必ず出頭すべし若し其期日に出頭せざるときは上告を取下げたるものと看做さるゝことあり、又上告狀の送達と口頭辯論の期日との間は少なくとも二十日間を要すべく又答辯書を差出すべき日限ハ其送達の際十四日以内に差出すべきことを催告すべきものなり。

●抗告の事(明治廿三年四月法律第二十九號)

抗告とは訴訟手續及び強制執行手續に係る不服を申立つるものにして區裁判所の決定及命令に對する法律上に定めたる抗告は地方裁判所に之を爲し地方裁判所の決定及命令に對する法律上に定めたる抗告は控訴院に之を爲し控訴院の決定及命令に對する法律上に定めたる抗告は大審院に之を爲す。抗告をなすは裁判所よりの決定及命令なれば其裁判所に之を爲し又裁判長よりの決定命令なれば其裁判長の屬する裁判所に抗告狀を以て之を爲すものとす。訴訟が區裁判所に繫屬し若しくは嘗て繫屬したるとき即ち區裁判所の審判に屬するとき若しくは屬したるとき又は證人鑑定人より又は證書を提出するの義務ありとの宣言を受けたる第三者より抗告するときは口頭を以てすることを得。事急迫なりと認むるときは直ちに抗告裁判所に之を爲すことを得。抗告裁判所は口頭辯論を経ずして



裁判をなすを通例とす即時抗告は其裁判の送達より七日以内之を爲すべきものとす。

◎再審(已に確定したる判決を取消し又ハ原狀回復の訴に係る)の要件(同前)

總て再審の訴を爲すは其訴訟が既に終決し確定判決のものならざるべからず未だ判決の確定せざる前は或は故障をなし又は上訴を爲すの途あればなり而して其再審を爲すには二個の方法あり、(一)取消の訴 (二)原狀回復の訴是なり。取消の訴は其判決の無効なるを以てし原狀回復の訴は公平を維持するの理由に基きて之を爲す(共に以下兩項に於て見るべし)而して原告及被告の一方又は双方より取消の訴と原狀回復の訴と共に起りたるときは取消の訴を先にし其確定に至るまでは原狀回復の訴は中止せらるゝ者とす。

◎確定判決取消に關する事(同前)

取消の訴により再審を求むることを得るは (一)前の判決に於て規定に従ひ裁判所の構成なきとき (二)法律上職務の執行より除外せられたる判事が裁判に參與したるとき (三)判事が忌避せられ且忌避の申請か理由あること、認められたるに拘はらず裁判に參與したるとき (四)訟訟手續に於て原告若くは被告か法律の規定に従ひ代理せられざりしとき。而して(一)及び(二)の場合に在ては上訴若くは故障を以て取消を主張することを得べかりしときは取消の訴をなすを得ず必ず其上訴を爲し又は故障を爲して判決を變更せざるべからず然るに之を爲さざるは其判決に甘受したるにあればなり取消を求むる

は其求めんとする判決を爲したる裁判所に之を爲すべし、若し同一の事件にして一分は下級の裁判所一分は上級の裁判所に於て爲したる判決に對する訴は上級裁判所に之を爲すべし例へば最初區裁判所に於て一分を判決し他の一分は地方裁判所に於て判決したるが如き場合には取消の訴は之を地方裁判所に爲すが如し。督促手續に依り區裁判所の執行命令に對し取消を求むる訴は其命令を發したる區裁判所に之をなすべし。

◎原狀回復に關する事(同前)

原狀回復に由り再審を求むることを得るは (一)刑法に掲けたる職務上の義務に違背したる罪即ち賄賂を收受し又は聽許したる判事が其裁判に參與したるとき (二)原告若くは被告の代理人又ハ相手方が賄賂罪の共犯者即ち裁判官に賄賂を贈りたる者なるとき又は私書の偽造をなすが如き或ハ偽證罪を犯したるが如き場合 (三)判決の憑據となりたる證書の偽造又は變造なりしとき (四)證人鑑定人又ハ通事が偽證偽譯をなしたるとき (五)判決の憑據となりたる刑事上の判決が他の確定となりたる刑事上の判決を以て廢棄若くは破毀せられたりしとき (六)原告若くは被告か同一の事件に付ての判決にして前に確定となりたるものを發見し其判決が不服を申立てられたる判決と抵觸するときは (七)相手方若くは第三者の所爲により以前に提出することを得ざりし證書にして原告若くは被告の利益となるべき裁判をなすに至らしむべきものを發見したるとき。原狀回復の訴は原告若くは被告が自己の過失にあらずして前訴訟手續に於て殊に故障又は控訴若



くは附帶控訴に依り原狀回復の理由を主張すると能はざりしときに限り之を爲すを得。原狀回復の訴を爲すは其訴べんとする判決を爲したる裁判所に之を爲すべし。若し同一の事件にして一分は下級の裁判所一分は上級の裁判所に於て爲したる判決に對する訴は上級裁判所に之を爲すべし例へは最初區裁判所に於て一分を判決し他の一分は地方裁判所に於て判決したがるが如き場合は原狀回復の訴は之を地方裁判所に爲すが如し督促手續に依りて區裁判所の執行命令に對し原狀回復を求むる訴は其命令を發したる區裁判所に之を爲すべし。

◎確定判決取消及原狀回復に關する事(附訴狀の認め方)(同前)

總て再審の訴即ち取消及原狀回復の訴は原告若くは被告に於て不服の理由(取消又は原狀回復の訴を起すべき理由)を知りたる日より一ヶ月以内に之を爲すべし若し原告若くは被告が判決に至らざる以前已に不服の理由を知りたるときは其裁判の判決確定したる日より一ヶ月以内に之を爲すべし。判決確定の日より五ヶ年の後は如何なる事情あるも再審の訴を爲すを得ず。總て再審の訴狀には左の諸件を具備するを要す、(一)取消又は原狀回復の訴を受くる判決の表示 (二)取消又は原狀回復の訴を起す主旨の陳述、此他訴狀は準備書面に關する一般の規程に従ひて之を作り且不服の理由の表示、取消又は原狀回復の訴を起すべき理由) 此理由及び不變期間の遵守を明白ならしむる事實に付ての證據方法即ち證人又は證書を以て爲すものなり、又如何なる部分に於て不服を申立てら

れたる判決を廢毀若くは破棄すべきの申立又本按に付き更に如何なる裁判を爲すべきやの申立をも掲ぐべし。原告は口頭辯論の期日に於て相手方の陳述の有無に拘はらず再審を求むる理由及び法律上の期間の遵守を明白にする事實を疏明すべきものとす其疏明は裁判官をして自己の主張する事柄が眞實なりと認めしむべき方法を申立つるを以て足るべし

◎證書訴訟の事(附訴狀の認め方)(同前)

此項に掲ぐる訴訟手續は證書に依り請求權を證明し得るもの、爲めに簡易なる方法を設けたるものとす。此の證書訴訟を起すことを得べきものは一定したる金高の支拂其他同種の物を以て之に代ゆる物若くは公債證書株券の如き價のある證券の一定の高を引渡すことを目的とする請求は其請求を起すべき理由たる總ての必要な事實を證書に依り證據立つることを得べきとみに限る。證書訴訟を提起するには訴狀又は口頭を以てすることを得るものにして訴狀に證書訴訟として訴ふる所の主旨を掲げ且其訴ふべき證書の原本又は謄本を添ゆるものとす。又口頭にして通常の訴訟と混一の恐あるを以て必ず先づ證書訴訟なることを申立て其他總て前同様口頭を以て陳述すべし 原告の訴訟を爲したる請求か何にもせよ理由なきときは却下せらるゝなり。

◎強制執行(裁判執行)の要件(同前)

強制執行即ち判決の如くに請求の物件を受け若くは權利の實行を爲すには左の二ヶの場



合に於てす (一) 確定の終局判決 (二) 假執行の宣告を付したる終局判決 以上何れも裁判落着の上ならざるべからず而して第一の場合には第一審の終局判決にして上訴若くは故障の期限を経過したるもの又は第二審の終局判決にして上告若くは故障の期限を経過したるものにして到底其判決ハ動かすべからざるに至りたる判決をいふ又第二の場合に假りに其判決の如く執行するものにして其判決が至急を要するものなるか若くは執行をなさざれば一方に損害を生ずべきものなるか若くは債務を認諾したるか若くは事件が簡短平易なるか若くは損害を負担すべきとの保證をなしたるかの理由ありて假執行を付するものとす。左の判決を爲す時は本人の申立に因らず職權を以て裁判官より假執行の言渡を爲す、第一 本人自から認諾せしに因り敗訴の言渡を爲したるとき 第二 證書訴訟又は爲替訴訟に於て言渡を爲したるとき 第三 同一の審判に於て同一の原告又は被告に對し本案に付き言渡したる第二又は其後の欠席判決 第四 假差押又は假處分を取消す判決 第五 他人に養料を支拂ふべき義務あるとを言渡す判決但訴の提起後の時間及び其提起前最後の三ヶ月間の爲に支拂ふべきものなるときに限る。左の場合に於ては本人の申立に因り假執行の言渡を爲す、第一 總ての住家其他の建物又は其或る部分の受取、明渡、使用、占據若くは修繕に關し又は賃借人の家具若くは所持品を賃借人の差押へたることに關し賃借人と貸借人との間に起りたる訴訟 第二 占有のみに係る訴訟 第三 雇人と雇主との間に雇期間一ヶ年以下の契約に關り起りたる訴訟 第四 左

に掲けたる事項に付き旅人と旅店若くは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟 イ 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物物の運送料  
 ロ 旅店若くは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物、金錢又は公債證書株券の如き其他有價物 第五 以上の外財産權上の請求に關し金額又は價額にて二十圓を超過せざる訴訟。前に掲けたる(裁判官の職權に因り假執行を言渡す)(本人の申立に因り假執行の言渡を爲す)の外左の場合に於ては財産權上の請求に關する判決に限り債權者の申立に因り假執行の言渡をなす、第一 債權者が執行の前に保證を立てんと申出るとき 第二 債權者が判決の確定となるまで執行を中止せば償ひ難きの損害又は計り難きの損害を受くべきことを疏明するとき。債務者が未だ判決の確定せざる前に判決を執行せば回復し得ざる損害を受くべきことを疏明したるときは申立に因り左の言渡を爲すべし、第一 裁判官の職權に因り假執行を言渡す場合に於ては其判決を假に執行す可からざること 第二(本人の申立に因り假執行の言渡をなす)及び財産權上の請求に關する判決に限り債權者の申立に因り假執行の言渡を爲す場合に於ては債權者の假執行の申立を却下す。假執行に關する申立は口頭辯論の終結前未だ判決に至らざる間に之を爲すべし、假執行の裁判は本案裁判に附従すべきものにして本案裁判ありて假執行の裁判あるべきものなるに由り本案裁判の言渡又は假執行の言渡にして廢棄若くは破毀又は變更すべき判決の言渡ありたるときは其部分に對し假執行の効力を失ふ。假執行



の言渡ありたる本案の判決を廢棄若しくは破毀又は變更するときは判決に基き被告の支拂又ハ給付したるもの、辨濟を被告の申立に因り判決を以て原告に言渡すべし執行力ある正本を求むる申立は口頭にて之を爲すべし。執行の文式は左の如し。『前記ノ正本ハ被告某若クハ原告某ニ對シ強制執行ノ爲メ原告某若クハ被告某ニ之ヲ付與ス』。而して此の正本は判決の確定したるとき又は假執行の言渡ありたるときに限り之を付與せらる。債權者ハ執行を爲すべき地を管轄する區裁判所の所在地に住居をも事務所をも有せざるときは其所在地に假住所を定め其由を裁判所に届出べし。強制執行は左の書類を提出したる場合に於て之を停止し又は之を制限すべし。第一 執行すべき判決若しくは其假執行を取消す旨又は強制執行を許さずと宣言し若しくは其停止を命じたる旨を記載したる執行力ある裁判の正本 第二 執行又は執行處分の一時の停止を命じたる旨を記載したる裁判の正本 第三 執行を免るゝ爲め保證を立て又は供託を爲したる旨を記載したる公正の證明書 第四 執行すべき判決の後に債權者が辨濟を受け又は義務履行の猶豫を承諾したる旨を記載したる證書、以上第一及第三の場合に於ては既に爲したる執行處分をも取消すべく第四の場合に於ては既に爲したる執行處分を一時保持せしむべく第二の場合に於ては其裁判を以て従前の執行の取消を命ぜざることに限り既に爲したる執行處分を一時保持せしむべし。負債を償却すべき義務ある者が強制執行の初に於て死亡したるときは其相續人に對し強制執行を爲すは勿論にして若し強制執行を初めたる後、辨償の義

務ある者が死亡したるときは強制執行は其遺留財産に對して引續き之を行ふ。死亡者に代るべきものに知ることを要する例へば物件の所々方々に散在して何れか辨償義務を負ふもの、物件なるか不明瞭の際に於て立會を要するが如き場合に在ては其相續人を立會はしむるは勿論なれども其相續人のあらざるるとき又は相續人の定まりあるも所在不明なるときの如きは執行は裁判所は債權者の申立に因り遺産の爲め又は相續人の爲めに特別代理人を任じ以て立會はしむるものとす。訴訟費用を債務者が負担すると同く強制執行の費用も其必要なる部分は債務者の負担に歸す其費用は強制執行を受くる請求と同時に之を取立つべし。強制執行の基本なる裁判の判決を廢棄若しくは破毀したるときは其強制執行に要したる費用即ち前項に依り一旦取立てたる費用は之を債務者に辨濟すべし。

◎動産に對する強制執行の事(同前)

動産とは其性質用上他の場所へ移轉することを得べき財産にして此動産に對する強制執行は其動産を他へ運搬せしめざるか爲めに恰も質物の如く物体に付ては之を占有し無狀物に付ては爲すべきの所爲を差止むるにありとす。その動産物を質物の如く差押ふるは執行力ある正本に掲けたる請求を債權者に辨濟する爲め及強制執行の費用を償ふ爲めに必用なるもの、外に及ぼすとを得ず。差押ふべき物件を賣却して代價とするも唯強制執行の費用のみを償ふて餘りある見込なきときは強制執行を爲すことを得ず。

◎債權及他の財産權に對する強制執行の事(同前)



例へば茲に甲者あり乙者に金千圓の借財あり丙者ありて甲千圓を預り居ると假定せよ此場合に於て甲者は乙者に對しては債務者の地位にして丙者に對しては債權者の地位を占むるものとす而して此丙者は所謂第三債務者にして甲者は債務者なり其預け金千圓は乙者の債權に相當するものと知るべし此場合乙者に於て甲者に對し千金の返金を促すも返辨せざるを以て甲者の債權に屬する丙者の預り金の支拂を爲さしめずして其債權の轉付を要め又は取立を要むるもの本項の強制執行なりとす此場合は獨り金錢の支拂のみに限らず他の有體物又は有價證券の引渡を差留若くは給付即ち供給をも差押ふるを得るものにて其差押を爲さんとする強制執行は執行裁判所の命令を得るを要す。執行裁判所即ち前項にある所の第三債務者に對する差押方法を出訴するは其第三債務者の普通裁判權を有する地の區裁判所にして、債權者は差押を申請するには其差押すべき債權の種類及び數額を開示するは必要なりと雖も書面又は口頭を以てするも妨げなし。第三債務者に對する差押は其命令の送達を以て之を爲したるものと看做す。抵當ある債權を差押ふる場合に於ては債權者は債務者の承諾を要せずして其債權の差押を登記簿に記入するの權利あり一此記入の申請は裁判所に之を爲すものにして其申請は差押命令の申請と併せて之を爲すことを得債權に付ては其差押の旨とする所は第三債務者より支拂を受け以て自己の債權を満足するに外ならず而して其方法は一は債權者たる差押人に於て第一債務者に依り其金錢を取立つる事二は債務者より自己の債權の辨濟として第三債務者より

差入れたる證文を債權者たる差押人に渡し以て其債權を轉付せしむることの二ヶにあり一は證文は債務者の手にあり一は證文を債權者に渡すにあり元來民法上に在りては他の債權を自己に於て行はんとせば債權者若くは債務者の承諾を得又は法律上の規定に由り之を付與し債權者に金錢を支拂ひ以て其債權者の地位に代るにあり然らざれば代位をなすことを得ず然れども本項規定の手續に於ては此代位の手續を要せず即ち債權者に金錢の支拂を爲すを要せず又債權者又は債務者の承諾を要せずして代位を得せしむるものにて其命令を申請するとを得。俸給又は此に類する繼續收入例へば終身年金の如きもの、債權の差押は他の債權と異にして債權額を限とし差押の後に收入すべき金額に及ぶべし故に五月に差押へらるゝときは六月分の俸給は差押へられたる範圍内にあるべし然れ共年給三百圓を超過する其半額より外は差押あることを得ざるものとす。債權者は債權に關する所持の證書を差押債權者に引渡す義務あり債權者は差押命令に基き強制執行の方法を以て其證書を債務者より取上げしむることを得。債權者取立をなしたるときは其旨を執行裁判所に届出づべし。左に掲ぐる債權は之を差押あることを得ず、第一法律上の養料 第二債務者が義務建設所より又は第三者の慈惠に因り受くる繼續の收入但債務者及び其家族の生活の爲め必要なるものに限る 第三下士、兵卒の給料並に恩給及其遺族の扶助料 第四出陣の軍隊又は役務に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人、軍屬の職務上の收入 第五文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師の職務上の收入、恩



綿及其遺族の扶助料 第六職工、勞役者又は雇人か其勞力又は役務の爲めに受くる報酬 第一第五第六の場合に於て職務上の收入、恩給其他の收入が一ケ年間に三百圓を超過するときは其超過額の半額を差押ふることを得。

◎不動産に對する強制執行の事(同前)

不動産に對する強制執行は、第一強制競賣 第二強制管理の二方法あり。債権者は自己の撰擇に依り一ケの方法又は二ケの方法を併せて執行せしむることを得。強制管理は假差押の執行の爲めにも亦之を爲す。不動産に對する強制執行に付ては其不動産所在地の區裁判所は執行裁判所として之を管轄す。

◎強制競賣(附申立書認方)の事(同前)

強制競賣の申立には左の諸件を具備することを要す、第一債権者債務者及び裁判所の表示 第二不動産の表示 第三競賣の原因たる一定の債権及其執行し得べき一定の債務名義。強制競賣の申立には執行力ある正本の外左の證書を添付すべし、第一登記簿に債務者の所有として登記したる不動産に付ては登記判事の認證書 第二登記簿に登記あらざる不動産に付ては債務者の所有たることを證すべき證書 第三地所に付ては國郡市町村、字、番地、地目、反別若くは坪數、土地臺帳に登録したる地價及び其地所に付き納む可き一ケ年の租稅其他の公課を證すべき證書 第四建物に付ては國郡市町村、字、番地、構造の種類、建坪及び其建物に付き納むべき一ケ年の公課を證すべき證書 第五地

所、建物に付き賃貸借ある場合に於ては其期限並に借賃を證すべき證書、第二、第三、及び第四の要件に付ては債権者公簿の主管廳に其證明書を求むることを得、第四及び第五の要件を證明する能はざるときは債権者は競賣申立の際其取調を執行裁判所に申請することを得但此場合に於ては裁判所は執達吏をして其取調を爲さしむべし、強制管理の爲め既に不動産を差押へたる場合に於て其執行記録に第一乃至第五の要件を記載したるものあるときは其證書を添付することを要せず。差押は債務者が不動産の利用及管理を爲すことを妨げず。左に掲ぐる者を競賣手續に於ての利害關係人とし、第一差押債権者及び執行力ある正本に依り配當を要求する債権者、第二債務者、第三登記簿に記入ある不動産上權利者、第四不動産上權利者として其債権を證明し執行記録に備へべき届出を爲したる者。差押債権者の債権に先立つ債権に關する不動産の負担を競落人に引受けしむるか又は賣却代金を以て其負担を辨濟するに足る見込あるにあらざれば賣却を爲すことを得ず。裁判所は登記判事及び租稅其他の公課を主管する官署より其不動産に對する債権の有無及び程度の通知を受けたる後鑑定人をして不動産の評價を爲さしむ其評價額を以て最低競賣價額となす。數個の不動産を賣却に付したる場合に於て或る不動産の賣得金を以て各債権者に辨濟を爲し及び強制執行の費用を償ふに足るべきときは他の不動産に就ては競賣を許さず此場合に於て債務者ば其不動産中賣却すべきものを指定することを得。競賣朝日と競落期日との間に天災其他の事變に因り不動産が著く毀損したる



ときは最高價競賣人は其競賣を取消すの權利あり其毀損は著しきや否やは裁判所事情を斟酌して之を定む。利害關係人は競落の許否に付ての決定に因り損失を蒙るべき場合に於ては其決定に對し即時抗告をなすことを得、競落を許すべき理由なきこと又は決定に掲けたる以外の條件を以て許すべきことを主張する競落人又は競落を求め之を許すべきことを主張する競賣人も亦即時抗告を爲すことを得。不動産の所有權は競落を許す決定に因て取得す、不動産の引渡は競落人より代金を支拂ひたる後に於てす。競落人若くは債權者競落を許す決定ありたる後引渡あるまで管理人をして不動産を管理せしめんことを申立てたるときは裁判所は之を命す。競落人が代金支拂期日に其義務を完全に履行せざるときは裁判所は職權を以て不動産の再競賣を命すべし。

◎強制管理に關する事(同前)

強制管理も強制競賣と同じく之を申立て且申立に附添する證書を必要とし裁判所の決定の宣言を要し加之其管理の事を管轄裁判所の登記簿に登記するものなりとす。不動産が債權者の債權に付き不動産上の義務例へは用益權、使用權、地役等の義務を負ふたる場合に於ては其不動産を債務者が占有することを疏明する證書を以て足る。管理人は裁判所之を任命す但債權者は適當の人を推薦することを得。管理人の任命は債務者に代り第三者より引渡すべき収益を取立つる權利を授くるものとす。管理人は直ちに不動産に付き得たる収益より其不動産の負担に係る租稅其他の公課を控除す。各債權者及債務者は

毎年及び其業務施行の終了後管理人より計算書の送達ありたる日より七日以内に執行裁判所に異議を申立つることを得。

◎船舶に對する強制執行(附申立書認め方)の事(同前)

商船其他の海船に對する強制執行は不動産の強制競賣に關する手續に従ひて之を爲す但以下に掲ぐる手續は此限にあらず、端舟其他櫛櫂のみを以て運轉し又は主として櫛櫂を以て運轉する舟には本項の手續を用ゐず。船舶の強制強賣に付ては船舶が差押の當時碇泊する港の區裁判所を以て管轄執行裁判所とす。船舶は執行手續中は差押たる港に之を碇泊せしむべし。強制競賣に付ての申立には左の證書を添付すべし。第一債務者が所有者なる場合に於ては其所有者として船舶を占有すること又船長なる場合に於ては船長として船舶を指揮することを疏明するに足るべき證書。第二船舶が船舶登記簿に登記ある場合に於ては其船舶に關する有効なる各登記事項を包含したる登記簿の抄本、債權者は公簿を主管する官署が遠隔の地に在るときは第二の抄本の求めあらんことを執行裁判所に申立つることを得。

◎或る事を爲し又は爲さざるの債權に關する事(同前)

債務者が特定の動産又は代替物の一定の數量を引渡すべきとき及び債務者が不動産又は人の住居する船舶を引渡し又は明渡すべきときは執達吏之を行ふ。引渡すべき物が第三者の手中に在るときは債務者の引渡の請求は申立に因り金錢債權の差押に關する規則に



從ひて之を債權者に轉付すべし。

⑤假差押及び假處分(附申請書の認め方)に關する事(同前)

假差押を許す場合は債權か金錢なるか又は金錢に換ふることを得べきものならざるべからず例へば貸金とか預け金とか或は賣買代金とか又は米穀の請求とか之れなり而して假差押は右請求に付き動産又は不動産に對する強制執行を保全する爲め之を爲すべきものとす。假差押は未だ期限に至らざる請求に付ても之を爲すことを得。假差押を爲すべき場合は判決の執行をなすこと能はず又は之を爲すに著しき困難を生ずるの恐れあるとき即ち債務者財産を浪費し又は賣却し又は隠匿し又は其身逃亡し又は逃亡せんとし外國に旅行するに至るべきときは之を爲すを得。假差押を爲すの申請には左の諸件を掲ぐべし第一 請求の表示若し其請求が一定の金額に係らざるべきは其價格 第二 假差押の理由たる事實の表示。請求及び假差押の理由は之を疏明すべし、申請は口頭を以て之を爲すことを得、而して其申請は假りに差押あべきもの所在地を管轄する區裁判所又は本案の管轄裁判所に之を爲すべし。債務者は假差押の理由消滅し其他情況の變更したるとき又は裁判所の自由なる意見を以て定むべき保證を立てんどの提供をなしたるときは假差押の認可後と雖も假差押の取消を申立つることを得、此申立に付ては終局判決を以て之を裁判す其裁判は假差押を命じたる裁判所又本案が既に繫屬したるときは本案の裁判所之を爲す。假差押の執行に付ては強制執行に關する規定を準用す但以下に於て差違の

生ずるときは此限に在らず。假差押命令の執行は命令を言渡し又は申立人に命令を送達したるより十四日の期間を徒過するときは之を爲すことを許さず。動産に對する假差押の執行は各差押と同一の原則に從ひて之を爲す、債權の假差押に付ては其命令を發したる裁判所を以て管轄執行裁判所とす。假差押執行の爲め強制管理を爲す場合に於ては保全すべき債權に相當する金額を取立て之を供託すべし。船舶に對する假差押の執行は假差押の當時碇泊する港に碇泊せしむるに因りて之を爲す裁判所は債權者の申立に因り船舶の監守及保存の爲め必要なる處分を爲す。假差押命令に於て定めたる金額を供託したるときは執行裁判所は執行したる假差押を取消すべし、假差押を取消す決定に對しては即時抗告をなすことを得

假處分は常に訴訟物件即ち既に始まり若くは將に始まらんとする直接の係争物件に關するものにして若し此處分を爲さざるべきは現狀に變更を生じ爲めに權利を實行する能はず又は實行するに困難なる恐れあるときに許すにあり例せば某の寶石を引渡さんことを求むるに債務者に於て之を賣却し又は隠匿するの恐あるときは是なり。假處分の命令其他の手續に付ては假差押の命令及び手續に關する規定を準用す但以下に於て差異の生ずるときは此限にあらす。假處分の命令は本案の管轄裁判所之を管轄す其裁判は急迫なる場合に於ては口頭辯論を経して之を爲すことを得又法定の條件に從ひ物件所在地の區裁判所も此命令を爲すことを得。假處分は争ある權利關係に付き著しき損害を避け



若くは急迫なる強暴を防ぐ爲め又は其他の理由に因り之を必要とするときに限る。

● 公示催告手續(附書面認め方)の事(同前)

如何なる不定の對手人あるか若くは判然せざる權利關係人あるか知ることを得ずして如何なる時如何なる場所に於て訴を受くるや不安然なる場合に於ては之を區裁判所に申立て裁判所より請求若くは權利を受くる人々は其旨を裁判所に届出つべき旨を公示催告するものなるを以て其届出を爲さざる時は失權をなすものとす。其公示催告を裁判所に申出つるは書面又は口頭を以てすることを得。公示催告期日の經過するも未だ除權判決前なるときは其届出る者を保護し尙有効なる届出なりとして受理せらるべし。公示催告期日に至るも請求又は權利の届出なきときは先方に於て失權せり除權せり申立人は總ての人に對し債務を負ふことなしとの判決を受くるは本人の申立に因る。申立人の主張する權利を争ふ可き旨を届出る者あるときは其事情に従ひ其届出てたる權利争ひの裁判確定するまで公示催告を中止し又は除權判決を爲すと共に届出てたる權利をも判決するものとす。除權判決に對しては上訴は之を許さざるも左の場合に於て申立人に對する訴を以て催告裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に不服を申立つることを得、第一法律上公示催告手續を許すべからざるるとき、第二公示催告に付ての公告を爲さず又は法律に定めたる方法を以て公告を爲さざるるとき、第三公示催告の期間を遵守せざるるとき、第四判決をなす判事が法律に因り職務の執行より除斥せられたるとき、第五請求又は權利の届

出ありたるに拘はらず判決に於て其届出を法律に従ひ願みざるるとき、第六刑法に掲げたる職務上の義務に違背したる罪を訴訟に關し犯したる判事が裁判に參與したるとき、原告若くは被告の法律上代理人若くは訴訟代理人又は相手方若くは其法律上代理人若くは訴訟代理人が罰せらるべき行為を訴訟に關して爲したるとき、判決の憑據と爲したる證書が偽造又は變造なりしとき、證人若くは鑑定人が供述に因り又は通事が判決の憑據となりたる通譯により偽證の罪を犯したりしとき、判決の憑據となりたる刑事上の判決が他の確定となりたる刑事上の判決を以て廢棄若くは破毀せられたりしときの場合に於て原狀回復の訴を許す條件の存するるとき、不服申立の訴は原告が除權判決を知りたる日より一ヶ月以内に之を爲すべし。盜取せられ又は紛失若くは滅失したる手形其他商法中に無効と爲し得べきことを規定したる證書の無効の宣言を爲す爲め公示催告の手續を爲すことを得べし此規定は法律上公示催告手續を許す他の證書に付き其法律中に特別規定を設けざる限は之を適用す。無記名證券又は裏書を以て移轉し得べく且略式裏書を付したる證書即ち商法にある白地證券に付ては其手續を申立つる人は最終の所持人ありとす而して此所持人は正當に所持したる人ならざるべからず彼の盜取し又は拾ひ得たる人の如きは決して申立人となることを得ず、此他の證書に付ては證書に因り權利を主張し得べき者此申立を爲すべし。公示催告手續は證書に表示したる履行地の裁判所之を管轄す若し證書に其履行地を表示せざるときは發行人が普通裁判籍を有する地の裁判所



之を管轄し其裁判所なきときは發行人が發行の當時普通裁判籍を有せし地の裁判所之を管轄す。證書を發行する原因たる請求を登記簿に記入したるときは其物の所在地の裁判所の管轄に專屬す。申立人は申立の憑據として左の手續を爲すべし、第一證書の謄本を差出し又は證書の重要な旨趣及び證書を十分に認知するに必要なる諸件を開示する。第二、證書の盜難、紛失、滅失、及び公示催告手續を申立つるを得るの理由たる事實を疏明すること。除權判決ありたるときは其申立人は曾て所持したる證券に認めたる義務者に對し證券を現に所持すると同じく其證券に認めたる權利例へは手形の金圓を受取る權利を實行するの權利ありとす。

⑤ 仲裁手續の事(同前)

仲裁判斷の契約は争ふ所の物に付き和解を爲す權利ある場合に限り有效なりとす。現在の争ひ將來の争ひ共に爲すことを得べし其將來の争ひに關する仲裁契約は必ず一定の權利關係にして其關係より生ずる争ならざるべからず例へば生糸の商業取引人其營業上賣買約束を爲し其約束より生ずる争を仲裁判斷に任せんとするが如く只漠然として互ひの争は總て仲裁判斷に任すべしと云ふが如きは之を許さず。當事者の双方が仲裁人を撰定する權利を有するときは先に手續を爲す一方は書面を以て相手方に其撰定したる仲裁人を指示し且七日以内に同様の手續を爲すべきことを催告すべし、右期限を経過したるときは管轄裁判所は先に手續を爲す一方の申立に因り仲裁人を撰定す。當事者は判事を忌避

すると同一の理由及條件を以て仲裁人を忌避することを得。仲裁契約は當事者の合意を以て左の場合の爲め豫定を爲さざりしときは其效力を失ふ。第一契約に於て一定の人を仲裁人に選定し其仲裁人中の或人が死亡し又は其他の理由に由り欠缺し又は其職の引渡を拒み又は仲裁人の取結びたる契約を解き又は其義務の履行を不當に遷延したるとき、第二仲裁人が其意見の可否同數なる旨を當事者に通知したるとき、仲裁手續に付き當事者の合意おらざる場合に於ては其手續は仲裁人の意見を以て之を定む。數名の仲裁人が仲裁判斷をなすべきときは過半數を以て之を爲すものとす尤も仲裁契約に別段の定めあるときは此限にあらずの仲裁判斷は當事者間に於て確定したる裁判所の裁決と同一の効力を有す仲裁判斷の取消は左の場合に於て之を申立つることを得、第一仲裁手續を許すべからざるとき、第二仲裁判斷が法律上禁止の行爲を爲す可き旨を當事者に言渡したるとき、第三當事者が仲裁手續に於て法律の規定に従ひ代理せられざりしとき、第四仲裁手續に於て當事者を審訊せざりしとき、第五仲裁判斷に理由を付せざりしとき、第六刑法に掲げたる職務上の義務に違背したる罪を訴訟に關し犯したる判事が裁判に參與したるとき、原告若くは被告の法律上代理人若くは訴訟代理人又は相手方若くは其法律上代理人若くは訴訟代理人の罰せらるべき行爲を訴訟に關して爲したるとき、判決の憑據となしたる證書の偽造又は變造なりしとき、證人若くは鑑定人が供述に因り又は通事が判決の憑據となりたる通譯に因り偽證の罪を犯したるとき、判決の憑據となりたる刑事上の



判決か他の確定となりたる刑事上の判決を以て廢棄若しくは破毀せられたりしときに於て原狀回復の訴を許す條件の存するるとき、仲裁判断に依り爲す強制執行は執行判決を以て其許すべきことを言渡したるときに限り之を爲すことを得。執行判決を爲したる後は仲裁判断の取消は前に掲げたる仲裁判断の取消に關する第六の理由に因りてのみ之を申立つることを得。仲裁判断取消の訴は前項の場合に於ては一ヶ月以内に之を爲すべし。仲裁人を選定し若しくは忌避すること、仲裁契約の消滅すること、仲裁手續を許す可らざること、仲裁判断を取消す事又は執行判決を爲すことを目的とする訴に付ては仲裁契約に指定したる區裁判所又は地方裁判所之を管轄し其指定なきときは請求を裁判上主張する場合に於て管轄を有すべき區裁判所又は地方裁判初之を管轄す、前項に依り管轄を有する裁判所敷ヶあるときは當事者又は仲裁人が最初に關係せしめたる裁判所之を管轄す。

●民事訴訟費用法の事(明治廿三年八月法律第六十四號)

訴狀其他總ての書類書記料は半紙十二行廿字詰に付き金貳錢五厘とす但半枚に満たざるものも亦同し、圖面は一葉に付金拾錢とす但別に測量を要したるときは其測量費は裁判所の意見を以て定むる所に依る。翻譯料は半枚十二行廿字詰に付き金五十錢とす但半枚に満たざるものも亦同し。民事訴訟法第百廿七條(裁判所は相當の演述を爲す能力の欠けたる原告若しくは被告又は訴訟代理人若しくは補佐人に其後の演述を禁じ且新期日を定め辯護士をして演述せしむべきことを命すべし)の規定に従ひ辯護士の附添を命したると

きは其報酬は裁判所の意見を以て定むる所に依る當事者の日當は出頭一度に付き金五十錢とす但滞在費を給するときは此日當を二十五錢とす。證人の日當は出頭一度に付き金五十錢とす但滞在費を給する場合は於ては日當を給せず。鑑定人及通事の日當は出頭一度に付き金五十錢乃至五圓の範圍内に於ては裁判所の意見を以て定むる所に依る。當事者の滞在費は滿八里以外の地より來り滞在するときは一日金二十五錢とし證人、鑑定人及通事之滞在費は一日金五十錢とす。當事者、證人、鑑定人及通事の旅費は海陸滿一里毎に金十錢とす、通路兩線以上あるときは最近の通路を以て旅費を算定す。

●民事訴訟用印紙法の事(明治廿三年八月法律第六十五號)

民事訴訟の書類には以下數條の規定に従ひ其正本に印紙を貼用すべし但裁判所書記に口述して調書を作らしめたるときは其調書に印紙を貼用すべし。財産權上の請求に係る第一審の訴狀には訴訟物の價額に應じ左の區別に従ひ印紙を貼用すべし、訴訟物の價格金五圓迄二十錢 同十圓迄三十錢 同廿圓迄六十錢 同五十圓迄一圓五十錢 同七十五圓迄三圓廿錢 同百圓迄三圓 同二百五十圓迄六圓五十錢 同五百圓迄十圓 同七百五十圓迄十三圓 同千圓迄十五圓 同二千五百圓迄二十圓 同五千圓迄二十五圓 同五千圓以上は千圓に達する毎に二圓を加ふ、訴訟物の價格を算定するは民事訴訟法第三條(訴訟物の價格は起訴の日時に於ける價格に依り之を算定す)の規定に従ふ。財産上の請求に非ざる訴訟に付ては其訴訟物の價格百圓と見做し印紙を貼用すべし。控訴狀には前各



項に従ひ其半額上告狀には其全額の印紙を貼用すべし。左の書類には五十錢の印紙を貼用すべし、第二抗告、第二故障、第三證據調の申立、第四假差押及假處分の申請、第五判決の送達あるんことを求むる申立、第六執行力ある正本を求むる申立但此正本の數通を求むるときは其一通毎に五十錢の割合を以て印紙を貼用すべし。答辯書の申立には二十錢の印紙を貼用す。其他の申立には二十錢の印紙を貼用すべし。

●商事非訟事件印紙法の事(明治廿三年八月法律第六十六號)

商法中登記に關する場合を除く外非訟事件に付裁判所の命令其他の處分を求むる者は以下數項の手續に従ひ其差出す書類に民事訴訟用印紙を貼用すべし但口述を以てする場合に於ては其調書に貼用す可し。左に掲ぐるものに付ては五十錢の印紙を貼用すべし、一抗告又は假差押の申立、二債權者爲す破産宣告の申立、三支拂猶豫の申立。左に掲ぐるものに付ては二十錢の印紙を貼用すべし、一抗告に對する答辯、二裁判所の命令其他の處分の申立にして本法に於て特に規定せざる非訟事件に係るもの。破産手續に付ては破産財團中の貸方金額に應じ左の區別に従ひ印紙を貼用すべし、財團の價格五圓迄四十錢、全十圓迄六十錢、全二十圓迄一圓二十錢、全五十圓迄三圓、全七十五圓迄四圓四十錢、全百圓迄六圓、全二百五十圓迄十三圓、全五百圓迄二十圓、全七百五十圓迄廿六圓、全千圓迄卅圓、今二千五百圓迄四十圓、全五千圓迄五十圓、全五千圓以上は千圓に達する毎に四圓を加ふ

●家賃分産法の事(明治廿三年八月法律第六十九號)

民事訴訟法の強制執行處分に依り義務を辨濟する資力なき債務者に對しては管轄裁判所は職權に依り又は申立に依り決定を以て家賃分産者たるの宣告を爲す。右宣告は裁判所及び市町村の揭示場に揭示し公告す家賃分産者は其宣告を受けたる日より撰被撰權を失ふ。商法及本法施行以後に従前の法律中身代限處分を受けたるものに對し公權の喪失を定めたる條項は破産又は家賃分産の宣告を受けし者に對し效力を有す。

●刑事訴訟法に關する部

●裁判所權限の事(明治廿三年二月法律第六號)

裁判所に區裁判所地方裁判所控訴院大審院の四あり而して此四種の裁判所が刑事訴訟に關し有する權限左の如し  
區裁判所の權限

一 違警罪

二本刑五十圓以下の罰金を附加し若くは附加せざる二月以下の禁錮又は單に二百圓以下の罰金に該る輕罪

三刑法第二編第一章を除き其他の輕罪にして本刑二百圓以下の罰金を附加し若くは附加せざる二年以下の禁錮又は單に三百圓以下の罰金に該り其情第二に掲げたる刑より更に重き刑に處することを要せずと認め地方裁判所若くは其支部の檢事局より區



裁判所に移付したるもの

地方裁判所の權限

- 一 第一審として區裁判所の權限並に大審院の特別權限に屬せざる刑事訴訟
  - 二 (イ) 第二審として區裁判所の判決に對する控訴(ロ) 區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告
- 控訴院の權限

- 一 地方裁判所の第一審判決に對する控訴
  - 二 區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所に對する上告
  - 三 地方裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告
- 大審院の權限

一 終審として(イ) 控訴院が其權内に於て爲したる判決に對する上告(ロ) 控訴院の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

二 第一審にして終審として刑法第二編第一章及第二章に掲げたる重罪並に皇族の犯したる罪にして禁錮又は更に重き刑に處すべきもの、豫審及裁判

◎ 告訴及び告發の事(明治廿三年十月法律第九十六號)

何人に限らず犯罪により損害を受けたる者は犯罪の地若くは被告人所在地の檢事又は司法警察官に告訴することを得、司法警察官告訴を受けたるときは違警罪に付き即決をな

す場合を除く外速に其書類を管轄裁判所の檢事に送致すべし。告訴人は成るべく其證據及び事實參考となるべきことを申立つべし。告訴は告訴人の署名捺印したる書面を以て之を爲すべし、又告訴は口述を以て之を爲すことを得。何人に限らず犯罪人あることを認知し又は犯罪ありと思料したるときは刑事訴訟法第五十條第五十一條の規定に従ひ其所在の地若くは犯罪の地の檢事又は司法警察官に告發することを得。告訴告發は代人に委任して之を爲すことを得、無能力者の告訴は法律上代理人之を爲すも其効ありとす。告訴告發は其取下を爲し又は其申立を變更することを得。

◎ 現行犯の事(同前)

現行犯罪とは現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發覺したる罪をいふ。重罪輕罪に付き左の場合に現行犯に準ず、第一犯人として一人又は數人に追呼せられたるとき、第二凶器贓物其他の物件を携帶し又は身体被服に顯著なる犯罪の痕跡ありて犯人と思料すべきとき、第三家宅内に於て犯したる罪を檢證する爲め又は其犯人と思料すべき者を逮捕する爲め戸主より官吏に其處分を求めたるるとき。司法警察官及巡查憲兵卒其職務を行ふに當り重罪又は禁錮の刑に該るべき輕罪の現行犯あることを知りたるときは令狀を待たずして被告人を逮捕すべし。何人に限らず重罪又は禁錮の刑に該るべき輕罪の現行犯ある場合に於ては直ちに被告人を逮捕することを得此の場合に於て被告人を逮捕したる者は之を司法警察官に引致すべし若し引致するときは自己の氏名、職業、住所



及び其逮捕の事由を陳述し假に之を巡查憲兵卒に引渡すことを得 被告人を巡查憲兵卒に引渡したるときは速に告訴又は告發を爲すべし。

◎令狀の事(同前)

令狀には三種あり召喚狀、勾引狀、勾留狀、是なり。召喚狀は被告人に對し出廷の通知をなすに過ぎず被告人が出頭したるときは即時に訊問をすべきものにして其日を經過することを得ず又被告人の出頭日に出席せざる場合に於ては公力を藉り出廷を命ずることを得。勾引狀は召喚狀と異なり令狀の性質を有し被告人に強制的に出廷を命ずるの令狀なり。勾引狀は召喚狀を發し被告人出席せざる場合に發すべきものとする然れども被告の定住なきときは、犯證湮滅逃亡の恐あるときは、被告が未遂犯脅迫罪を犯し猶其目的を遂げんとするの恐あるときは、は直に拘引狀を發することを得。拘引狀の効力は公力を以て被告人を強制的に判事の面前に引致するにあり拘引狀は引致したる時より四十八時間に止まるものにして其時間を經過するときは當然釋放すべきものとす。拘留の必要なるときは拘留狀の制限に服従し特に拘留狀を發するを要す。拘留狀は被告の自由を勾束し拘留するの令狀にして禁錮以上の刑を科すべき罪に非れば之を發することを得ず。巡查憲兵卒が拘引狀、拘留狀を執行するには被告人に正本を示し其贖本を下付すべし、此場合には其正本贖本に執行の場所日時を記載し被告人をして署名捺印せしむ若し被告署名捺印すること能はざるときは其旨を附記すべきものとす。若し被告人其家宅若くは他人の家宅に潜

匿したりと思料するときは其地の市町村長又其差支あるときは隣佑二名以上の立會を求め搜索すべきものとす、此場合には被告人の發見如何に拘はらず搜索調書を作り立會人と共に署名捺印すべし。家宅搜索は日没後になすことを得ず併し夜間と雖も衆人の出入する割烹店の如きは其公開時間はなすことを得。巡查憲兵卒令狀を執行したること執行する能はざるときは其理由を令狀の正本に記載し且令狀執行に關する調書等を檢事に差出すべきものとす。

◎保釋の事(同前)

刑の言渡確定する迄は被告人を無罪視するは勿論なりと雖も被告人が自己に不理なる證據を擧げらるゝことを知るときは往々にして逃亡の恐あるを以て之を留置するなり然れ共留置は固と人の貴重すべき身体及自由を拘束すること大なるを以て若し出來得べくんば之を行ふ。豫審判事は豫審中拘留を受けたる被告人の請求に依り檢事の意見を聽き何時にても呼出に應じ出頭すべき證書を差出し且保證を立てしめ保釋を許すことを得、被告人無能力なるときは法律上代理人より保釋を求むることを得。保證の金額は豫審判事之を定め保釋を許す言渡書に記載すべし。保證を爲すには被告人又は法律上代理人より金錢若くは有價證券を差出すべし、又裁判所の管轄地内に住し且充分なる資力ある者より金額に充つべき保證書を差出すことを得。保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出頭せざるときは保證金の全部又は一分を沒收すべし。豫審判事保證金を沒收したる



ときは保釋の言渡を取消すべし又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要なりとするときは檢事の意見を聽き其言渡を取消すべし。豫審判事保證金を沒收したる後免訴の言渡、違警罪又は罰金に該る可き輕罪に付き公判に付する言渡を爲したるときは檢事の意見を聽き前に沒收したる金額を還付すべし。豫審判事免訴の言渡、違警罪又は罰金に該るべき輕罪に付て公判に附する言渡を爲し若くは保釋の言渡を取消したるときは保證金を還付すべし。

●公判に關する要件(同前)

公判は判事檢事裁判所書記出廷して之を爲すものとす。被告人は公廷に於て身体の拘束を受くることなし。被告人は辯論の爲め辯護人を用ふることを得辯護人は裁判所所屬の辯護士中より之を撰任すべし但裁判所の允許を得たるときは辯護士に非ざる者と雖も辯護人となすことを得。被告人の法律上代理人は其輔佐人となり辯論に與かることを得。裁判所に於ては訴を受けざる事件に付き裁判をなすべからず但辯論に因り發見したる附帶の犯罪に付ては此限にあらず。左の場合に於ては附帶の犯罪なりとす、第一同一の場所に於て同時に一人又は數人にて數罪を犯したるとき、第二數人通謀して日時又は場所を異にし數罪を犯したるとき、第三自己又は他人の犯罪を容易にする爲め又は其罪を免かる、爲め他の罪を犯したるとき。檢事及被告人は第一第二審を問はず本案の判決ある迄何時にても管轄違又は公訴受理す可からざる申立を爲すことを得裁判所に於ては職權

を以て管轄違又は公訴受理すべからざる言渡を爲すことを得。裁判所に於て前條の申立を却下したるときは本條の判決を待たず直ちに控訴又は上告を爲すことを得此場合に於ては本案の辯論を停止す。調書を作りたる司法警察官は檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は裁判所の職權を以て證人として之を呼出すことを得。第百十五條以下の規定は公判の證人に第百卅五條以下の規定は公判の鑑定人にも亦之を準用す。證人疾病其他正當の事故に依り出頭する能はざることを疏明したるときは裁判所は其部員一名に命じ又は區裁判所判事に囑托し其所在に就て之を訊問せしむることを得。證人は互に言語を接す可からず又供述前辯論に立會ふ可からず既に供述を爲したる後は公廷に留る可し但裁判長より退去の免許を得たるときは此限にあらず。訴訟關係人は辯論に必要なりとする事項を分明ならしむる爲め證人を訊問す可きことを裁判長に求むるを得。證人又は鑑定人の供述不實にして故意に出で禁錮以上の刑に該る可き者と思料したるときは裁判所に於て檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て之を取押へ勾引狀を發し豫審判事に送致すべし其證人又は鑑定人の供述は裁判所書記之を録取し豫審判事に送致す可し、本條の場合に於ては裁判所に於て檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て本條の辯論を停止することを得。辯論中公判の手續に付異議の申立ありたるときは裁判所に於て檢事の意見を聽き直ちに之を裁判すべし。

●區裁判所公判の事(同前)



區裁判所は左の場合に於て其管轄に屬する違警罪及び輕罪の公訴を受理す、第一、<sup>一</sup> 檢事の起訴ありたる時、第二、豫審判事又は上級裁判所より事件を移す裁判ありたる時。

檢事は何れの場合に於ても被告人に對し呼出狀を發すべきことを裁判所に請求すべし。裁判所は裁判所書記をして被告人に對し呼出狀を發せしむべし、呼出狀には呼出を受くべき者の氏名、職業、住所、出頭の日時、場所及被告事件を記載し且被告事件違警罪又は罰金に該る可き輕罪なる時は代人をして出頭せしむることを得べき旨を記載すべし。若し被告事件の記載なき場合に於て被告人未だ其事件に付き取調を受けざりしときは辯護準備の爲め二日の猶豫を求むることを得。呼出狀の送達と出頭との間少くとも二日の猶豫あるべし、證人は呼出狀の送達と出頭との間少くとも二十四時の猶豫を以て之を呼出す可し又呼出を受けずして出頭したるものと雖も異議の申立なきときは裁判所に於て證人として其供述を聽くことを得。判事は被告事件に付き被告人を訊問す可し必要なる調書其他證憑書類は書記をして朗讀せしめ又證人の供述を聽き其他證憑の取調を爲す可し。證憑調濟の類檢事は事實及び法律の適用に付き意見を陳述す可し被告人及其辯護人は答辯を爲すことを得。檢事被告人及辯護人は迭ひに辯論を爲すことを得但辯論の最終には被告人又は辯護人をして供述せしむべし。公訴に付き辯論終りたる後民事原告人は被害の事實を證明し且つ私訴に付き其請求する所を陳述す可し被告人辯護人及び民事担当人は答辯を爲すことを得。犯罪の證憑十分ならず又は被告事件罪とならざる時は判

決を以て無罪の言渡を爲し又第六十五條第三號以下の場合に於ては判決を以て免訴の言渡をなすべし、被告事件其裁判所の管轄に屬し且つ犯罪の證憑十分なる時は判決を以て法律に従ひ刑の言渡を爲すべし。前二條の場合に於ては私訴に付き其請求價額の多寡に拘はらず判決を爲す可し。呼出を受けたる被告人又は罰金以下の刑に該る可き事件に付き其代人公判の期日に出頭せざる時は檢事の請求する所を聽き欠席判決をなす可し、私訴關係人出頭せざる時は民事訴訟法の規定に従ひ欠席判決を爲す可し。欠席判決を受けたる者は其判決に對し故障を申立ることを得、故障申立の期間は三日とす此期間は罰金以下の刑を言渡したる判決及び私訴の判決に付ては欠席判決の送達を以て始まり禁錮の刑を言渡したる判決に付ては被告人自ら其送達を受け又は判決執行に因り刑の言渡ありたることを知りたる日を以て始まる。故障を申立てんとする者は欠席判決をなしたる裁判所に其申立書を差出すべし。裁判所に於ては故障の申立ありたることを相手方に通知し且其事件を公判に付すべき期日を定め訴訟關係人を呼出す可し。裁判所に於ては職權を以て故障を許す可きや否や又故障の期間に於て申立を爲したるやを調査し此要件の一を欠くときは判決を以て故障を棄却すべし。故障の申立を受理したる場合に於ては更に通常の規定に従ひ裁判を爲す可し前項の場合に於て故障申立人欠席したるときは更に故障を申立ることを得ず。第二百四十七條第二百四十八條の規定は欠席判決に對する故障にも亦之を準用す。



◎地方裁判所公判の事(同前)

地方裁判所に於ては豫審判事又は上級裁判所より事件を移す裁判に因り其管轄に屬する輕罪及び重罪の公訴を受理す又輕罪に付ては檢事の起訴に因り其公訴を受理す。區裁判所公訴に關する規定は此處に別段の定めなきものに限り地方裁判所の輕罪重罪の公判に準用す。重罪事件に付ては開廷前裁判長又は受命判事は裁判所書記の立會に依り一度被告人を訊問し且辯護人を撰定したるや否やを問ふべし若し辯護人を撰定せざるときは裁判長の職權を以て其裁判所々屬の辯護士中より之を撰任すべし被告人及び辯護士に異議なきときは辯護士一名をして被告人數名の辯護を爲さしむることを得書記は本條の訊問に付き時に調書を作るべし。裁判所に於て事實發見の爲め必要なりとするときは檢事其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て受命判事をして臨檢の處分を爲し報告を爲さしむることを得。裁判所に於ては被告人其罪を自白したる時と雖も仍は證據を取調べざるべからず。裁判所に於ては被告事件區裁判所の管轄に屬するものと認めたるるときと雖も第一審の判決をなすべし、私訴に付き其請求の價額通常民事上區裁判所の管轄に屬するるとき亦同じ。裁判所に於て輕罪として受理したる事件を重罪なりとするときは又は檢事より更に其事件を重罪として追訴することを申立たるときは豫審判事に送致する決定を爲す可し但し被告人拘留を受けざるときは拘留狀を發す可し其被告事件豫審を経たるときは公判を止め更に重罪事件として裁判すべき旨の決定を爲し受命判事をして其事件の

取調を爲し報告を爲さしむべし受命判事は豫審判事に屬する處分を爲すことを得。

◎上訴に關する要件(同前)

檢事其他訴訟關係人は法律に許したる上訴を爲すことを得檢事は被告人の利益の爲めにも亦上訴を爲すことを得。辯護人は被告人に代り上訴を爲すことを得但被告人の明言したる意思に反することを得ず。被告人の法律上代理人は獨立して上訴を爲すことを得。拘留を受けたる被告人上訴をなすには其申立書を監獄署長に差出し署長は之を其裁判所に送致すべし。檢事を除く外上訴を爲したる者は其判決ある迄何時にても之を取下ぐることを得。訴訟關係人天災其他避く可からざる事變の爲め上訴期間を経過したる場合に於て其旨を説明したるときは期間を経過したるに因り失ひたる權利を回復することを得但障礙の止みたる日より通常の期間内に其説明方法を申立書に記載し上訴を爲す可し。前條の申立ありたるときは裁判所書記速に其申立書を相手方に送達すべし相手方は三日内に答辯書を差出すことを得、上訴を裁判す可き裁判所に於ては檢事の意見を聽き先づ其申立を許す可きや否やを決定す可し。

◎控訴の事(同前)

控訴は控ひの訴といふ義なり即ち裁判不當の爲め蒙る可き不幸を救濟せんが爲め控ひの訴を爲すといふ義にして區裁判所又は地方裁判所の第一審に於て爲したる本案の判決及び第百八十七條に規定したる本案前の判決に對し之を爲すことを得。控訴は判決の一分



に限り之を爲すことを得若し之を限りざるるときは判決の全部に對し控訴をなしたるものと見做すべし。控訴の期間は判決言渡ありたる日より五日とす欠席判決を受けたる者は故障の期間内故障を爲さずして直ちに控訴を爲すことを得。本案の判決に對する控訴の期限内及び控訴ありたるときは判決の執行を停止す。控訴を爲すには其申立書を原裁判所に差出す可し。原裁判所に於ては期間を経過したる控訴の申立は決定を以て之を棄却す可し此決定に對しては抗告を爲すことを得。控訴の相手方は其判決ある迄附帶控訴を爲すことを得。被告人辯護人又は法律上代理人のみ控訴を爲したるときは原判決を變更して被告人の不利益と爲すことを許さず。控訴申立人出頭せざるるときは欠席判決を以て控訴を棄却し相手方出頭せざるるときは申立人の意見を聽き欠席判決を爲す可し。

◎上告の事(同前)

上告は訴訟最終の手段にして地方裁判所又は控訴院の第二審に於て爲したる本案の判決及び第百八十七條に規定したる本案前の判決に對し之をなすことを得。上告は法律に違背したる裁判なることを理由とするときに限り之を爲すことを得、法則を適用せず又は不當に適用したるときは法律に違背したるものとす。裁判は左の場合に於て常に法律に違背したるものとす、第一規定に従ひ判決裁判所を構成せざりしとき、第二法律に依り職務の執行より除斥せられたる判事裁判に參與したるとき但忌避の申請又は上訴を以て除斥の理由を主張したるも其効なかりしときは之を以て上告理由となすことを得ず、第三

判事忌避せられ其忌避の申請を理由ありと認めたるに拘はらず裁判に參與したるとき、第四裁判所に於て其管轄又は管轄違を不當に認めたるるとき、第五法律に背き公訴を受理し又は受理せざるるとき、第六法律に定めたる場合に於て檢事の意見を聽かざるるとき、第七裁判所に於て請求を受けたる事件に付き判決を爲さず又は職權を以て判決することを得べき場合を除く外請求を受けざる事件に付き判決を爲したるとき、第八判決を公行せず又は公開を禁ずる言渡なくして辯論を公にせざるるとき、第九裁判に理由を附せず又は其理由の齟齬あるとき、第十擬律の錯誤あるとき。免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては被告人の利益の爲め設けたる規定に背きたること又は土地の管轄違ありと雖も上告の理由と爲すことを得ず。上告申立の期間は判決言渡ありたる日より三日とす。上告を爲すには其申立書を原裁判所に差出し且其申立を爲したる日より五日内に趣意書を差出す可し裁判所は上告申立書及び趣意書を受取りたるより二十四時間内に之を相手方に送達す可し。相手方は上告申立書及趣意書を受取りたる日より五日内に答辯書を原裁判所に差出すことを得裁判所は其答辯書を受取りたるより二十四時間内に之を上告申立人に送達すべし。檢事より差出す可き上告申立書及趣意書又は答辯書は二通を作り一通を上告裁判所に差出し一通を相手方に送達す可し私訴の判決に對し訴訟關係人より差出す可き上告申立書及趣意書又は答辯書に付ても亦同じ。原裁判所に於ては期間を経過したる上告は決定を以て之を棄却す可し此決定に對しては抗告を爲すことを得。上告の相手



方は其判決ある迄附帶上告を爲すことを得上告裁判所の檢事も亦附帶上告を爲すことを得。上告申立人及相手方は辯護士を差出すことを得。上告申立人及び相手方は受命判事の報告書を差出す迄は其趣意を擴張す可き辯明書を上告裁判所に差出すことを得。上告申立人又は相手方より辯護士を差出さざる時は其儘にて判決を爲す可し。上告裁判所に於ては上告の理由なきときは又は法律上の方式及び期間内に於て起さざる時は判決を以て之を棄却すべし。上告を理由ありとするときは其上告に係る判決の部分を破毀し其事件を他の裁判所に移す言渡を爲す可し但後二條に記載したる場合は此限に非ず。擬律の錯誤又は法律に背き訴へを受理したるに因り判決を破毀しれるときは其事件を他の裁判所に移すことなく上告裁判所に於て直に判決をなすべし。公判の手續規定に背きたることありと雖も其後の手續に利害を及ぼさざる時は其事件を他の裁判所に移すことなく止た其手續を破毀すべし。

◎抗告の事(同前)

抗告は豫審手續又は豫審終結の言渡等に對するものにして亦一種の上訴なり而して他の控訴上告と異なる所は前者は本案又は本案前の判決に對すれ其後者は本案に非ざる決定に對するにあり換言すれば控訴上告は裁判所が終局の判決を爲して事件より脱離したるとき若くは彼の管轄違又は公訴受理す可からざるの申立を却下したる本案前の判決に對する場合の如く其結果に因り其事件より脱離する時に起る之に反して抗告は本案の判決

に至る諸々の手續に付ての決定に對するものにして裁判所が尙ほ本案事件より脱離せざる時に在るものとす故に抗告は法律に於て特に許したる場合に限り之を爲すことを得るなり。抗告に付ては直近の上級裁判所其裁判を爲す可し抗告裁判所の裁判に對しては抗告申立人より更に抗告を爲すことを得ず。抗告の期間は裁判の送達ありたる日より三日とす。抗告を爲すには其申立書を原裁判をなしたる裁判所又は豫審判事に差出す可し。

◎再審の事(同前)

再審の訴は更に事實の覆審を爲す例外法の例外といふも不可なきものにして實に法律上特別の場合に限るものとす故に此の訴は左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡に對し被告人の利益の爲め之を爲すことを得但判決確定の後に非されば之を爲すことを得ず、第一人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたるも其殺されたりと認められし者犯罪後生存し又は犯罪前已に死去したる確證ありたるも、第二同一の事件に付き共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたるも、第三犯罪ある以前に作りたる公正證書を以て當時其場所に在らざることを證明したるとき、第四被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたるも、第五公正證書を以て訴訟記録に偽造又は錯誤あることを證明したるとき、第六判決の憑據と爲りたる民事上に判決他の確定と爲りたる判決を以て廢棄若くは破毀せられたるとき。再審の訴を爲すことを得べき者左の如し、第一刑の言渡を爲したる裁判所の檢事、第二刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢事



第三刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する上告裁判所の檢事但司法大臣の命に因り又は職權を以て其訴を爲す可し、第四刑の言渡を受けたる者、第五刑の言渡を受けたる者死去したるときは其親屬。再審の訴は刑の消滅したるに拘はらず何時にても之を爲すことを得。再審の訴を爲さんとする者は其趣意書に原判決の謄本及び證憑書類を添へ之を原裁判所に差出す可し。

◎復權の事(同前)

復權とは裁判の結果によりて褫奪せられたる公權を回復するを云ふ。此の願は刑法第六十二條に定めたる期間經過したる後、刑の言渡を受けたる者より司法大臣に之を爲すべし復權の願書は現に住する地の地方裁判所檢事に之を差出す可し。復權の願書には左の書類を添へべし、第一判決の正本、第二主刑の満期特赦となり又は時効の成就したることを證明する書類、第三假出獄及假りに監視を免せられたる證書、第四賠償及び訴訟費用を辨濟し又は其義務を免かれたる證書、第五過去現在の住所及び生計を記載する證書。

◎重罪控訴豫納金の事(明治廿三年二月法律第七號)

重罪の刑の言渡を受けたる者控訴を爲さんとするときは裁判費用の保證として金二十圓を豫納すべし。重罪の刑の言渡を受けたる者貧困にして保證金を豫納する能はざるときは控訴の申立と同時に保證金の免除を請求することを得。保證金の免除を請求したる者は其請求を爲したる日より十四日以内に控訴の趣意書と共に裁判費用支辨の資力なきこと

を證すべき住居地市町村長の證明書を差出すべし但市町村役場三里以外に在るときは(治罪法)第十九條に規定したる猶豫を與ふ。保證金の免除なき時は控訴の申立は其效なきものとす。被告人に於て證人鑑定人の呼出を請求するとき第一條の保證金にて不足と認むる場合に於ては別段其費用を豫納せしむ。

◎輕罪控訴豫納金の事(明治十八年一月布告第二號同二十三年六月法律等四十七號)

被告人控訴に關し控訴を爲さんとするときは裁判費用の保證として金十圓を豫納すべし。被告人に於て證人鑑定人の呼出を請求するとき前條保證金にて不足と認むる場合に於ては別段其費用を豫納せしむべし。

◎罰金及追徴に係る上告豫納金の事(明治十九年六月勅令第四十六號)

罰金及追徴の言渡を受けたる者上告を爲さんとするときは其罰金及追徴金の十分の一に當る金額を上告趣意書に添へ原裁判所書記局に預置くべし否らざれば上告を爲すことを得ず若し上告不當なる時は大審院に於て其全部又は幾分を沒收するの言渡を爲すべし。

◎行政訴訟法に關する部

◎行政裁判所の事(明治廿三年六月法律第四十八號)

一行政裁判所は法律敕令に依り行政裁判所に出訴を許したる事件を審判するものにして損害要償の訴訟を受理せず。一行政訴訟は行政廳に於て處分書若くは裁決書を交付し又は告知したる日より六十日以内に提起すべし六十日を経過したるときは行政訴訟を爲す



ことを得ず但法律救令に特別の規定あるものは此限に在らず。一行政訴訟は文書を以て行政裁判所に提起すべし。法律に依り法人と認められたる者は其名を以て行政訴訟を提起することを得。一訴状は左の事項を記載し原告署名捺印すべし。

- 一原告の身分、職業、住所、年齢
- 二被告の行政廳又は其他の被告
- 三要求の事件及其理由
- 四立證
- 五年月日、訴状には原告の經歷したる訴願書裁決書並に證書々類を添ふべし。

訴状には被告に送附する爲めに必要文書の副本を添ふべし。

◎違法處分の事(明治廿三年十月法律第百六號)

法律救令に依て別段の規程あるを除く外(一)海關税を除く外租税及び手数料の賦課に關する事件(二)租税滞納處分に關する事件(三)營業免許の拒否又は取消に關する事件(四)水利及土木に關する事件(五)土地の官民有區分の査定に關する事件等に付行政廳の違法處分の爲め權利を毀損せられたるものは行政裁判所に出訴することを得。

◎行政訴訟豫納金手續(明治廿三年十一月行政裁判所告示第二號)

行政訴訟を爲す者は臨時特別費を除くの外訴訟提出の際に於て書類送達等の費用に充つる爲め金貳圓を豫納すべし。豫納を爲さんとする者は常廳の保管金送付書を以て之に金を添へ大藏省預金局に納付すべし。第一條の豫納金に於て仍ほ不足なるときは追納せしむることあるべし追納手續も亦前條による。

◎訴願法の事(明治廿三年十月法律第百五號)

法律命令に於て別段の規定あるを除く外(一)租税及手数料の賦課に關する事件(二)租税滞納處分に關する事件(四)營業免許の拒否又は取消に關する事件(四)水利及土木に關する事件(五)土地の官民有區分に關する事件(六)地方警察に關する事件等に付し訴願せんとする者は處分をなしたる行政廳を経由し直様上級行政廳に文書を以て之を提起すべく若し訴願の裁決を受けたる後更に上級行政廳に訴願するときは其裁決を爲したる行政廳を経由すべし。訴願書には其不服の要點理由要求及訴願人の身分職業住所年齢を記入し署名捺印の上證據書類を添へ並に下級行政廳の裁決を経て更に上級行政廳に訴願するときは其下級行政廳の裁決書を添ふべし。法人は其名を以て訴願することを得。多數人員共同の訴願は各願人の身分職業住所年齢を記載し署名捺印の上其中より三名以下の總代人を選ふべし。訴願は處分を受けたる日より六十日を過ぐべからず尤一旦行政廳の裁決を経たるものは卅日以内とす。訴願書は郵便を以て差出すことを得。

◎登記法に關する部

◎登記法の要件(明治十九年八月法律第一號同廿七年七月法律第一號同二十三年九月法律第七十八號)

第一章 總則 第一條 地所建物船舶の賣買讓與質入書入を爲す者は本法に従ひ地所建物はその所在地船舶は其定繫場の登記所に登記を請ふべし、農商務省特許局に於て登録したる特許意近及商標の登記は本人の居住地を管轄する登記所に於て之を爲すべし。第二



條。地所建物船舶の賣買讓與質入書入の登記は始審裁判所長之を監督すべし。第三條。登記事務は治安裁判所に於て之を取扱ふものとす。治安裁判所遠隔の地方に於ては郡區役所其他司法大臣の指定する所に於て之を取扱はしむ。第四條。登記所の位置及其管轄の區域は司法大臣之を定む。第五條。登記官吏は登記事務取扱に付ては始審裁判所長の監督を受くるものとす。第六條。登記簿は登記を爲さざる地所建物船舶の賣買讓與質入書入は第三者に對し法律上其效なきものとす。第七條。地所建物船舶の賣買讓與質入書入に付き登記す可き概目左の如し、第一地所は郡區町村名、字、番地、地目、反別若くは坪數、地面券の價格、第二建物、第一郡區町村名、字、番地、地目、構造の種類、建坪、造作の有無、第三西洋形船舶は汽船、風帆船の區別、船名、番號、登簿噸數、公稱馬力、汽機及汽罐の種類、船艙、其他必要の所屬品、第四日本形船舶は船名、番號、積石數、間數、端船其他必要の所屬品、第五登記の事由、第六金額、第七質入書入は其期限及利息、第八所有者及登記を受くる者の氏名住所、第九一筆の地所又は一棟の建物を區別し賣買讓與質入書入をなすときは其事實、第十、二番以後の書入を爲し又は書入を爲したるものを質入と爲し質入に爲したるものを書入と爲すときは其事實、第十一、登記の年月日、第八條。登記は契約者双方又は其代理人登記所に出頭して之を請求すべし、登記を請ふ者あるときは登記官吏は之を受附簿に記載し契約者より差出したる書類の受取證を下附すべし、登記を爲すには登記の番號を記し登記官吏之に署名捺印すべし。第九條。地所建物船舶に關する差押假差押

差留假差留處分及地所建物の收益差押に付ては裁判所の命令書又は官廳の照會書に依り登記簿に其記入を爲すべし、前項の記入は裁判所又は官廳より直に之を求むべし。第十條。登記は第一條第二項第十五條第二項第十六條第十七條及第十八條を除くの外契約者双方の請求若くは裁判所の命令あるときに非ざれば之を爲し又は變更し又は取消すことを得ず。第十一條。登記の謄本又は抜書又は一覽を要するものは其登記所に之を請求することを得。第十二條。登記官吏の職務執行上に關し不服ある者は管轄始審裁判所に抗告することを得。第十三條。登記に關する取扱手續及登記簿の書式は司法大臣之を定む。第二章。賣買讓與。第十四條。地所建物船舶の賣買讓與に付き登記を請ふときは契約者双方出頭して其證書を示し其署名捺印したる謄本一通差出す可し但第九條第十六條第十七條第十八條及第十九條の登記に付ては證書を示すの限にあらす、本條の謄本は登記簿の一部として之を添へ置くべし、證書に塗抹改竄ありて利害關係人の承諾したる證なく登記官吏の求に應じ請求者より之を説明するときは登記官吏は登記を拒絶することを得。第十五條。家督相續に因り地所建物船舶の登記を請ふときは契約者双方出頭し其證書を示し死亡者失踪者若くは離縁戸主の遺留したる地所建物船舶を相續する者登記を請ふときは親屬二名以上又は親屬なきときは近隣の戸主二名以上連署の書面を差出し且記名書類あるものは之を示すべし。第十六條。行政官廳の公賣處分に因り地所建物船舶の所有權を得たる者登記を請ふときは落札達書及其代價金完納の證書を示すべし、本



條の登記は其處分を爲したる官廳より直に之を求むべし本項の規定は第十七條第十九條の場合にも亦之を準用す。第十七條 官有の地所建物船舶の拂下又は無代價下渡を受け登記を請ふときは其指令の本書若くは達書を示す可し。第十八條 民有の地所建物船舶を官有となしたるときは其官廳は第七條の概目を示して登記を求む可し。第十九條 裁判執行上の糶賣若くは入札に因りて地所建物船舶の所有權を得たる者あるときは裁判所の命令に依り其登記をなすべし。第二十條 地所船舶の賣買讓與に因りて地券鑑札の下付若くは書替を請ふ者は登記所より登記済の證を受く可し。◎第三章 質入書入。第二十一條 地所建物船舶の質入書入に付ても亦第十四條を準用す、貸借の爲に非らずして義務を果すべき保證の爲め地所建物船舶を質入書入となし其登記を請ふ者も亦前項の規定に依る可し。◎第二十二條 書入の地所建物船舶を重ねて書入となすときは第二債主に於て之を了知せる旨を申出て其記入を請ふ可し書入となりたる地所を質入となし又は質入と爲りたる地所を書入と爲すときも亦同じ。第二十三條 質入書入契約の全部若くは一部の解除又は變更に付ても亦第十四條を準用す。第二十四條 同一の地所建物船舶に付き數個の登記を爲すときは其登記を請ふ日時の前後に依り登記の順序を定むるものとす。◎第四章 登記料及手数料。第二十五條 地所建物船舶の賣買の登記に付ては其買受人左の賣買代價の區別に従ひ每一件に付其登記料を納むべし(登録税法にて消滅)。第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十條(登録税法にて自然消滅)。第三十一條 左に掲ぐるものは登記料及手数料を要

せず、第一官廳の請求に係る登記、第二公立の學校病院公園及養育院に係る登記、第三社寺堂宇及墳墓地に係る登記、第四人民共有の用悪水路溜地敷堤敷井溝敷及公衆の用に供する道路に係る登記。第二十三條 登記所に於て第二十五條第二項及第二十九條に従ひ届出たる價格を不相當と認むるときは其事件に關係なき者三名を選び之を評價人と爲して其價格を評定せしむべし。第三十二條 評價人の評定したる價格届出の價格より増加するときは其評價に關する費用は其登記料を納むる者之を負擔すべし若し其價格届出の價格と同價又は低價なるときは該費用は其登記所に於て之を支辨す可し。第三十三條 評價人に選ばれたる者は正當の事由なくして之を辭することを得ず。第三十五條 評價人の日當は登記所の見込を以て一日金二十錢より五十錢迄を給すべし。◎第五章 罰則。第三十六條 詐偽の所爲を以て登記料を減脱し及之に通謀したる者は二圓以上百圓以下の罰金に處す。第三十七條 本法に依り罰金に處する者は刑法の不論罪及減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひず。第三十八條 明治十年第三十八號布告船舶賣買書入質入手續同十三年第五十二號布告土地賣買讓渡規則同十四年第三十號布告地券證印稅則其他從前の法律規則中本法に抵觸する者は本法施行の日より廢止す。第三十九條 地所賣買讓與荒地起返而墾下年期明總て地券下附書替に係る手續及其手数料は大藏大臣之を定む。第四十條 登記簿に未だ登記せざる地所建物船舶に付從來保有せる所有權を明確ならしめんと欲する者は管轄登記所に其所有權の登記を請ふことを得、右の登記を請ふ者は物件を明示したる請求書に



其所有權の證明書類を添へ之を登記所に差出すべし但其所有權を取得したることを證する證書を其證明書として差出すときは第十四條を準用す、(本條の登記料は登録税法を參照すべし。第四十一條。登記所は初めて登記を爲したる地所に付ては之を其他の土地臺帳所管廳に通知し其所管廳よりは右の地所に付き分合筆又は地番號及地目の變換ある毎に之を登記所に通知すべし、土地臺帳所管廳は明治廿二年勅令第卅九號に依り登記所より所有の移轉又は質入に付き通知を受けたる地所に關し前項の變更あるときも亦通知を爲すべし、登記所は前二項の通知に依りて登記簿に其變換の旨を追記す可し。

◎登記法取扱規則の事(明治廿三年十月 司法省令第七號)

●第一章 地所建物船舶の登記◎第一節 登記簿 第一條 登記簿は地所建物船舶を分ち別冊と爲すべし、登記簿は前項の外町村毎に冊を分て之を設くべし但事件寡少なる町村に付ては數町村を合せ一冊と爲すとを得此場合に於ては各町村毎に見出を付すべし、市及び事件夥多なる町村に付ては大字其他從前の區畫に從ひ分冊することを得、第二條 登記簿は一用紙毎に登記物件の番號を付し且其一用紙を表題(登記簿用紙中物件の欄を設けたる所を云ふ以下準之)及び甲乙丙の三區に分ち仍は其表題及び各區を數欄に分つものとす、其表題は登記法第七條の第一號第二號第三號第四號及び商法第八百二十六條第一號第二號第三號第四號に掲げたる項目を登記するの所とす、其甲區は賣買讓與等所有權の移轉及び從來保存せる所有權を登記するの所とす、其乙區は質入書入及び商法第八百

五十二條の船舶に對する債權を登記するの所とす、其丙區は登記法第九條に記載したる諸件を記入するの所とす、船舶登記簿は第二號書式に準し地所建物の登記簿は從前の例に依る可し、第三條 登記簿は登記所の請求に因り地方裁判所長之を渡すものとす、登記所は凡一年間用ふべき登記簿の冊數及び各冊の枚數の見積り豫め前項の請求を爲す可し、第四條 登記簿は地方裁判所長其枚數を表紙の裏面に記載して之に職氏名を署し職印を捺し且每葉に契印すべし、第五條 町村の分合ありたる場合に於ては登記所は其旨を地方裁判所長に申告し更に分合せし町村に對する登記簿の下付を受く可し、前項の場合に於て舊登記簿其他之に屬する帳簿は現狀の儘之を保存し已に登記しある事件の變更取消は其登記簿に登記す可し、◎第二節 登記手續 第六條 登記を請ふ者は第二號書式(書式後)に準し登記の科目等を記載し實印を押したる名刺を登記所に差出すべし、但商法に依り船舶の登記を受くるものは明治廿三年省令第八號第五條に從ひ陳述書を差出すべし登記簿の謄本若くは抜書又は登記簿の閱覽を請ふ者亦同し、第七條 後見人より登記を請ふときは後見人たるの證書を登記所に差出すべし代人を以て登記を請ふときは代理の委任狀を付與し之を登記所に差出さしむべし、第八條 登記所に於ては受付帳を製し置き登記の出願若くは請求等の順序に從ひ其受付事件を記載し番號を付し第三號書式に準し書類の受取證を下付すべし、第九條 登記官は受付番號の順次に從ひ願人を取調證書類を審査し登記の手續を爲すべし、第十條 登記簿に未だ登記せざる地所建物船舶に付き初



て登記を爲す場合に於て先づ登記簿表題の部に其物件を記載し相當區に登記の手續を爲すべし。第十條。乙區の登記を爲す場合に於て未だ物件及所有者の登記あらざる時は前條の手續を爲したる上甲區中登記事由の欄内に書入若くは質入の登記出願に付記載せし旨を記して乙區中に出願事件の登記を爲す可し丙區の記入を爲す場合に於て未だ所有者の登記あらざる時は前條及び本條前項に準し物件及所有者の氏名を記載し丙區中に命令事件の記入を爲すべし。第十二條。登記物件の番號は初めて其物件を記載する毎に出願若くは請求の順序に従ひ之を付するものとす、但其番號は町村毎に之を區別して仍ほ地所建物船舶を區別して之を付すべし同時に登記を求め且同一の所有者に屬する同種類の物件は同町村内にありて且合録の爲め混雜を生ずるの憂なきに於ては之を同番號中に記載すべし若し其物件多數にして同番號中に記載する能はざる時は所有者の意見を聽き便宜分割して之を次の番號中に記載することを得。第十三條。一番號中に登記せし數物件を分ち又は一物件を割て賣買讓與するときは表題中取消の欄内に其要領及如何號に移したることを記載し分割したる物件は未だ登記を爲さざる用紙に記載して新番號を付し且如何號より移したることを付記すべし其他の手續は通常の場合に同じ、前項の場合に於て舊番號中分割せられたる物件は之を朱抹す可し若し一物件を割きたるときは更に殘餘の現状を記載すべし、數番號は登記せし物件を合併して賣買讓與するときは各番號中甲區登記事由の欄内に其旨を明記して登記を爲すべし。第十四條。一番號中の物

件を分割して書入質入若くは差押等をなすときは乙區若くは丙區の登記事由欄内に何々の物件を質入書入若くは差押等を爲したることを明記して登記をなすべし、數番號に屬する物件を合併して質入書入と爲すときは各番號中乙區登記事由の欄内に其旨を明記して登記を爲すべし。第十五條。登記法第廿二條の場合に於ては乙區登記事由欄内に第二十條に於て其質入又は書入中に係ることを了知せる旨を明記して登記を爲す可し。第六條。舊物件を分割して賣買讓與する爲め第十一條の手續を爲す場合に於て新に番號を付すへき物件既に舊番號の物件と共に書入質入と爲りたるものなるときは新番號の表題中物件を記載したる側に第何號(舊番號を云ふ)の物件と連帶して書入若くは質入となりたるものなることを付記す可し、其書入若くは質入を取消したる場合に於ては前項の付記を朱抹すべし。第十七條。質入書入の權を賣買讓與し(相續の場合を除く)又は他人に於て負債者の負債を辨濟して債主の權に代る等權利の他人に移りたる場合に於て登記を出願したるときは之を乙區變更の欄内に登記すべし、質入書入の債主負債主と協議の上質入書入となしたる物件を引取り所有者となりたる場合に於ては乙區取消の欄内及び甲區登記事由の欄内に其要旨を登記す可し。第十八條。質入を變更して書入となし書入を變更して質入となし又は利息期限等を變更したる場合に於ては之を乙區變更の欄内に登記す可し、商法第八百五十四條の裏書讓渡も亦乙區變更の欄内に登記す可し。第十九條。登記法第十五條及び四十條の場合に於て登記を爲す可き土地若し華族世襲財産なるこ



きは請求者の申出に依り世襲財産たる旨を表題部中物件の側に記入す可し。第廿條 登記法第四十條の場合に於ては甲區登記事由欄内に從來保有する所有權を明確ならしめんか爲め登記出願に付き何々の證明書類に依り登記する旨を記載し價格及權利移付者の欄を朱抹すべし。第廿一條 従前の公證簿に登記せし書入質入の取消を願出たるときは手数料を徴收せず舊手續に依り之を終結すべし。若し變更の登記を願出たるときは第十一條の例に準し所有者及原契約を登記したる上乙區變更の欄内に其登記を爲す可し此場合に於ては變更の手数料を徴收すべしものとす。第廿二條 登記を受たる物件の全部若くは一部毀損焼失死亡等に依りて消滅したるときは其物件の所有者より登記を爲したる登記所に書面を以て其旨を届出可し但其物件質入書入又は差押等に依るときは債主又は差押等の権利者の連印を要す、地目變更の場合に於ても亦前項の例に準し届出を爲す可し。第廿三條 前條に依り毀壞燒失流亡等の届出ありたるときは表題部中取消欄内に之を登記し其物件は朱抹すべし若し殘餘あるときは第十二條第二項の例に準し其現狀を記載すべし、地目變換を届出たるときは表題中に記載したる地目を更正し其旨を附記す可し、前二項の場合に於ては手数料を徴收す、登記法第四十一條に依り土地臺帳所管廳より變換の通知を受たるときも亦た表題部の物件に付て訂正を爲す可し。第廿四條 船舶の登記に付ては明治廿三年勅令第二百十九條船舶規則第一條に依り定めたる船舶港を管轄する登記所を以て定繋場の登記とす。第廿五條 商法に依り船舶の登記は明治廿三年省令

第八號第六條第七條及第十條を適用す。第廿六條 鑑札ある船舶に付登記を請ふ者は其鑑札を示す可し但船舶に釘付したるものは此限に在らず、商法に依り船舶の登記を請ふ者は船籍證書其他商法の規定に従ひ必要なる證明書類を示すべし。第廿七條 登記所の同管内に在りて船舶の定繋場を更改したるときは登記の變更を請ふべし其登記所は轉入せし登記簿に其物件及所有者を轉寫し表題部中物件を登記したる側に某町村より轉入せし旨を附記し若し船舶既に書入質入又は差押等となりたるものなるときは其旨をも附記すべし轉出せし町村の登記簿には其表題部中取消の欄内に轉出の旨を記載して其物件は朱抹す可し若し他の登記所に屬する町村に轉入するときは原登記所より登記簿の抜書を受け之を轉入の地登記所に差出し其登記を請ふ可し、前項の抜書には現存せる所有權、書入質、差押其他の負担を摘載し且轉出の旨を付記し之を本人に下付して轉入する登記所に差出さしめ其登記所は其抜書に依り登記を爲し登記済の通知を原登記所に送致す可し原登記所は其通知に依り前項の例に準し轉出の旨を記載す可し、前二項の場合に於ても登記法第卅條第一號第二號の規定に依り變更及抜書の手数を徴收するものとす。第廿八條 建物に付き登記を請ふときは其圖面を登記所に差出す可し、建物の圖面は邸地の形狀坪數 反別 方位及 建物の形狀、間尺、位置等を記し登記を受くべき建物の圖は墨引墨字となし登記外なる建物あるときは其圖は朱引朱字と爲す可し、建物の圖面には登記法第九條第十六條第十七條第十八條第十九條の場合を除くの外結約者双方此に署名捺印



すべし但全第十五條第二項の場合に於ては親屬又は近隣戸主之に連署すべし、地所船舶に圖面あるときも亦前項に定めたる署名捺印若くは連署を要す。第二十九條 登記事件附屬する圖面あるときは登記簿表題中に其旨を記載し其圖面に登記物件の番號を記し帳簿に編入す可し。第三十條 登記の爲め差出したる原證書には登記簿の上登記官吏之に登記物件の番號及登記簿の旨を記載し年月日を附し且登記所の印を捺して受取證持參人に其受取證と引換にて還付す可し、前項の記載を以て登記法第廿條に定めたる登記簿の證とす但此記載を爲す可き證書なきときは物件を記したる書面を差出さしめ前項に準し登記簿の旨を記入して本人に下附すべし。第三十一條 登記簿の用紙中或る欄内更に登記を爲す可き餘白なきに至りたるときは其登記簿中未だ登記をなさざる他の用紙に原番號を轉寫し之に其番號の第二なることを附記し原用紙番號の下には第一の文字を追加し且第何冊何丁に續く旨を記載すべし、第三以下の續を設くるるとき亦比例に準す、前項の場合に於ては新用紙には原用紙に記載ある登記の順番を繼續して之を付す可し。第三十二條 登記簿に記載なす字畫は鮮明なるを要す又金錢物品の數量を記するには必ず壹貳參拾の文字を用ふべし、登記をなすには之を墨書す可し、文字は之を改竄すべからず若し消除するときは謄得べき爲め字体を存す可し、訂正挿入消除等をなしたるときは登記官吏之に認印す可し、本條の規定は受付帳にも亦之を適用す。第三節 帳簿及謄本 第三十條 登記簿及び受付帳の外登記所使用の帳簿は左の如し、一登記見出帳 證書謄本綴込

帳三謄本下付帳四登記簿證下付帳五圖面綴込帳六請求書綴込帳（裁判所又は行政廳の登記帳を綴込みたる者）七登記願書綴込帳（登記法第十五條第二項の書面を綴込たる者）八證明書綴込帳（登記法第四十條の證明書類を綴込たるもの）九名刺綴込帳十代理及後見の證書綴込帳、商法に依り船舶登記を受くる爲め差出したる書類は明治廿三年省令第八號第八條に従ひ之を保存すべし。第四十條 登記見出帳は地所建物に付ては地所の番號に依り船舶に付ては十五噸以上及び百五十石以上は其船名に依り其以下のものは鑑札の番號に依り登記物件の番號を付する毎に各番號を記入するものとす、同番號の地所にして數筆に分れたるものに付ては其分筆の爲めに付したる符號を番地の下に記載すべし、同番地にある建物にして棟を異にしたるときは建物の番號を番地の下に記載して之を番地若くは棟を全あする建物を分割して賣買讓與質入書入と爲すときは其各部の建物に子丑寅卯の符合を付して之を區別すべし、前三項の區別は記登簿にも亦之を記載すべきものとす。第四十一條 登記を請ふ爲め登記法第十四條第廿一條第一項及び第廿三條により差出したる證書の謄本は甲部乙部に別て綴込み各箇に番號を付し且登記簿の市町村名冊號及び丁數を記す可し其登記簿には相當欄内に何部謄本綴込帳第何號と記入すべし、甲部謄本綴込帳は登記簿中甲區の登記に關するものを保存するものとす、乙部謄本は登記簿中乙區の登記に關するものを保存するものとす、謄本綴込簿は一ヶ年を以て一冊と爲し其表紙に明治何年分と記すべし但事件夥多なる登記所にありては第一第二の符號を以て



一ヶ年分を分冊して綴込むことを得。第卅六條 登記済の證を請ふ者あるときは其願書に記載ある物件を登記簿と照査したる上登記済の旨を朱記し登記済下付帳と割印して之を下付すべし。第卅七條 登記に關する帳簿は常に書箱に藏め其封緘を嚴にし非常持退の準備をなし勉めて紛亂毀損を豫防す可し、登記に關する帳簿は之を保存する爲めの外の登記所外に出すことを得ず。第卅八條 登記簿の閲覧を請ふ者あるときは官吏の職務を以て閲覧するの外吏員の面前に於て之を閲覧せしむべし。第卅九條 登記簿の謄本若くは抜書を請ふ者あるときは其用紙に謄寫し謄本下付帳と割印して之を下付す可し但手数料を領收せざる前に謄本又は抜書を下付することを得ず。第四十條 謄本は登記簿用紙の全部を遺漏なく謄寫して之を作るべし、抜書は請求ある部分のみ登記簿より摘寫して之を作る可し。第四十一條 登記所に出頭せずして謄本又は抜書を請ふ者あるときは手数料の外郵送料を前納するに於ては之を送付す可し。第四節 登記料手数料及び評價費用 第四十二條 登記印紙は名刺又は陳述書に之を貼用す可し但登記官吏は貼用印紙の過不足を調査したる後之を消印せしむることを得。第四十三條 登記法第卅二條に依り評價を要する場合に於ては登記料を納むる者より登記所の見積たる費用金額を豫納す可し。第四十四條 登記所に於ては評價人をして速に物件の所在に就き價格を評定し其評價書に差出さしむ可し、評價人中の一名意見を異にするときは他の二名の意見に依り價格を定むべく若し各自意見を異にするときは更に評價人を撰定す可し。第四十五條 登

記法第卅三條に依り評價人の費用を本人に負擔せしむ可きときは豫納金を以て之を支辨し殘額あるときは之を還付すべく不足するときは完納する迄登記をなすべからず。第二章 特許意匠及び商標の登記 第四十六條 特許及商標の登記は農商務省特許局の通知に依り第四號書式に準し之を爲すものとす。第四十七條 明治廿三年十一月一日以後に特許意匠及び商標の登録を受け又は賣買讓與共有書入を爲したる者其居住地を轉ずるときは従前の居住地を管轄する登記所に自身にて又は郵便を以て其旨を届出べし、前項の届出ありたるときは登記所は登記簿の謄本を作り之を轉住地の登記所に送付し登記簿に轉出の旨を記載すべし、其送付を受たる登記所は其謄本に依り登記簿に登記を爲し且轉入したる旨及び其年月日を附記す可し。第四十八條 第三條第四條第卅二條第卅七條第卅八條第卅九條及第四十條は本章の登記にも之を適用す。附則 第四十九條 既に登記簿に登記しある船舶に付き商法第八百廿五條及び商法施行條例第廿九條に依り登記を請ふものあるときは登記官吏は其登記の物件欄内の餘白に商法第八百廿六條に規定したる事項を追記し年月日を付し署名捺印すべし。

◎登記法及公證人規則に對する抗告手續(明治十九年十一月) 第一條 登記官吏又は公證人の職務執行に關し抗告を爲すものは抗告狀を其登記官吏又は抗告人に差出す可し。第二條 登記官吏又は公證人抗告を受取たるときは其翌日より三日以内に意見を附し且つ關係書類の寫を添へ抗告狀を管轄始審裁判所に送致すべし。



第三條 登記官吏又は公證人若し前條の期限内に抗告狀を管轄始審裁判所に送致せざる  
 とき又は急速を要する場合に於ては抗告者は速に管轄始審裁判所に抗告狀を差出すこと  
 を得、始審裁判所は抗告を受けたる登記官吏又は公證人をして意見書を差出さしめ及關  
 係書類を求むることを得。第四條 登記官吏又は公證人は其職務執行上に關し抗告を受  
 けたるときは其處分を停止すべし。第五條 抗告狀を受けたる管轄始審裁判所は書面に  
 依り判定を爲すべし、始審裁判所は必要なりと認むる場合に於ては抗告者其他關係人に  
 書面を以て答辯せしむることを得。第六條 始審裁判所は抗告の判定書を管轄始審裁判  
 所に送致し之を登記官吏又は公證人及抗告者に送付せしむべし始審裁判所に於て抗告を  
 正當なりと判定したるときは登記官吏又は公證人は其判定に依り處分を更正すべし。第  
 七條 公證人懲罰處分に對し不服あるものは其處分の翌日より起算し七日内に其處分を  
 爲したる管轄始審裁判所に抗告狀を差出す可し裁判所は其抗告を正當なりと認むるとき  
 は速に其不服の點を更正す可し若し之を正當ならずと認むるときは第二條の期限内に意  
 見を付し關係書類を添へ抗告狀を管轄控訴院に送致す可し。第八條 公證人懲罰處分に  
 對する抗告に付ても亦第三條の手續に依ることを得。第九條 公證人懲罰處分に對する  
 抗告狀を受取たる控訴院は第五條の手續に従ひ判定を爲すべし。第十條 控訴院は其判  
 定書の處分をなしたる始審裁判所に送致し之を言渡さしむべし控訴院に於て抗告を正當  
 なりと判定したるときは處分を爲したる始審裁判所は其判定に依り處分を更正す可し。

第十一條 抗告の判定に對しては總て上訴を爲すを得ざるものとす

會議に關する部

○貴族院議員の事(明治廿二年二月 敕令第十一號)

一 皇族男子成年に達したるときは議席に列す、二 公侯爵滿廿五年に達したる者、三 伯子  
 男爵總數の五分の一以内滿二十五歳に達したる者同爵の撰に當り七ヶ年の任期を以て議  
 員たるべし、四 國家に勤勞あり又は學識ある滿卅歳以上の男子にして敕任せられたる者  
 は終身議員たるべし、五 各府縣に於て滿卅歳以上の男子にして土地或は工業商業に付多  
 額の直接國税を納むる者十五人の内より一人を互撰し其撰に當り敕任せられたる者七ヶ  
 年の任期を以て議員たるべし。

○衆議院議員選舉投票の事(明治廿二年二月 法律第三號)

衆議院議員選舉の投票は通常七月一日に之を行ひ其投票所は町所役場又は町村長の指定  
 したる場所に於て之を設け町村長之を管理す。投票は午前七時に始め午後六時に終る。  
 選舉人は選舉の當日日本人自ら投票所に至り選舉人名簿の對照を経て投票をなす者とす。  
 投票用紙は各府縣各々一定の式を用ひ選舉の當日投票所に於て町村長より之を各選舉  
 人に交付す選舉人は投票所に於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次に自己の姓名住所  
 を記載して捺印するものとす。選舉人にして文字を書すること能はざる由を申立るとき  
 は町村長は吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞かせ捺印投票せしめ其由を投票明細



書に記載するものとす。二人以上の議員を選舉すべき選舉區に於ては連名投票を用ゆ。選舉人名簿に記載せられたる者の外投票することを得ず、但選舉人名簿に記載せらるべき裁判言渡書を所持し選舉の當日投票所に至る者あるときは町村長は投票用紙を交付し投票せしめ其由を投票明細書に記載するものとす。投票せるの時期に至りたるときは町村長は其由を告げ投票函を閉鎖し其後は總て投票することを許さず。各選舉區の選舉人は其選舉會場即投票開札場に參觀を求むることを得、左に掲ぐる投票は無効とす、一選舉人名簿に記載なき者の投票但裁判言渡書を所持したるに依り投票したる者は此限にあらず、二成規の用紙を用ひざるもの、三選舉人自己の姓名を記載せざるもの、四資格なき被選人の姓名を記載するもの、但し連名投票に列記する人員中資格ある者に付ては其効あるものとす、五誤字又は汚染塗抹毀損に依り記載する所の選舉人又は被選人の姓名を認知すべからざるもの、但し通常の假名字を用ひ又は誤字に係るも明に其姓名を認知することを得る者は此限にあらず、六被選人の姓名及自己の姓名住所の外他の文字を記載したるもの、但被選人の指名を誤らざる爲に其官位職業身分住所を附記し又は敬稱を用ひたるものは此限にあらず。

○衆議院議員選舉權及被選舉權の事(明治廿二年二月法律第三號)

選舉人は左の資格を備ふることを要す、第一日本臣民の男子にして年齢滿廿五歳以上の者、第二選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其府縣に於て本籍を定め住居し仍引續

き住居する者、第三選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者、但所得稅に付ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る。家督により財産を相續したるものは其財産につき前財産主の納稅額を以て其納稅資額に算入す。敕令第三號を以て衆議院議員の選舉施行規則を公布せられたり左に之を略載す、選舉人の年齢は七月一日前滿廿五歳の者に限る選舉人被選舉人納稅資格地租は八月一日前滿一年以上所得稅は八月一日前滿三年以上納むる者とす。被選舉人は左の資格を備ふることを要す、日本臣民の男子滿卅歳以上にして選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるべし且所得稅に付ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る。左の人民は被選舉人たることを得ず、一宮内官裁判官會計検査官收稅官警察官、一府縣及郡の官吏は其管轄の區域内にて、一選舉の管理に關係する市町村の吏員は其選舉區に於て、一神官及諸宗僧侶又は教師、一府縣會の議員にして衆議院の議員に選舉せられ常選を承諾したるときは其前職を辭すべきものとす。左の人民は選舉及被選舉人たることを得ず、一陸海軍人及退休職停職者、一華族の當主、一刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者は其裁判確定に至るまで、一瘋癲白痴の者、一身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者、一公權を剝奪せられたる者又は停止中の者、一禁錮の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者、一賭博犯により處刑を受



け満期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者、一舊法に依り一年以上の懲役又は國事犯禁獄の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者、一選舉に關する犯罪に由り選舉權及被選舉權の停止中の者。

◎衆議院議員選舉資格ある者心得の事(明治廿三年一月 敕令第三號)

選舉人其住居する投票區域の外に於て直接國稅を納むるときは納稅地の町村長又は市長若は區長の證狀を得て選舉人名簿調製の期日(毎年四月一日)迄に其投票を管理する町村長又は市長若は區長に差出すべし選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て縦覽せしむ。凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て脱漏又は誤載あるとを發見したる時は其現由書及證憑を具へて縦覽期限内(五月五日より十五日間)に選舉長に申立て改正を求むることを得。縦覽期間を経過したる後前項の申立てを爲すも其效なし申立人又は被告人に於て選舉長の判定に服せざるときは選舉長を被告とし判定の日より七日以内に始審裁判所に告訴することを得。

◎衆議院議員選舉法罰則補則の事(明治廿三年五月法律 第卅九號及第四十號)

投票を得又は他人に投票を得せしめ若くは他人の爲に投票を爲すことを抑止するもの目的を以て選舉會場又は投票所の近傍若くは選舉人往來の途中に於て選舉人に酒食を供し又は選舉會場若くは投票所に往復する爲め車馬の類を給し及び其供給を受けたるもの又は選舉人の爲めに選舉會場若くは投票所に往復する車馬賃又は路賃若くは休泊料の類を

代辨し又は代辨することを約し及其代辨又は約束を受けたる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す。前項に記載したる目的を以て選舉人を脅迫し拘引し若くは其往來の便を妨げ若くは詐偽の手段を以て其選舉權の施行を妨害したる者は一月以上六月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。本項に記載したる所業を爲して第一項に記載したる目的を達したる者は三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す。被選人たることを得る者を指して被選人たることを得ず又は當選を承諾するの意なしとの虚報を流傳せしめたる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す。選舉會場又は投票所在の郡市内に於て選舉の氣勢を張る爲め多衆集合し若くは隊伍を組み往來し又は篝火松明を焚き若くは鐘鼓法螺喇叭の類を鳴し旗幟其他の標章を用ゐる等の所業を爲し警察官の制止を受くるも仍其命に従はざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。第一項に記載したる目的を以て張札の類を公然掲示したる者は二圓以上廿圓以下の罰金に處す。

◎府縣會議員定數の事(明治廿四年六月 敕令第五十九號)

府縣會議員定數は管内の人口七十万迄は議員卅人を以て定員とし七十万以上百万迄は五万を加ふる毎に一人を増し百万以上は七万を加ふる毎に一人を増す。其議員は人口に應じて毎都市に割當選舉するものとし。人口増減の爲め議員の定數又は郡市の割當に異動を生ずるときは其改選期を待て之を増減す。



◎府縣會議員選舉投票の事(明治廿三年五月法律第三十五號府縣制)

府縣會議員の選舉は市に在ては市會及市參事會々同し市長を會長とし郡に在ては郡會及郡參事會々同し郡長を會長とし左の規定により之を行ふ但會長は投票に加はらざるものとす。(一)投票は選舉人自ら會長の面前に於て之を投票函に投入す、投票は匿名とす、(二)左の投票は之を無効とす、

一記載せる人名の読み難きもの、二被選人の何人たるを確認し難きもの、三被選權なき人名を記載するもの、四被選人氏名の其他の文字を記入するもの但し爵位職業身分住所又は敬稱は此限に在らず。本項一より三に至るの場合に於て票中他に別記の被選人に付ては其效ありとす (三)有效投票の多數を得たる者を以て當選とす投票の數相同きものは年長者を取り年齢相同きときは會長自ら抽籤して其當選を求む。

◎府縣會議員被選舉權の事(同前)

府縣内市町村の公民中選舉權を有し其府縣に於て一年以來直接國稅十圓以上を納むる者は府縣會の被選權を有す「住居を移したる爲め市町村の公民權を失ひたる者其住居同府縣にあり且他の要件を失はざる時は仍府縣會の被選權を有す、其府縣の官吏及有給吏員神官諸宗の僧侶又は教師は府縣會議員たることを得ず、前項の外の官吏にして當選し之に應せんとするときは本廳長官の許可を受く可し」府縣會議員は衆議院議員と相兼ぬることを得ず。

◎府縣會の議決す可き事件(同前)

一府縣の歳入出豫算を定むる事、二決算報告を認定する事、三府縣稅の賦課徵收方法を定むる事、四府縣有不動産の賣買交換讓渡讓受並に質入書入の事、五歳入出豫算を以て定むる者を除く外新に義務の負擔を爲し及權利の棄却を爲す事、六府縣有財産の管理及營造物の維持方法を定むる事、其他法律命令に依り府縣會の權限に屬する事項を議決す。

◎府縣參事會の事(同前)

府縣參事會は府縣知事高等官二名及名譽職參事會員を以て之を組織し府の名譽職參事會員は八名とし郡部議員に於て其議員中より四名を互選し市部議員に於て其議員中より四名を互選するものにて又縣の名譽職參事會員は四名とし縣會に於て其議員中より之を互選するものとす、府縣參事會員たる高等官は府縣廳に奉職の高等官中より内務大臣之を命ず府縣參事會議長は府縣知事之に當り議長故障あるときは高等官會員之を代理す。

◎府縣參事會職務權限の事(同前)

一府縣會の權限に屬する事件にして其委任を受けたるものを議決する事、二府縣會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し府縣知事に於て府縣會を招集するの暇なしと認むるとき府縣會に代りて議決を爲す事、三府縣會の定めたる方法の範圍内に於て府縣有財産の管理又は營造物の維持に關し必要なる事件に付議決を爲す事、四府縣の費用を以て支辨する工事の次第順序其他必要なる事件に付議決を爲す事、五府縣知事及其他官廳の



諮問に對し意見を述べ、六府縣知事より發する府縣會議案に付府縣知事に意見を述べ及會議を報告する事、七臨時必要あるとき府縣の出納を検査する事、其他法律命令に依り府縣參事會の權限に屬する事務を處理す。

○郡會議員選舉の事(明治二十三年五月 法律第卅六號郡制)

郡會は郡内町村に於て選舉したる議員及大地主に於て選舉したる議員を以て之を組織す、大地主とは郡内に於て町村税の賦課を受くる所有地にして地價總計一萬圓以上を有する地主を云ひ、町村に於て選舉すべき郡會議員の數は毎町村各一名とす、尤も郡會議員の數廿名以上に及ぶときは廿名を以て制限とす。一町村に於て一名以上の議員を選舉するは其町村會之を行ひ數町村に於て一名若は一名以上の議員を選舉するは其各町村會々同して之を行ふ。町村組合にして組合會を設け其町村一切の事務を共同處分するものは之を一町村と同視し其組合會に於て議員選舉を行ふ、大地主は町村に於て選舉すべき議員定數の外其定數の三分の一を互選するものとす若し端數を生ずるときは之を棄却す。選舉を行ふことを得べき大地主にして其員數町村に於て選舉すべき議員定數の三分の一以下なるときは其大地主は選舉によらずして郡會議員たるものとす但定期改選の期限内に於ては大地主の員數減じて三分の一以下に至ると雖も解散の爲改選する場合を除くの外は本項を適用する限りにあらず、大地主に於て選舉を行ふとき投票は選舉人自ら選舉會長の面前に於て之を投票函に投入す、投票は匿名とす。左の投票は之を無効とす、一記載せ

る人名の讀み難きもの、二被選人の何人たるを確認し難きもの、三被選權なき人名を記載するもの、四被選人氏名の外他の文字を記入するもの但爵位職業身分住所又は敬稱は此限にあらず、本項一より三に至るの場合に於て票中他に列記の被選人に於ては仍其效ありとす。有效投票の多數を得たるものを以て當選とす投票の數相同じきものは年長者を取り年齢相じきときは選舉會長自ら抽籤して其當選を定む。

○郡會議員資格の事(同前)

郡内町村公民にして町村會の選舉に參與することを得べきもの及大地主中自ら選舉に加はることを得べきものは總て郡會の被選權を有す。住居を移したる爲め町村の公民權を失ひたる者其住居同郡内にあり且他の要件を失はざるときは仍郡會の被選權を有す。所屬府縣並其郡の官吏其郡の有給吏員神官及諸宗僧侶又は教師小學校教員は選舉に係ると否とを問はず郡會議員たることを得ず。前項の外の官吏にして當選に應じ又は大地主にして其員數町村に於て選舉すべき議員定數の三分の一以下なるとき選舉に依らずして郡會議員たるの權利を行はんとするときは本屬長官の許可を受く可し。大地主にして選舉權を有するは帝國臣民にして公權を有する男子に限る。年齢二十歳未滿の者及治産の禁を受たる者は選舉權を有せざるものとす。大地主の選舉權は身代限處分中又は租稅滯納處分中又は公權の剝奪若は停止を附加すべき重輕罪の爲裁判上の訊問若は拘留中は之を停止せらる本項の規定は選舉に依らずして郡會議員たる者にも適用す。選舉權を有する



大地主は代人を以て選舉を行ふことを得。陸海軍の現役に服する者は代人を以てするに非ざれば選舉を行ふことを得ず。代人は帝國臣民にして公權を有し町村制に定めたる獨立の男子に限る但一人にして數人の代理を爲すことを得ず且代人は委任狀を以て代理の證とすべきこと、以上代人の規定は「郡會議員選舉の事」の第五項の權利を行ふ場合にも適用するものなり但其人は郡會に被選權を有するものにして郡會議員たらざる者に限る。

◎郡會の議決すべき事件(同前)

郡の歳入出豫算を定むる事、二決算報告を認定する事、三郡有不動産の賣買交換讓渡讓受並に質入書入の事、四歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負担をなし及權利の棄却となす事、五郡有財産の管理及營造物の維持法を定むる事、其他法律命令に依り郡會の權限に屬する事項を議決す、

◎郡參事會の事(同前)

郡參事會は郡長及名譽職參事會員四名を以て之を組織し名譽職參事會員中三名は都會に於て其會員中互選し一名は府縣知事に於て郡會議員若は郡内町村の公民中互選す。郡參事會は郡長を以て議長とし議長事故あるときは會員に於て臨時議長代理を互選す。

◎郡參事會職務權限の事(同前)

郡會の權限に屬する事件にして其委任を受けたるものを議決する事、二郡會の權限に屬

する事件にして臨時急施を要し郡長に於て郡會を招集するの暇なしと認むるとき郡會に代て議決を爲す事、三郡會の定めたる方法の範圍内に於て郡有財産の管理又は營造物の維持に關し必要なる事件に付議決を爲す事、四郡の工事を以て支辨する工事の次第順序其他必要なる事件に付議決を爲す事、五郡長其他官廳の諮問に對し意見を述べらる事、六郡長より發する郡會議案に付郡長に意見を述べ及會議に報告する事、七臨時必要あるとき郡の出納を検査する事、其他法律命令に依り郡參事會の權限に屬する事務を處理す。

◎市公民の事(明治廿一年四月法律第一號市町村制)

凡帝國臣民にして公權を有する獨立の男子二年以來(一)市の住民となり(二)其市の負担を分任し(三)其市内に於て地租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むる者は其市公民とす、其公費を以て救助を受けたる後二年を経ざる者は此限にあらざ但場合に依り市會の議決を以て二ヶ年の制限を特免することを得。本文に於て獨立と稱するは滿廿五歳以上にして一戸を構ひ且治産の禁を受けたるものを云ふ。市公民は市の選舉に參與し市の名譽職に選舉せらるゝの權利あり又其名譽職を選任するは市公民の義務なりとす。市公民なる者身代限處分中又は公權の剝奪若は停止を附加すべき重輕罪の爲め裁判上の訊問若くは拘留中又は租稅滯納處分中は其公民たるの權を停止す。市公民たる者に限り任すべき職務に在る者本條の場合に當るときは其職務を解くべきものとす。

◎町村公民の事(同前)



凡帝國臣民にして公權を有する獨立の男子二年以來(一)町村の住民となり(二)其町村の負担を分任し(三)其町村内に於て地租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むる者は其町村公民とす、其公費を以て救助を受けたる後二年を経ざる者は此限にあらざ、但場合に依り町村會の議決を以て二ヶ年の制限を特免することを得。本文に獨立と稱するは滿二十五歳以上にして一戸を構ひ且治産の禁を受けざる者を云ふ。町村公民は町村の選舉に參與し町村の名譽職に選舉せらるゝの權利あり又其名譽職を擔任するは町村公民の義務なりとす。町村公民たる者身代限處分中又は公權剝奪若くは停止を附加すべき重輕罪の爲め裁判上の訊問若は拘留中又は租稅滯納處分中は其公民たるの權を停止す。町村公民たる者に限りて任すべき職務に在る者前項の場合に當るときは其職務を解くべきものとす。

#### ●市町村會議員選舉の事(同前)

市町村會議員は其市町村の選舉人其被選舉權ある者より之を選舉す。市町村公民は總て選舉權を有す但其公民權を停止せらるゝ者及陸海軍の現役に服する者は此限にあらざ。凡内國人にして公權を有し直接市町村稅を納むる者其額市町村公民の最多く納稅する者三名中の一人よりも多きときは通常公民に必要な件に當らずと雖も選舉權を有す但公民權を停止せらるゝ者及陸海軍の現役に服する者は此限に非ず、法律に従て設立したる會社其他法人にして前項の場合に當るときも亦同じ。選舉人は市に於て分て三級となし

町村に於て分て二級となし選舉人中直接市稅の納額最多き者を合せて市は選舉人總員の納むる總額の三分之一に當る可き者を町村は其總額の半に當る可き者を一級とし市は一級選舉人の外直接市稅の納額多き者を合せて選舉人總員の納むる總額の三分之一に當る可き者を二級とし爾餘の選舉人を三級とし町村は一級の餘を總て二級とし各級の間納稅額兩級に跨る者あるときは上級に入る可し又兩級の間に同額の納稅者二名以上あるときは其市に住居する年數の多き者を以て上級に入る若し住居の年數に依り難きときは年齢を以てし年齢にも依り難きときは市長抽籤を以て之を定む可し。選舉人毎級各別に市は議員の三分之一を町村は半數を選舉す其被選舉人は同級内の者に限らず市は三級に町村は兩級に通じて選舉せらるゝことを得。選舉は投票を以て之を行ふ投票には被選舉人の氏名を記し封緘の上選舉人自ら掛長に差出すべし但選舉人の氏名は投票に記入することを得ず又選舉人投票を差出すときは自己の氏名及住所を掛長に申立て掛長は選舉人名簿に照して之を受け封緘の儘投票函に投入す可し但投票函は投票を終る迄之を開くことを得ず。左の投票は之を無効とす、一人名を記載せず又は記載せる人名の讀み難きもの、二被選舉人の何人たるを確認し難きもの、三被選舉權なき人名を記載するもの、四被選舉人の氏名の外他事を記入するもの。選舉は選舉人自ら之を行ふべし他人に托して投票を差出すことを許さず、但内國人にして公權を有し直接市町村稅を納むる者其額市町村公民の最多く納稅する者三名中の一人よりも多きに依り選舉權を有する者は代人を出して選舉



を行ふことを得若し其獨立の男子に非ざるもの又は會社其他法人に係るときは必ず代人を以てすべし其代人は内國人にして公權を有する獨立の男子に限る但一人にして數人の代理を爲すことを得ず且代人は委任狀を選舉掛に示して代理の證とすべし。議員の選舉は有效投票の多數を得る者を以て常選とす投票數相同しきものは年長者を取る。

◎市町村會議員資格の事(同前)

議員たることを得べき者は滿廿五歳以上にして其市に住居し其市内に於て地租を納むる者に限る。議員を選舉し得べき者は滿廿歳以上の男子にして其市に住居し其市内に於て地租を納むる者に限る。選舉權を有する市町村公民は總て被選舉權を有す。左に掲ぐる者は市町村會議員たることを得ず。一所屬府縣の官吏、二有給の市町村吏員三檢察官及警察官吏、四神官僧侶及其他諸宗教師、五小學校教員、其他官吏にして當選し之に應せんとするときは所屬長官の許可を受くべし。代言人に非ずして他人の爲めに裁判所又は其他の官廳に對して事を辨するを以て業となす者は議員に選舉せらるゝことを得ず。父子兄弟たるの縁故ある者は同時に市町村會議員たることを得ず其同時に選舉せられたるときは投票の數に依て其多き者一人を當選とし若し同數なれば年長者を當選とす其時を異にして選舉せられたる者は後者議員たることを得ず。市は市參事會員との間町村は町村長若くは助役との間父子兄弟たるの縁故ある者は之と同時に市町村會議員たることを得ず若し議員との間に其縁故ある者市に於て市參事會員の任を受け町村に於

て町長若くは助役に選舉せられ認可を受くる時は其縁故ある議員は其職を退く可し。

◎市町村會の議決す可き事件(同前)

市町村條例及規則を設け並改正する事、二市町村費を以て支辨すべき事業但司法警察補助官たるの職務及法律命令に依て其管理に屬する地方警察の事務(別に官署を設けて地方警察事務を管掌せしむるときは此限に非ず)、浦役場の事務、國の行政並府縣の行政にして市に屬する事務(別に吏員の設けあるときは此限にあらず)は此限にあらず、三歳入出豫算を定め豫算外の支出及豫算超過の支出を認定する事、四決算報告を認定する事、五法律敕令に定むるものを除くの外使用料手数料市税及夫役現品の賦課徴收の法を定むる事、六市町村有不動産の賣買交換讓渡並賃入を爲す事、七基本財産の處分に關する事、八歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負担を爲し及權利の棄却を爲す事、九市町村有の財産及營造物の管理方法を定むる事、十市町村吏員の身元保證金を徴し並其金額を定むる事、十一市町村に係る訴訟及和解に關する事。

◎市參事會の事(同前)

市參事會は市長一名助役(東京は三名京都大阪は各二名其他は一名)及名譽職參事會員(東京は十二名京都大阪は各九名其他は六名)を以て之を組織し市長は有給吏員にて市會より候補者三名を推薦し上奏裁可を請ふものとし助役及名譽職參事會員は市會之を選舉す。

◎市町村會議員選舉罰則の事(明治廿三年五月法律第三十九號)



左に掲げたる者は總て禁錮又は罰金に處せらるべし、一選舉資格に必要な事項を詐稱して選舉人名簿に記載せられたる者、一投票を得又は他人に選舉を得せしめ若くは他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若くは公私の職務を選舉人に授與することを約束したる者及其授與又は約束を得けたる者、一前項に掲げたる目的を以て選舉會場の近傍若くは選舉人往來の途中に於て選舉人に酒食を供し又は選舉會場に往復する爲め車馬の類を給したる者及其供給を受けたる者、一第二項の目的を以て選舉人の爲め選舉會場に往復する馬車賃又は路賃若くは休泊料の類を代辨し又は代辨することを約束したる者又其代辨又は約束を受けたる者、一第二項の目的を以て選舉人を脅迫し拐引し若くは其往來の便を妨げ若くは詐僞の手段を以て選舉權の施行を妨害したるもの、一選舉人を脅迫し若くは選舉會場を騷擾し又は投票函を抑留毀壞若くは却奪するの目的を以て多數を嘯聚したる者、一選舉の際選舉に關する吏員若くは選舉掛に暴行を加へ又は暴行を以て選舉會場を騷擾し又は投票函を抑留毀壞若くは却奪したる者、一多數を嘯聚して前項の罪を犯したる者、一前二項の場合に於て犯罪者戎器又は凶器を携帯したるとき、一選舉會場所在の郡市内に於て選舉の氣勢を張る爲多衆集合し若くは隊伍を組みて往來し又は篝火松明を焚き若くは鑼鼓法螺喇叭の類を鳴らし旗幟其他の標章を用ゆる等の所業を爲し警察官の制止を蒙るも仍其命に従はざる者、一被選人たることを得る者を指して被選人たることを得ず又は當選を承諾するの意なきこと

虚報を流傳せしめたる者、一戎器又は凶器を携帯して選舉會場に入りたる者、一第二項の目的を以て張札の類を公然掲示したる者、一他人の姓名を詐稱して投票を爲し又は選舉人たることを得ずして投票を爲したる者市町村會の外市制町村制並びに明治廿二年法律第十一號に據りて開設する各種の議會の議員選舉にも同様之を適用す。

◎町村吏員の事(明治廿一年四月法 律第一號市町村制)

町村に町村長及町村助役各一名を置く但町村條例を以て助役の定員を増加するとを得。町村長及び助役は町村會に於て其町村民中年齡滿卅歲以上にして選舉權を有する者より選舉す。町村長及助役の所屬府縣郡の官吏、有給の町村吏員、檢察官及警察官吏、神官僧侶及其他諸宗教師、小學校教員等の職を兼ねることを得ず。町村長及助役の任期は四年とす。父子兄弟たるの縁故あるものは同時に町村長及助役の職に在ることを得ず。町村長及助役の選舉は町村會に於て一名毎に匿名投票を以て之を爲し有效投票の過半数を得る者を以て當選とす若し過半数を得る者なきときは最多數を得る者二名を取り之に就て更に投票せしむ。町村長及助役は名譽職とす。町村長は職務取扱の爲めに要する實費辨償の外勤務に相當する報酬を受くることを得助役にして行政事務の一部を分掌する場合に於ても亦同じ。町村の情況により町村條例の規定を以て町村長に給料を給することを得。又大なる町村に於ては町村條例の規定を以て助役一名を有給吏員とすことを得。有給町村長及有給助役は其町村民たる者に限らず但當選に應じ認可を得るときは



其公民たるの權を得。有給町村長及有給助役は三ヶ月前に申立つるときは隨時退職を求むることを得。

町村に收入役一名を置く收入役は町村長の推薦により町村會之を選任す。收入役は有給吏員とし其任期は四年とす。收入役は町村長及助役を兼ねることを得ざるものとす但收入支出の寡少なる町村に於ては郡長の許可を得て町村長又は助役をして收入役の事務を兼掌せしむることを得。

町村に書記其他必要の附屬員及使丁を置き相當の給料を給す但町村長に相當の書記料を給與して書記の事務を委任することを得。

町村の區域廣濶なるか又は人口稠密なるときは町村會の議決に依り之を數區に分ち每區區長及其代理者各一名を置くことを得區長及其代理者は名譽職とす。區長及其代理者は町村會に於て其町村の公民中選舉權を有するものより之を選舉す區會を設くる區に於ては其區會に於て之を選舉す。

町村は町村會の議決に依り臨時又は常設の委員を置くことを得其委員は名譽職とす。委員は町村會に於て町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者より選舉し町村長又は其委任を受けたる助役を以て委員長とす。區長及委員には職務取扱の爲めに要する實費并償の外町村會の議決に依り勤務に相當する報酬を給することを得。

○市參事會及町村吏員の擔任する事務の概目(明治廿一年四月法律第一號市町村制)

一市町村會の議事を準備し及其議決を執行する事若し市町村會の議決其權限を超へ法律命令に背き又は公衆の利益を害すと認むるときは市は參事會町村長は町村長自己の意見に由り又は監督官廳の指揮に依り理由を示して議決の執行を停止し之を再議せしめ猶其議決を更めざるときは市は府縣參事會町村は郡參事會の裁決を請ふ可し其權限を超へ又は法律命令に背くに依て議決の執行を停止したる場合に於て府縣參事會の裁決に不服ある者は行政裁判所に告訴する事を得、二市町村の設置に係る營造物を管理すること若し特に之が管理者あるときは其事務を監督する事、三市町村の歳入を管理し歳入出豫算表其他市町村會の議決に依て定りたる收入支出を命令し會計及出納を監視する事、四市町村の權利を保護し市町村有財産を管理する事、五市町村吏員及使丁を監督し(市は市長を除くの外其他に對)懲戒處分を行ふ事、其懲戒處分は市に於て譴責及十圓以下町村に於て譴責及五圓以下の過怠金とす、六市町村の諸證書及公文書類を保管する事、七外部に對して市町村を代表し市町村の名義を以て其訴訟並和解に關し又は他廳若くは人民と商議する事、八法律命令に依り又は市町村會の議決に從て使用料手数料市税及夫役現品を賦課徴收する事、其他法律命令又は上司の指令に依て市は市參事會に町村は町村長に委任したる事務を處理する事。

○議會並議員保護の事(明治廿二年十一月法律第二十八號)

法律を以て組織したる會議に對し公然誹毀侮辱したる者は二月以上二年以下の重禁錮に



處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す但會議の告訴を待て其罪を論ず。議會の議員に對し其公務上の言論行為に付公然誹毀侮辱したる者又は議員に暴行を加へたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。議員其公務を行ふに當り暴行脅迫を以て其言論行為を妨害したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。議員の職を辞せしむるの目的又は其公務上の言論行為を妨害せんとする目的を以て議員を脅迫し又は恐喝したる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但被害者の告訴を待て其罪を論ず。

◎戸籍に関する部

◎戸籍(附番號)の事(明治四年八月布告)

戸籍は戸籍用紙を以て之を造り各戸を別葉に登記し一町村毎に帳簿に編入す。戸籍簿は副本を造り郡役所に納め置く可し、若し登記の事項多くして欄内に記入し難きときは用紙を以て其欄上に掛紙し且其續目に官印を捺す可し。戸籍簿の改正を要するときは管轄廳の許可を受く可し、又改製或は編製をなしたるときは郡長又は管轄廳の検査を受けるものとす。戸籍番號は地所に就て之を數ふ然れども戸數點檢の爲め戸毎に番號を貼するは地方の便宜に任すべし。刑事裁判言渡ありたるときは治罪法第四百六十四條に掲げる既決犯罪表寫を犯人本籍地の輕罪裁判所檢事に送致し其送致を受けたる檢事は其旨を犯人本籍地の市町村長に通知し該表はイロハ標號に區別編纂し置くものとす。帶勳者の

犯罪に付勳章を褫奪したるとき亦同じ。

◎戸籍登記(附列次)の事(明治十九年十月内省訓第二十號)

戸籍に関する届書を受けたるときは先届出の事項及届出期限あるものは其事項の年月日並に届出の年月日届出期限なきものは其届出の年月日を登記目録に記入す。以上の手續を了りたるときは直に戸籍に届出の事項及届出期限あるものは其事項の年月日届出期限なきものは届出の年月日を登記し届書には受領したる年月日及登記済の旨を記入するものとす。戸籍に入る者あるときは其戸籍の末に登記すべし戸籍を除く者あるときは其事項を朱にて登記し且其氏名に朱線を畫すべし。全戸入籍あるときは直ちに之を編入し全戸除籍あるときは朱にて登記し其戸籍に朱線を畫し之を除籍簿に移す可し。戸主に代替りあるときは家族は總て新戸主の續柄を以て戸籍を改寫すべし其舊紙は官印を以て新紙と割印したる上除籍簿に移すものとす。入籍を届出るときは原籍地の市町村長より送達したる送籍狀と照査し入籍の手續を爲し五日以内に入籍報知書を原籍地の市町村長に發送すべし原籍地市町村長に於て之を受領したるときは其受領の年月日を登記目録送籍狀發送年月日の下に記入し直に右入籍の日を以て除籍すべし。

◎製表の事(明治四年七月布告)

出産死亡に関する月表調製済の後、他出中死亡等にて數月を経過し原籍へ届出又は出生の兒數月數年の後届出る者等ある時は其發覺の月表に編入し其旨欄外へ記入す。家族の



單身附籍したる場合統計方は附籍地に於ては入寄留の部に本籍に於ては出寄留の部に算入すべきものとす。

◎住居(附移住)の事(同前)

社寺學校諸官衙は屋敷番號を付せず素々本籍を定むべからずと雖も之に寄留を許す限は寄留簿住所欄内には何所(何社寺何學校)寄留とし又居住者の在籍者となり在籍者の居住となる場合は慣稱に依り年月日在籍者となる又何番地居住者となると記すものとす。

◎送籍(附移轉貫屬換)の事(同前)

送籍を請求するものあるときは戸籍用紙を以て送籍狀を造り直に入籍地の市町村長へ發送すべし其送籍の事項及發送の年月日は登記目録に記入す。人別の送籍狀には其人別に關し戸に籍登記したる事項及戸主の氏名身分住所を記載すべし。全戸の送籍狀には戸籍に登記したる事項を漏なく記載すべし。地方に就き産業に従事し或は家計を維持するの目的を以て各府縣並北海道へ移住せんとする者は其事情を具し貫屬替願出べし其目的至當の者は聞届けらるべし。

◎就籍(附脱籍)の事(同前)

脱籍及行衛知れざる者家出後卅六ヶ月を踰へ永尋中の者は戸籍表總計人員の外に記載。又當人年齢八十歳以上となりたるときは除籍して毎年内務省へ届出べし。華士族とも分家を爲すときは其分家せし者は總て平民籍に編入するものとす。無籍在監人の本人解放の

き籍を望の地に定めしめ典獄より就籍地市町村長へ通知書を造り本人をして携帶就籍の手續を爲さしむ。無籍者編籍及誤脱訂正に關する件は府縣知事に於て篤と事實を糾明し書類物件等確乎證據となるべきものに據り處分せらるべし。

◎除籍の事(明治六年五月公達 第百七十七號)

脱籍及行衛知れざる者家出後卅六ヶ月を踰へ永尋中の者は戸籍表總計人員の外に記載し又當人年齢八十歳以上となりたるときは除籍するものとす。全戸除籍するものあるときは朱にて登記し其戸籍に朱線を畫し之を除籍簿に移すべし。

◎附籍(附別立)の事(明治四年七月 布告)

從來附籍と號せし者或は縁故ありて養育する者等は其族屬と續柄を肩書にし其事由を其名前の上に式の如く記すべし。戸主たる者一家を取盡み他に付籍したるも一戸を廢絶するにあらざるときは同居人と同じく其家長を一戸主に數へざるを得ず。附籍人を一戸存在するものとするときは附籍せしめし戸主と其財産を共通せざるに由り戸主身代限或は財産追徴に遭と雖も附籍人の財産に關係せざるものとす。家族の附籍は送籍せざるものにして戸籍に掲ぐるは登記目録に據らず届書にのみ據るべし。

◎寄留(附逗留旅行)の事(明治十九年九月 内省令第十九號)

入寄留簿は左の二種に分ち一種毎に之を編製し且一種中に一世帯を爲すものと然らざるものとを區別編製すべし、一他府縣人入寄留簿、一他郡區人入寄留簿、他府縣又は他郡區



より寄留したるの届出あるときは入寄留簿に登記す其登記は總て戸籍例に全じ。寄留地を去りたるの届出あるときは朱にて記入し其入寄留人名に朱線を畫し其別葉を爲す者は便宜之を除籍帳簿に移す。他府縣又は他郡區へ寄留したるの届書到達したるときは出寄留簿に列記す。出寄留者復歸したるの届出あるときは朱にて記入し其人名に朱線を畫す。寄留者其寄留の郡區内に於て轉寄留したるときは勿論其寄留町村内に於て轉寄留したるときも亦届出べし。本籍地市町村長へ發送する届書は現住地市町村長への届書と同様寄留者と地主又は家主又は管理者とより之を爲す可し。學校及會社其他農商家等所に數人寄留したる場合に在ては每人各自に寄留届を爲すを要せず同一紙に連署して届出るも妨げなし。公私の用に於て最初より寄留する者及學校寄宿生婢僕の類は寄宿したる當日より十日以内に届出べきは勿論なりと雖も最初より寄留するに非ずして一時逗留する者等は其逗留九十日を過ぎたるときに於て寄留の取扱となるものなれば其寄留となりたる日即ち九十日より起算し十日以内に寄留の届出をなすべきものとす。

●異動の事(明治四年七月布告)

婚姻又は養子養女の取組若くは其離婚縁縁令相對熟談の上たりとも双方の戸籍に登記せざる内は其効なきものとす。家督相續の事は直ちに市町村長へ届出而して退隱並家督相續の公認を得べき等の所數日若くは數月已前既に退隱家督相續せし旨を記載し届出づる者あるも斯る場合は其届書を差出したる年月日を以て戸籍に登記すべきものとす。

●華士族平民の事(明治七年七月布告七十三號)

華士族分家の者は總て平民籍に編入す。合家の事は明治九年太政官第七十五號を以て禁止せられしと雖も従前既に合家せし分にして士族と平民との合家は總て士族に編入せらる。除族前出生の子は本族を有すべく除族後出生の子は平民たるべきこと。重罪の刑に處せられ終身公權剝奪の者に本犯一人(妻ある者は其妻)を分籍し該家相續人を立るの手續を行はしむることを得。廢戶主廢嫡改名復姓身分變換其他願濟の上戸籍に登記すべき事項は其許可の指令を受領したる日か十日以内戸主より本籍地市町村長に届出べきものとす。家族にして士族籍の相續を望まざるときは出願せしめたる上平民籍に編入し別に分籍の手續を爲すを要せず。

●除族(附公權停止、貴族剝奪)の事(明治四年九月布告)

夫、除族となりたるとき其婦は夫は従ふ者に付同しく平民たるべきこと、尤離婚するときは此限にわらず。除族前出生の子は本族を有す。除族後の子は本族を有することを得ず一旦除族となりたる者の子孫は總て平民たるべきこと。除族の節子孫なきときは本族斷絶すと雖も其家祖父母父母及親屬存するあれば其者に生産ありて一戸主に立つべきときは其者或は其者等に養子して其族を襲かしむることを得。戸主除族の刑を蒙り繼嗣の子弟なきときは其家族或は親族一旦相續せし後其繼合ひに従ひ養子或は相續人となることを得べしと雖も一旦除族の戸主は直ちに相續する能はざるものとす公權停止の者は分籍



せしむるに及ばずと雖も剝奪の者は之を分籍せしめ其家は相續人を立るの手續をなすべし公權一部の貴號即華士族の稱號を剝奪するは本犯一人に止まるものとす。

僧侶の事(明治八年十一月内省達 第百五十一號)

僧尼は總て其原籍に復すべきものとす。尤も原籍不分明又は復籍を望まざる者は現住町村内へ別に本籍を定むべしと雖も更に土地及家屋を設くるに及ばず現在地の市町村長に申立其區内へ定籍すべし若し現在地の市町村の外へ本籍を定めんと欲する者は一旦前條の如く定籍をなしたる上其地より望の地へ送籍すべきものとす。僧侶は肉食妻帯を許さる。僧尼定籍に付戸籍取扱方は其原籍に復せず現在地又は別に本籍を定めたる者は分家者と看做し原籍不明にして新に編籍したる者は一戸新立と看做し戸籍へは何年月日分家又は一戸新立と記載すべし。

忌服の事(明治五年六月布告 第百七十六號)

華族從來子細の所勞と稱せし忌服は之を受くるを要せず。遠地へ出張在勤の敕任官又は奏任官にして忌服を受け公務差止むを得ざる節は除服宣下又は管轄長官の差圖あるまでは忌服の儘出仕するに及ばず。奏任官及判任官以下除服出任の義は管轄長官の指揮に依る。

服忌令(同前)

一父母 忌五十日、服十三日(閏月を算へず)、養父母 忌卅日、服百五十日、遺跡相續

或は分地配當の養子は實父母と同じ同姓にても異姓にても養方の親類實の如く相互に服忌を受けべく實方の親類は父母は定式の服忌を受く可く兄弟姉妹は相互に半減の服忌を受くべく此外の親類の服忌なし遺跡相續せず或は分地配當せざる養子は同姓異姓を論せず養父母は定式の通服忌を受く可く養方の兄弟姉妹は相互に半減の服忌を受くべし。

此外の親類は服忌なし實方の親類は定式の通相互に服忌を受くべし。嫡母 忌十日、服卅日。對面なきときは服忌を受くべからず通路致せば對面せずとも服忌を受く可く父死去の後他へ嫁し或は父離別たるに於ては妾の子服忌を受くべからず、但嫡母の親類は服忌なし。繼父母 忌十日、服卅日。初めより同居せざれば服忌なし。父死去の後繼母他へ嫁し或は父離別するに於ては服忌を受くべからず。但繼父母の親類には服忌なし。離別の母 忌五十日、服十三日(閏月を算へず)、夫 忌卅日、服十三日(同上)。妻 忌廿日、服九十日、嫡子忌二十日、服九十日、家督と定めざる時は末子の忌服を受くべく女子は最初に生れても末子に準ず、末子 忌十日、服卅日。養子に遺して服忌同様家督と定むる時は嫡子の服忌を受くべし。養子 忌十日、服卅日。家督と定むる時は嫡子の服忌を受く可し、夫の父母、忌卅日、服百五十日、祖父母 忌三十日、服百五十日、母方 忌二十日、服九十日。離別せられし祖母も服忌同様、會祖父母 忌二十日、服九十日。母方には服忌なし、但遠慮一日、高祖父母、忌十日、服卅日。母方には服忌なし、但遠慮一日、伯叔父母 忌廿日、服九十日。母方 忌廿日、服卅日。



父母種替りの兄弟姉妹は半戚の服忌を受く可し、兄弟姉妹 忌廿日、服九十日◎別  
 服たりといふも服忌に差別なし、異父兄弟姉妹 忌十日、服卅日、嫡孫 忌十日、  
 服三日◎嫡孫承祖たる時は嫡子の服忌を受く可く祖父母死去の時も嫡孫の方へも五十日  
 十三月の服忌を受くべく此外の親類服忌同様曾孫玄孫たりしといふも同例なり、末孫  
 忌三日、服七日◎女子は最初に生れても末孫に準て娘方の孫服忌同上、曾孫玄孫  
 忌三日、服七日◎娘方には曾孫玄孫共に服忌なし、從父兄弟姉妹 忌三日、服七日◎  
 父の姉妹 子並母方も服忌同上、甥姪 忌三日、服七日◎姉妹の子も服忌同様◎異父  
 兄弟姉妹の子は半戚の服忌を受く可し、七歳未満の小兒は服忌なし◎父母には三日遠慮  
 其外の親類は異姓にても異姓にても一日遠慮日數を過ぐれば遠慮は及ばず、但八歳より  
 定式の服忌を受く可し、附七歳未満の小兒の方へも服忌なし父母死去の時は五十日遠  
 慮其外の親類は一日遠慮父母は年月を経て開きしとも開付たる日より五十日遠慮すべ  
 し、聞忌の事◎遠國に於て死去年月を経て告來るといふとも父母は開付る日より忌五十  
 日服十三月外の親類は開付る日より服忌終る日數を受くべき忌の日數過て告來らば一日  
 遠慮服明くことも同前、重る服忌の事◎父の服忌未だ明かざる内母の服忌あらば母の  
 死去の日より五十日十三月の服忌を受くべく重き服忌の内輕き服忌ありて日數終らば追  
 て服忌を受くるに及ばず日數あまらば殘る服忌の日數を受く可し。

◎穢の事(同前)

産穢 夫七日、婦卅五日、遠國より告來七日を過ぐれば穢なし七日の内開知すれば殘る  
 日數の穢たるべし血荒流産同斷尤も妾の産穢の時も同上、血荒 夫七日、婦十日流産、  
 夫五日、婦十日の形体あらば流産たるべく形体なければ血荒たるべし、死穢 一日、  
 家の内にて死する時一間に居合せは死穢を受く可く敷居を隔て居れば穢なし一間に居合  
 すとも知らざれば穢なし二階にても揚り口敷居の外にあれば穢なし家なき所に死人有と  
 きは其骸のある地はかり穢る可く家主死去すとは死穢の義差別なし死後其所へ來る者は  
 骸あるとも踏合の穢なり、踏合、行水次第、改葬、遠慮一日、子は殘らず遠慮、但  
 不承知なれば追て遠慮に及ばず忌掛りし親類改葬の場へ出る者は遠慮すべし忌不掛親類  
 は其場へ出るとも遠慮に及ばず改葬の主なれば他人にても一日遠慮すべし、附掘起せし  
 日より葬る迄日數あれば子は殘らず掘起せし日と葬る日と二日の遠慮なり他人にても改  
 葬の主となる者は同斷、但掘起せし翌日より葬る前日迄幾日にも遠慮に及ばず◎改葬  
 の義遠所にて申付日限知れば其日遠慮すべし日限知れずして濟みし後知る者は遠慮に及  
 ばず、養父死去以後養母同居せすと云とも他へ嫁せざれば服忌を受く可く他へ嫁する  
 に於ては服忌なし、養父の妻養はれざる以前に死去すれば嫡母に准し其親類服忌な  
 し、父の後妻と通路せしは對面せすと云とも繼母の服忌を受く可し、義絶の嫡子の服忌は  
 末子に準すべし此外の親類義絶と云とも服忌同様、女子婚義以前より養はれ或は入律  
 を取り家督相續の時は養方の親類實の如く相互に服忌を受く可し、婚義未だ相調はざる



にても祝儀取りかはせは夫婦相互に定式の忌の日數遠慮、但服なし。父の妾服忌なし。妾は服忌なし。但子出生に於ては三日遠慮血荒流産ある計りにて妾死去の時遠慮なし。遺跡相續せず或は分地配當せざる養子養方の兄弟姉妹他家へ養はる々者には互相に服忌なし。兩姓にても異姓にても一人へ兩様の續あらば重き方の服忌を受く可し。名字を授りし計りにても相互に服忌なく本姓の方の親類定式の通服忌を受く可し。離別の女はたとひ實子あり他へ嫁せずとも夫婦の縁されし故服忌相互になし。子なくして死去する者名跡相續の爲め新規に家督相續の時は養父の如く服忌を受く可く死去せし者の妻は養母に準すべく死去せし者七歳未滿なれば服忌なし五十日遠慮すべし死去せし者の親類は相互に定式の服忌を受く可く實方の親類は父母は定式の服忌を受くべし祖父母伯叔父姑は半減の服忌を受く可く兄弟姉妹は相互に半減の服忌を受く可し此外の親類服忌なし。養子願書差出之老中請取之其以後死去すれば家督不定内にて養父母計り五十日十三月の服忌を受く可し。半減の日數三十日十五日なり余は准之、但し七日は四日なり三日は二日なり。一日とあるは晝夜の九つ時より明る夜の九つ時迄なり九つ前なればたとひ四つ半過にても一日の積なり。妾服の子其父嫡母を以て養母に定むる時は忌五十日服十三日受く可し母方の親類の服忌養實の差別家督相續の養子の如くたるべし嫡母の子繼母の服忌に於ても父の極め次第右に同じ、但し繼母方の親類には服忌なし。家督相續の養子たる者實方の養母嫡母繼母服忌なし分地配當せざる養子は右の

服忌を受く可し。養方の伯叔父姑兄弟姉妹人に養はる、者は半減の服忌を受くべく實方の伯叔父姑兄弟姉妹他家より養はる、者も服忌同様。其身養子に參り實方の伯叔父姑兄弟姉妹の内人に養はる、と云ふとも其儘半減の忌服たるべし。父養父にて其子人の養子に參りし時は父の父母兄弟姉妹養實ともに半減の服忌を受くべく或は父も養子其身も養子の時は養父の實方服忌なし若し實方に就て半減の服忌を受く可き續わらば服忌を受くべし。半減の服忌に祖父母伯叔父兄弟姉妹とあらば母方の祖父母伯叔父姑異兄弟姉妹も全例。嫡子を人の養子に遣はす時は服忌末子の如くたるべし。

◎相續(附繼嗣)の事(明治四年七月布告)

士族の家督相續養子貫籍替を爲さんとするものは戸長に届出へし尤も廢嫡に屬する者は地方長官の許可を受くるを要す。實子ある者養子を以て相續人とし子女あるの寡婦夫を迎へて前夫の跡相續人と定むるが如きは華族を除くの外は實際極貧或は老病等にて實子孫ありと雖も幼少なるか又は有子の寡婦たりと雖も極貧或は其子女幼少且後見をなすべき者もなきが如き場合に親屬協議を経て地方長官に届出するときは許可せらるべし。家督相續は必ず總領の男子たるべし若し亡没或は癡篤疾等止むを得ざる事故あれば其事實を具して次男三男又は女子へ養子相續の事を願出つべく次男三男女子何れもなき者は血統の者を以て相續方願出るものとす幼少にして家督相續を爲す者には親戚又は他人にても相當の者を以て後見人とすべし。當主隠居し實子又は養子家督相續をなしたる後其



相續人にして多病なるか又は不都合の所爲若くは病没したるときは一旦隠居したる者壯健なる者に限。再相續の事を出願し得べし。父兄又は伯叔等總て目上の者にして子弟又は甥等總て目下の家を繼承するときは養子と稱へず必ず相續人と稱ふべきこと。婦女子にして相續せし後夫を迎ひ又は養子せしときは直ちに其夫又は養子へ相續を讓るべし。士族にして常主死亡後相續人を定むるは五十日を過ぐべからず。總て戸主死亡又は除籍の日より滿六ヶ月を過ぎ相續者を届出さるものは絶家とす。

◎婚姻(附入夫縁女)の事(明治四年八月布告全六) 年三月布告第百三號

華族より平民に至る迄互に婚姻することを許さる。日本人にして外國人と婚姻せんとする者は日本政府の許可を受く可し。外國人に嫁したる日本の女は日本人たるの分限を失ふ尤も故ありて再び日本人たるの分限に復せんことを願ふ者は日本政府の允許を受く可し。日本人に嫁したる外國の女は日本の國法に従ひ日本人たるの分限を得。外國人に嫁する日本の女は其身に屬したるものと雖も日本の不動産を所持することを得ず。日本の婦女外國人を婿養子と爲す者も亦日本政府の允許を受く可し。外國人日本人の婿養子となりたる者は日本國法に従ひ日本人たるの分限を得べし外國に在て日本人外國人と婚嫁せんとするときは其國又は近國に在留の日本公使又は領事官に願出つべし。有夫の婦姦通し處刑の後離縁となり姦夫と結婚せんと欲するも能はず。

◎養子女の事(同前)

婦女子相續の後夫を迎へ又は養子せしときは直に其夫又は養子に相續を讓るべし實子の者養子を以て相續人とし子女あるの寡婦夫を迎へて前夫の跡相續人と定めんとするものは事實止むを得ざる者に限り親族協議を以て地方長官へ願出つ可し。日本の女外國人を婿養子と爲すときは日本政府の允許を受くべし。外國人日本人の婿養子となりたる者は日本國法に従ひ日本人たるの分限を得べし。華族にして養子女縁組復籍及貫屬轉居等の節送人籍の手續を了りたるときは其郡市長より直に華族局へ願牒すべし。華士族平民とも互に養子取組をなすことを得。

◎離婚離縁(附復籍)の事(同前)

夫婦の間已むを得ざる事故ありて其婦離縁を請ふときは之を夫に於て許さるゝことを得ざるものあり夫にして若し之を肯せず之を爲め終に嫁期を夫に至るものなしとせず故に若し如斯きときは婦の父兄等より裁判所へ出訴することを得。刑法に於て等親を廢せられたるに付ては妾は法律上之を公認せざるを以て戸籍に登記すべきものにあらざるに因り刑法施行後入籍したる者あらは之を原籍に復す可し。男女の戸主(其事實子養子家女他女若くは相續人たると否とを問はず)其家名を廢し他へ入夫若くは養子養女となり又は實家へ復籍せんと欲する者は地方廳の許可を受く可し。

◎退隱の事(明治四年七月布告)

一旦戸主たりしもの他へ相續讓渡をなしたるときは其身は退隱したるものとす。故に養



子嗣子にして一旦戸主となり疾病又は其他事故の爲め養父母へ相続を譲り戸主を辭したるとき其身は幼少なりと雖も總て退隱者とす。

◎嫡子(附事故解除)の事(同前)

華士族平民とも總て長男を故なく他家へ養子に遣はすを得ず。長男を以て分家せしめ二男を以て相続せしむること能はず。尤も本家末家の間血縁有之本家には女子のみにて男子なく末家には長二男ともあり嫁娶の都合を以て末家の長男を以て本家の養子となすことを欲するものは双方熟談の上許可を得て之を行ふべし。

◎廢嫡の事(同前)

實男子の有無に拘はらず養子をなし一旦之を相続人と定めたる後ち實男子を以て相続人となすか又は其他の爲め其相続權を廢するときは之を廢嫡とす。男子なく子女數人ありて二女又は三女に相続せしめんとするときは長女二女と順次廢嫡の手順をなすべし。長女のみありて二女に養子を迎へ嗣子となすときは長女を廢嫡となすべし。長二女のみあり之に養子を爲さず別に養子嗣を迎ふるときは二人とも廢嫡とす。

◎分家の事(明治七年七月布告第七十三號)

華族及士族とも分家をなすときは平民籍に編入せらる。士族と平民と合家せしものは士族に編入す二家を合して一家となす即ち合家の義は禁せらる。本家の戸主死亡し其相続人なきを以て親族の協議を遂げ分家の戸主其家を廢し(相続すべきものなきに依る)本

家を相続するに當り分家に屬する財産を本家の財産に合併するも又管財人を設け他日の再興を待つ爲め之を管理せしむるも本人の存意に任すべし。弟たる者分家し兄弟各一家の戸主たる場合に於て其父母祖父母の請願に因り弟の方へ引取らんと欲するものは本分家合意の上願出許可を得べし。

◎廢絶家及再興の事(明治十七年六月布告第廿號)

男女の戸主(其身實子養子他家女若くは相続人たるを問はず)其家名を廢し他へ入夫縁付或は養子女となり又は實家へ復籍せんとするものは地方廳へ願出許可を受く可し。分家後出生したる子女又は貰受たる養子にして該家相続の後家名を廢し本家へ復籍することを得ず。子女を携帶して分家せし者退隱又は死亡し其子女相続の後事故ありて家名を廢し本家へ復籍せんとする者は地方廳の許可を受くべし。戸主死亡後相続人を定むるは五十日を過ぐべからず其死亡後六ヶ月を過ぎ尙届出てざるものは華士族は除族せられ若し又單身戸主にして死亡若くは除籍の日より滿六ヶ月を過ぎ跡相続を届出てざる時は華士族平民とも總て絶家とせらる絶家再興とは汎く廢絶せる家を再興するの稱にして死籍の家を興すと廢家せし家を興すとに於て更に區別なし。

◎姓名の事(明治八年二月布告第廿二號)

國名並舊官名を以て通稱は用ふることは之を禁せらる。通稱名乘兩様に用ふることを得ず。總て苗字名及家號とも改稱するを得ず。改名復姓等に其許可の指令を得たる日より



十日以内に届出つべし。俳優、娼妓の類にして他日良業に就きたるときは改名することを得。凡て婦人は他家へ嫁したる後、雖も生家の苗字を稱ふべし、尤婦其夫の家を相續せしときは夫家の氏を用ふべし。

◎年齢の事(明治六年二月 布告第六號)

年齢を計算するには、幾年幾月と數ふべし、丁年とは満廿歳を以てす(幼年とは總て丁年に對し、至らざる者を云)、官署に對し、年齢を詐稱したる者は、二圓以上廿圓以下の罰金に處せらる。

◎親屬の事(明治四年 七月布告)

民法上の親族とは、祖先以來、本支等の縁故ある者、現今の續合あるものを總稱す。刑法上親屬と稱するは、一、祖父母、父母、夫妻、二、子孫及其配偶者、三、兄弟姉妹及其配偶者、四、兄弟姉妹の子及其配偶者、五、父母の兄弟姉妹及其配偶者、六、父母の兄弟姉妹の子、七、配偶者の祖父母、父母、八、配偶者の兄弟姉妹及其配偶者、九、配偶者の兄弟姉妹の子、十、配偶者の父母の兄弟姉妹。

◎稱呼の事(同前)

父死後、母へ後夫を迎へるときは、繼父と稱し、母死し、父後妻を娶りたるときは、繼母と稱す。甲家の嗣子妻を娶り、長二男を出生し、爾後其妻と離縁して、自分は乙家の養子となり、跡に長男をして其家の嗣子たらしめ、而して養家に於て復た男子を出せるときは、養家にて出生の子は父の爲めには、二男なるべし、雖も其家に對し、戸籍上長男と肩書すべし。妻に子女な

く、妾に庶子あり、家督を相續せしときは、戸籍には嫡母は之を嫡母とし、庶母は生母と記すべし。一家の二三女にして、分家し、後ち入夫を迎へ、家名を譲りたるときは、其入夫より妻の父母を養父母と稱するを得ず。妻死亡、若くは離縁の後、養子の姉を後妻とせしときは、其養子は之を姉と呼ばずして、繼母と呼ぶべし。妻の實家の妹を養母となすときは、其姉に對しては、養母と稱すべし。

◎出生(附双子、妊娠)の事(明治四年七月布告及 十九年内令第十九號)

出産ありたるときは、十日以内に届出つべし、其届出は、戸主、戸主未定又は不在なるときは、親族二人以上又は其事に關係あるものより、本籍地の市町村長に届出る者とし、若し本籍地外にあるときは、現在地の市町村長に届出て、同時に本籍地の市町村長へ發送するものとす。双子は、先出を長男とし、後出を次男とすべきにより、戸籍上別に双子たるを記するを要せず。夫死亡、寡婦戸主となるもの夫死亡後、十ヶ月以内に分娩したるときは、登記目録には、父は亡父名(母)は自己の頭に母と記すべし、結婚後幾日も経過せざるに已に出生したる者と雖も、嫡出とすことを得べし。

◎死亡の事(同前)

死者ありたるときは、埋葬以前に戸主より届出すべし、戸主未定又は不在なるときは、親屬二人以上又は其事に關係あるものより、本籍地の市町村長に届出すべし。本籍地外にあるときは、現在地の市町村長に届出、且同時に本籍地の市町村長に届書を發送す可し。



◎庶子私生及妾の事(明治六年四月  
布告第廿一號)

刑法を改定し等親を廢せられしに由り妾は法律上之を認めざることとなりたり。妾を本妻に改めて縁組するは差支なし。改定刑法施行前已に入籍したる妾は其儘差措く可し。妻及妾にあらざる婦女にして分娩したる兒子は總て私生とし其兒子の婦女は屬す。尤も男子より己れの子と見留め婦女住所の市町村長の許可を得て己れの子となしたるときは其子其男子を父とすることを得べし。日本人の女子外國人と私通し兒子を出生したるとき亦前と同様たるべし。婚姻又は養子養女の取極めをなしたりと雖も戸籍に登記せざる以前に出生したる兒子は之を庶子となすべしと雖も其後直ちに戸籍に登記したるものは之を嫡子となすことを得。妾ある者妻死去等により妾を更に妻となし此者妾となり妻となる前後出生の男子あるときは妻となるの前に出生したる兒子は之を庶子とし後に出生したる兒子を以て嫡出となすべし。夫失踪中其他人と姦通して子女を擧げたるときは之を私生とすべしと雖も其夫之を諾するに於ては夫の籍に登記することを得。

◎家族携帯の事(明治四年  
七月布告)

養子離縁實家へ復籍するに當り其妻を携帯することは家女と他女とを問はず爲し能はざるものとす。失踪者に家名を讓ふことは爲すべからざれども廢家の上家族を携帯し他へ入夫若くは嫁婚するは戸主の隨意たるべし行旅死亡人及行旅病人の携帯せる幼年救助の費用は本人又は家元より辨償すべしと雖も赤貧にして辨償し能はざるときは恤救規則に

依り地方税を以て之か救助をなす。

◎棄兒迷兒の事(明治四年  
六月布告)

棄兒及迷兒とも恤救規則に依り地方税を給與し若し増費を要するとき又は該規則に適當せざるときは本籍地方税の教育費より支辨すべく其迷子に屬するものは家元發覺するときは其資力ある者に限り之を辨償すべし。父母幼兒を遺留し逃亡せしとき其家親戚は勿論他に保育すべきものなきときは總て棄兒同様取扱ふものとす。前項遺留の幼兒を他より養子女に貰受けんとする者あるときは父母の逃亡明白なるものに限り直に之を許可せらるべし。棄兒は一日拾ひ揚げたる町村の籍に登錄して引受人の籍に入るべし尤も拾ひ揚人に於て養子女とるときは直に入籍することを得。

◎失踪逃亡(附復歸)の事(明治四年  
七月布告)

脱籍及行衛知れざる者家出後卅六ヶ月を踰へたる者は戸籍表總計人員の外に記載し又常人年齢八十歳以上となりたるときは除籍すべし。失踪者復歸し又は其行衛知れたるときは十日以内に戸主より届出すべし。戸主未定又は不在なるときは親族二人以上又は其事に關係あるものより本籍地の市町村長に届出すべし。失踪と逃亡は區分あるものにして規避の確證なくして其居所分明ならざる者を失踪とし規避して其踪跡を韜晦する者を逃亡とす。難破船等にて生死の知れざる者は失踪とす。

◎人身賣買(附書入)の事(明治四年  
七月布告)



人身を外國人へ賣買することは之を嚴禁す。内國人互に賣買することも之を禁ず。農工商の諸業習熟の爲め弟子奉公を爲さしむるは勝手たるべし。雖も年滿七年を過ぐ可からず尤も双方和談の上更に期を延ばすは隨意たるべし。通常の奉公人は一ヶ年宛たるべし尤も奉公を取續く者は更に契約をなすべし。娼妓藝妓等雇人の資本金は賍金と看做すべくに由り本件に關し苦情を唱ふる者は取糺しの上其金の全額を沒收せらる。娼妓藝妓は人身の權理を失ふ者にして牛馬に異ならざるものなれば娼妓及藝妓に借す所の金銀並賣掛滯金等は一切償へからざるものとす。人身を書入として金銀貸借を爲すことを禁せらる。

◎代理の事(明治六年六月布告第二十五號)

何人に限らず己れの名義を以て他人をして其事を代理せしむるの權あるものとす。他人の委任を受け其事件を取扱ふ者は代人にして其事件を委任する者は本人なり故に代人委任上の所行は總て本人の關係たるべし。凡て代人は心術正實にして滿廿歳以上の者を選べし。代人は總代理人と部理代人との別あり總代理人は其本人身上諸般の事務を代理するものにして部理代人は特に其委任をなしたる範圍内の事務を代理するを得べし。委任狀には總理代人又は部理代人たること及其委任したる權限を明白に記載すべし。本人幼弱疾病事故等にて長く代人を委任せんとするときは其地方の新聞紙に廣告すべし。被後見者の不動産賣買讓渡質入書入等は獨り後見人のみならず被後見人の親族連署するを要す。

す。凡て廿歳未滿にて家名相續を爲したる者には後見人を置くべし尤も十五歳以上に於て親族の見込に由り後見を免するは適宜なるべし。被後見者の不動産を後見人に於て買得するを得ず後見人を撰定するは被後見者の親屬之を爲すべし。雖も頼るべき親族なき者の後見人を定むるは市町村長之を撰定すべし。訴訟代理は民事訴訟法の規定に依る。

◎遺留財産の事(明治十七年一月内務省審外達)

遺留財産管理の職に任ずべき家族親戚なきときは市町村長に於て其財産を保管すべし禁治産の刑に處せられたるとき亦同じ。同上町村長又は親戚其他に於て保管中地租地方稅又は町村稅等は總て其保管財産より支辨すること裁判所の認許を受くべし。失踪逃亡死亡及絶家の財産を町村長に於て保管するときは財産目録を作り郡區長に差出す可し。失踪又は死亡跡遺留財産を其親族に於て保管する場合本人又は其家の利害に關し協議を以て賣却交換又は質入書入を爲さんとするときは不動産は都て管轄區裁判所に願出認許を受く可し。遺留財産を市町村長に於て保管する場合其財産中貸金證書又は其他債權に關する證書ありたるときは負債主へ督促し若し之に應ぜざるときは裁判所に告訴し其費用は其財産の内より引き去るべし。雖も之が權利を棄却することを得ざるものとす。死亡絶家の遺産は死亡の日より失踪逃亡者の遺産は除籍の日より何れも五ヶ年間市町村長に於て保管の上官没して地方稅雜收入中へ組入るべきものとす。絶家及失踪逃亡者の遺産にして遺族親戚なく市町村長に於て保管するに於ては地所に在つては下作となし建物



船舶に在つては之を貸與する等便宜の方法を以て收利を謀り其收利を以て土地建物船舶に負擔する處の諸税を納むべし若し其收利にして税金を償ふに不足するときは裁判所の認許を得て公賣に付するを得べし。

◎郵便電信に關する部

◎郵便税目の事(明治十五年十二月 第五十九號布告)

書狀重量二匁毎に(二匁未滿又同じ)二錢、郵便はかき一葉一錢、往復郵便端書一葉二錢、毎月一回以上發行する定時刊行物及其附録一號一個重量十六匁毎に(拾六匁未滿亦同じ)五厘、二號又二個以上一束重量拾六匁毎に一錢、農産物種子重量卅匁毎に(卅匁未滿亦同じ)二錢、書籍帳簿各種の印刷物寫真書畫繪圖紙營業品の見本及雛形重量卅匁毎に(卅匁未滿亦同じ)二錢

◎郵便物遞送配達の事(同前)

書狀は郵便局を經由せざれば之を送達し又は送達せしむべからず但し左に記載したるものは此限にあらず、一送達料を拂はず臨時に親族朋友雇人の類を以て其發信者より受信者に直に達するもの、一郵便に依る能はざる事故ありて臨時に特使を以て其發信者より受信者に直に達するもの、一貨物と共に發する無制の添狀送狀。別配達郵便物は書留郵便に限るものにして通常配達の例に拘らず別に急速の配達をなすものとす。別配達を別二種とす、一市内郵便電信局、郵便局所在地別配達、一市外郵便電信局、郵便局未設地別配達。市内別配達料は東京

京都市大坂は拾錢其他の市内は六錢とす。市外別配達料は配達の局所より受取人の住所に至る路程に應じ十八丁毎に六錢とす。十八丁未滿亦同じ別配達は郵便税並別配達料共前納に限るべし。別配達料は郵便切手を其郵便物に貼付したるを以て之を納めたるものとす。

◎書留郵便の事(同前)

書留郵便物は郵便局の帳簿に登記し遞送配達の受授を證するものとす。書留料は郵便物の何種に拘らず六錢とす書留郵便物の郵便税手数料共前納に限る可し。書留手数料は郵便切手を其郵便物に貼付したるを以て之を納めたるものとす。書留郵便物を差出すときは其表面に書留と記載し郵便局若しくは郵便受取所に於て之を主務者に交附し印刷したる或紙に郵便局若しくは郵便受取所の切手主務者の印を捺せる受取證書を受領すべし。書留郵便物の配達を受けたる者は其差出人及受取人の氏名配達の時月日を記したる受取證書に關印す可し本人不在なるときは其代人記名關印すべし。免税郵便物は書留手数料を納むるに及ばず。

◎通常郵便爲替の事(同前)

一爲替證書一枚の金高は三十圓を限り端數は厘位を限るべし。一爲替料は路程の遠近に拘はらず左の割合にて納むべし、爲替金高五圓迄四錢、同拾圓迄六錢、同廿圓迄拾錢、同卅圓迄拾五錢、清國上海と内地間に受授する爲替料左の如し、爲替金高十圓迄拾錢、



同廿圓迄廿錢、同卅圓迄卅錢。

●郵便小爲替の事(明治廿年六月逓省告示第百十七號)

郵便小爲替證書一枚の金高は三圓以下とし端數は厘位を限る。爲替料は小爲替證書一枚に付三錢、小爲替證書の效用は其證書の日附より六十日を限りとす。

●郵便貯金の事(明治二十三年十一月逓信省令第二十三號)

○貯金預入。郵便貯金の預け入を爲さんとするものは貯金を取扱ふ郵便電信局郵便局又は郵便預り所に至り貯金預け人申込書用紙を申受け式の如く記入し記名調印して其局に差出し通帳を受取るべし。通帳を受取りたるときは其通帳に氏名、住所、居住、身分、職業を記入し捺印の上預け金を添へ局所の主務者に差出し預け金の記入を受けて所持すべし。再度以後の預け金を爲すときは既に所持せる通帳に預け金を添へ貯金預り所へ差出記入を受くべし。貯金預け人利子記入等の爲め通帳を郵便爲替貯金局又は同分局に差出中預け金を爲さんとするときは貯金取扱局所に通帳受取證書を示し自己の氏名を陳述し預け金を差出し其假領收證書を領置すべし。貯金預け人預け金の記入済の通帳を領收したるときは其場の方で通帳記入の金額其他相違なきやを檢閲すべし。貯金預け人に甲の貯金取扱所に於て受領したる通帳を以て乙の貯金取扱局所に於て預け金を爲すことを得る。印形を所持せざる者預け金を爲さんとするときは引受人一名を定むべし。町村學校病院社會社組合等に於て預け金を爲さんとするときは擔當人一名を定むべし。二人

以上共同して預け金を爲さんとするときは惣代人一名を定むべし但共同社中一名加判者と爲すことを得る。印形を所持せざるもの、貯金に關し調印を要する書類は本人記名し尙引受人記名調印すべし。町村學校病院社會社組合等貯金するには夫々名稱を記し其印を押し加印者あるときは尙加印者連署すべし。郵便爲替貯金局受持區内の貯金取扱局所に於て通帳を受領したる預け人其局の移轉し又預け人他の貯金預り局に移轉する等あるときは既に所持の通帳を差出し引替を請ふことを得る。貯金拂戻。貯金預け人は何れの貯金取扱局所に於ても貯金の拂戻を請求することを得但し郵便貯金預り所に於ては拂戻金の拂渡しを取扱はず。預け人拂戻しを要するときは貯金受取扱所に設けある拂戻請求書用紙を申受け之に金額及拂戻金を受取らんと欲する局名其他式の如く記入し記名調印の上通帳を添へ之を其局所に差出し通帳受取證書を受領すべし。貯金拂戻請求人拂戻證書を受領したるときは其證書に記名調印し通帳受取證書と共に之を拂渡局に差出し拂戻金を受領し且通帳の返戻を受くべし。代人を以て拂戻金を受取らんとする者は拂戻證書の裏面に委任の證明を爲すべし。代人は代人の届書を添へ之を拂渡者に差出す可し其代人は證書に代人の肩書を爲すべし。預け金を爲したる局所に於て拂戻を請求する場合に於ては其預け金高の内拾圓迄又再度通帳を所持する者其再度通帳を受領したる局所に貯金拂戻を請求する場合は其繰越金高の内金拾圓迄を限り即時拂の取扱を請求することを得但し本條の請求を爲すときは一圓以上の預け金を残し置くものとす。即時拂の請求は



一ヶ月一回を超ゆることを得ず。貯金預け人異動。貯金預け人住所氏名居所印形に變更を生じたる時は其旨を郵便爲替貯金局又は同分局に届出べし但改印のときは印鑑を添へし。引受人擔當人加印者ある預け人に於て前項の變更を生じたる時は其當路者より届出すべし。共同者に於て惣代人の變更を生じたる時は前任後任の惣代人及加印者運署を以て後任惣代人の印鑑を添へ其旨を郵便爲替貯金局又は同分局へ届出べし。貯金通帳利子記入。貯金預け人利子記入の爲め郵便爲替貯金局又は同分局へ通帳を差出すときは之を貯金取扱局所に出し其受取證書を領置すべし。貯金再度通帳。貯金預け人所持の通帳餘白なきに至りたる時は又は破損したる等あるときは郵便爲替貯金局又は同分局に其通帳を差出し再度通帳の交付を請ふべし。貯金相續。貯金預け人其家督相續人に貯金讓與せんとするときは預け人相續人連署の書面を以て通帳及相續人の印鑑を添へ貯金取扱局所を経て郵便爲替貯金局に名前書換の請求を爲すべし。貯金預け人死亡したるときは其家督相續人に於て其證明せる書面を以て通帳を添へ貯金取扱局を経て郵便爲替貯金局又は同分局に貯金拂戻を請求すべし但し名前書換を請求するときは同時に相續人の印鑑を差出すべし。公債證書の購入、下渡、貯金を以て購入すべき公債證書は整理公債證書若し軍事公債證書とし總て無記名とす。公債證書は時價に依り購入するものとす但し時價とは東京に於て購入當日の賣買價格に購入口錢を加へたるものとす。公債證書の購入をなすときは左の手數料を徴收すべし、公債證書金額五十圓迄 金二十錢、同上百圓

迄 三拾錢、以上五拾圓を加ふる毎に金拾錢を加ふ。公債證書の購入を請求する者は其請求書に通帳を添へ之を貯金取扱局所に出し通帳受取證書を領置すべし。公債證書購入の代金及手數料は郵便爲替貯金局に於て請求人の貯金より拂出し且其金額を通帳に記入すべし。保管に係る公債證書の下渡を請求するものは其請求書に保管證書を添へ之を貯金取扱局所に出し其受取證書を領置すべし。請求人下渡し證書を受けたる時は其證書受領の部に記名調印し前に受領したる受取證書と共に下渡局に差出し之を引換へ公債證書を受領すべし。雜則。貯金預け人貯金事務に關し其局に差出す書面には所持の通帳の記號番號を記載し又之を郵送するときは其對皮の表面に貯金事務と明記すべし。

第三種郵便物認可の事(明治廿五年二月 逓信省令第四號)

第三種郵便物の認可を受けんとする定時印刷物の發行人は全部印刷したる見本一部を添へ願書に一題號、二記事々項の性質種類、三發行の定日、四發行所、五發行人(官廳會社、協會等)の居所氏名、を記載し其發行人は其印刷物に付文書を以て、一 毎月一回以上逐號定期發行すること、二 記載事項の性質終期を豫定す可らざること、三 書籍の性質を有せざること、四 發行の目的政事、時事、學術、商事、工藝其他公共の性質ある事項を報道論議するに在ること及廣く之を公衆に發賣すること、を證明すべしこの證明を爲さざる印刷物は第三種郵便物として認可せず其認可を受けたる定時印刷物には題號、番號、認可及發行の年月日、逓信省認可の文字を見易き場所に印刷すべし又認可



を受けたる定時印刷物に左の異動を生ずるときは發行人（代表人）より七日以内に届出づべし。一 題號、紙面の体裁、記事々項の性質種類、發行所又は發行定日を變更したるときは見本一部を差出すべし又發行所を變更したるときは舊發行所を記載すべし、二 發行人轉居又は變更のときは但變更のときは舊發行人の氏名をも記載すべし、三 廢刊休刊又は發行禁止若しくは停止のとき。認可を受たる印刷物にして前條届出の有無に拘らず前條に記載したる證明條件の一を欠くに至りたるを認むるときは其認可を取消すべしその取消は其違書を發行人の住所に送達したる翌日より效力を生ず 認可の取消を受けたる印刷物は認可を得ざるものと見做さる又異動の届出を期限内に爲さざる者は二圓以上廿圓以下の罰金に處せらる。

◎配達證明郵便規則の事（明治廿五年三月）  
逓信省令第八號

配達證明郵便は配達局の證明書を以て其郵便物の正に配達したることを證明するものとす。郵便差出人其郵便物配達の證明を得んとするときは之を差出局所に請求することを得。その證明書は配達局より之を差出人に送付し。その配達證明郵便は寄留郵便物に限り其手数料は何種に限らず前納にて三錢とし配達證明手数料は郵便切手をその郵便物に貼附したるを以て之を納めたるものとし。その郵便物には表面に配達證明と記載す尤も此規則は外國郵便に適用せず。

◎小包郵便法の事（明治廿五年九月）  
逓信省令第十三號  
廿九年五月 全 省令第六號

◎差出。小包郵便物は表面に差出人受取人の宿所氏名及小包の文字を記載し小包郵便取扱局所に差出し其受取證書を受くべし。小包郵便物は送票（甲號）に其郵便料並に手数料に對する相當の郵便切手を貼付し之を添ふべし但送票紙は郵便局所より之を交付す。價額登記の小包郵便物は其外部より容易に内品を察知し能はざる様堅固に包装し之に三ヶ所以上封印を施すべし。貨幣、舊貨幣、古錢、金銀地金、金銀細工物及寶玉、寶玉細工物の類は蓋付の罐又は堅固なる蓋付の箱類に納め内品の動搖せざる様詰込み其蓋の合せ目に錫蠟等を注ぎ若しくは蓋を釘著となし麻繩若しくは絲等にて嚴重に之を縛り更に之を封緘すべし。郵便切手、葉書、封皮、帶紙其他の諸印紙類及有價證券、手形類も亦前項同様に包装封緘すべし。郵便局の承諾を経て差出すべきもの又は惡臭を發すべきものは其品質に應じ罐又は箱其他適當の包装に依り充分に自他の損害を防止得べき様手當を爲し其品名を表面に明記すべし。小包郵便物の表書は明瞭正確に記載すべし但包装の都合に依り直に其郵便物に記載し難きものは厚紙若しくは木札等を附著して之に記載すべし。小包郵便物の表書は差出人受取人の宿所氏名、職業家號、符號、商標及年月日に限るべし但特に表書すべき規定あるものは此限に非ず。小包郵便物差出人其差出の際に於て受取人の宿所に關し或は異動あるべしと掛念するときは豫め之が還付を差立局所に請求し置くことを得る料。小包郵便料及保險料は之を前納すべし但差出人に還付の場合には此限に非ず。小包郵便物を轉送又は還付するときは其轉送又は還付の里程に従ひ更に郵便料を徴す。



收す。轉送又は還付の郵便料は之を差出人より徴收す但し第廿七條及第卅三條に依り受取人より轉送を請求したるものは之を受取人より徴收す。價格登記小包郵便物の轉送還付に對しては別に其保険料を徴收せず。留置小包郵便物を留置となさんとするとき差出人之を差立局に請求し其留置證を申受くべし小包留置證は差出人より之を受取人に送付すべし。留置小包郵便物到着したるときは其留置局より直に其通知書を受取人に發すべし但受取人の宿所を記載せざる者は此限に非ず。小包郵便物の留置期限は其到達の日より起算して十五日以内とす但交通不便にして其受取人本文規定の日限内に出局すること能はざる地は出局し得べき最短日限迄特に之を留置することあるべし其期限を經過したるときは直に差出人に還付す。留置小包郵便物を受取らんとするとき小包留置證に記名調印して之を差出し受取人たることを證すべし但留置證を差出し能はざる場合に在ては第廿五條第三項に依り證明書を以て受取人たることを證し別に受領證を差出べし(第廿四條)。留置小包郵便物の受取人其留置證を失ひたる時又は通知書到達の後尙留置證の送達を受けざる時は其旨を差出人に報すべし差出人此報知を受けたるとき又は自ら留置證を失ひたる時は最初小包郵便物を差出したる局所に就き其受取證書を證とて留置證の謄本を申受け之を受取人に送付すべし。前項に依り差出人に報すべき場合に於て其差出人旅行其他の事故に依り小包郵便物に表記したる宿所を異にし所在判明ならざるが爲め差出人をして前項の手續を爲さしむる能はざる時は受取人に於て確實な

る保證人を立て其事由を證明すべし此手續に依り留置小包郵便物を受領したるときは差出人の受領したる留置證は無効とす(第廿五條第三項)。此場合に於ては留置期限の相當猶豫を留置局に請ふことを得。留置小包郵便物の受取人其代人を以て該小包を受取らんとするとき其留置證の裏面に代人の氏名及之に委任する旨を記して署名捺印すべし其代人該小包を請取る手續は第廿四條に依る但留置證を差出す能はざる場合に在ては代人の氏名及之に委任する旨を記載したる正當の委任狀を差出すべし。留置小包郵便物の差出人又は受取人は其小包郵便物の配達還付若しくは轉送を其留置局に請求することを得此場合に於て轉送の上更に留置を請求するもの、外其留置證は總て無効とす(第七條)の送達。小包郵便物の配達又は還付を受くるものは其配達證書に調印し之を受取るべし。同居の家族雇人之を受取る時は其旨を記載し本人に代りて記名調印すべし。肩書の家に於て之を受取る時は其家主記名調印すべし。官衙、公署、社寺、學校、病院、會社、協會、船舶等に於て之を受取る時は相當の資格あるもの其配達證書に記名調印すべし。第二項第三項及第四項の場合には之を正當受取人に交付したるものとす。小包郵便物の配達又は還付を受くる者は未だ配達證書に調印せざる前に於て其小包郵便物を開封することを得ず若し之を開封したるときは異議なく其郵便物を受取りたるものとすべし。小包郵便物の受取人移轉したるときは郵便局は速に差出人に向け送票(乙號)を發し之を轉送すべきか又は之を還付すべきかを問合すべし差出人此問合せを受けたるときは



送票(乙號)中希望の欄を存し不用の欄は總て之を塗抹し相當郵便切手を貼付し速に之を該郵便局に回送すべし但し小包郵便の取扱を爲さざる郵便局の區内に移轉したるとき又は差出人差出の際豫め還付を請求したる者は直に之を還付す。小包郵便物の受取人は其小包郵便物の轉送を其到着局に請求することを得但し前條に依り差出人に向け送票(乙號)を發したる後にありては此請求に應ぜず。受取人前項に依り轉送の請求をなしたるとき又は第廿七條に依り留置小包郵便物の轉送を請求したるときは郵便局は其受取人に向け送票(丙號)を發すべし此場合に於ては差出人に向て前條の問合せを爲さざるものとす。受取人送票(丙號)の送付を受けたるときは相當郵便切手を貼付し速に之を該郵便局に回送すべし(第卅三條)。前條に依り差出人又は受取人に向け送票を發したる後普通郵便往復日限を經過すること五日に至るも尙其送票を返送せざるときは其小包郵便物は差出人に還付すべし(賠償)。小包郵便物損害の賠償は其差立局所を管する一等郵便局に之を請求すべし。損害賠償を請求するには其品名ヶ數實價請求金額並に之を請求する事由を記載する請求書を作り差立の際受取りたる受取證書を添へ之を差出す可し其損害證明書を受取たるものは尙之を添ふべし。郵便料の返付をも請求するときは前項請求書に其旨を記載すべし。小包郵便物受取證書は損害證明書を失ひ之を前條請求書に添ゆること能はざる者は當該郵便局に就て其謄本を申受くることを得。價額登記小包郵便物損害の賠償は左の區別に依り之を定む。第一 全部を亡失又は毀損したるとき、登記金額、第

二 幾部を亡失又は毀損したるとき、殘存の價額と登記金額との差。但し登記の價額實價に超過するものは總て之か賠償を爲さず。通常小包郵便物損害の賠償は左の區別に依り之を定む 第一 全部を亡失又は毀損したるとき、重量百匁に付金拾錢の割合。第二 幾部を亡失又は毀損したるとき、損害部分に對し重量百匁に付金拾錢の割合。損害の賠償を爲すべき場合に於て郵便料返付の請求あるときは左の區別に依り之を返付す、第一 全部を亡失又は毀損したるとき、料金の全部。第二 幾部を亡失又は毀損したるとき、亡失毀損せる部分の重量に對する料金。但し料金算出方は既納料金の比例に依る。損害賠償の請求を便たる一等郵便局に於ては其請求の當否を審査し賠償を要せざるものと認むるときは其旨を請求人に通知し其賠償を要するものと認むるときは前條區別に依り賠償金額を定め之を請求人に通知すべし。郵便料の返付をも請求する場合に於ては其返付に關する決定を其通知書中に記載すべし。賠償請求人前條の通知を受け之に不服あるときは其通知を受けたる日より五日以内に該郵便局に不服の申立を爲すべし。前項の期限内に不服の申立を爲さざる者は不服なきものと見做し假に之が處分を爲すべし。小包郵便物毀損に對する損害賠償の請求は其處分結了に至る迄何時たりとも差出人の隨意に之を取消し其郵便物の交付を請求することを得。亡失小包郵便物の賠償を爲したる後該郵便物を發見したるときは郵便局は之を差出人に通知すべし。亡失小包郵便物發見の通知を受けたる者其物品の還付を請求するときは其請求書を作り該通知書を添へて之を差



出し同時に疊に受取りたる賠償金及郵便料を返納すべし（小包送票用紙雛形略之）。

◎小包郵便物の容積重量及郵便料の事（明治廿五年六月勅令第百五十七號）

小包郵便料は小包郵便物の重量及其差立郵便局より配達郵便局迄の里程に従ひ別表に據り之を徴收す。小包郵便物の容積及重量は左の制限を超過することを得ず。◎容積 長曲尺二尺 幅曲尺二尺 厚曲尺二尺 但し幅及厚各五寸以内のものは長三尺を限り差出すことを得。◎重量 一貫五百匁

（別表）

小包郵便料

里程	二百匁マテ	四百匁マテ	六百匁マテ	八百匁迄	一貫目迄	一貫二百匁迄	一貫五百匁迄
十里迄	五錢	七錢	九錢	十一錢	十三錢	十五錢	十七錢
百里迄	八錢	十二錢	十六錢	二十錢	廿四錢	廿八錢	卅二錢
百里以外	十六錢	二十四錢	三十二錢	四十錢	四拾八錢	五十六錢	六十四錢

◎小包郵便物の保険料及價額登記制限の事（明治廿五年六月勅令第百五十七號）

小包郵便物は郵便料の外に保険料を納付して之を價額登記の小包郵便物となすことを得るものにして其登記價額は金百五十匁を超過することを得ず而して價額登記小包郵便物

の保険料は登記金額一圓迄金七錢とし一圓以上は一圓迄毎に金一錢を加ふるものとす。

◎代金引換小包郵便規則の事（明治廿九年九月逓信省令第十九號）

代金引換小包郵便物の取扱は小包郵便並に郵便爲替を取扱ふ郵便局に限る。代金引換小包郵便は小包郵便物の到着局に於て其差出人の指定したる代金と引換に小包郵便物を其受取人に交付し小包郵便物の差立局に於て郵便爲替證書を以て之を其差出人に拂渡すものとす。代金引換として差出す可き小包郵便物は留置小包郵便物に限る又其代金は金參拾圓を超過することを得ず。代金引換手数料は小包郵便物一々に付き金五錢とし差出人より郵便切手を以て前納すべし。代金引換の小包郵便物を其受取人に亦付すること能はずして差立人に還付する場合と雖も代金引換手数料は之を還付せず。代金引換小包郵便物の差出人は其代金額を小包送票の摘要欄内に明記し之に捺印すべし。代金引換小包郵便物の差出人は差立局より其小包郵便物に對する代金を明記せる受取證を受く可し。代金引換小包郵便物の差出人に於て代金引換の請求を取消せんとするときは其受取證を證とし差立局に申出つべし但引換ゆへに金額の變更を請求することを得ず。代金引換方の請求を取消したる場合と雖も代金引換手数料は之を還付せず。小包郵便差立後電報を以て代金引換の請求を取消せんとするものは郵便切手を以て其電報料に相當する金額を前納すべし。差立局に於て代金引換取消の請求に應じたる場合と雖も到着局に於て既に小包郵便物を受取人に交付し若くは還付の取扱 ならざる後は其請求の効なきものとす。



代金引換小包郵便物の到着局は其差出人の宿所氏名及代金並に其爲替料を受取人に通知すべし。受取人前項の通知を受けたるときは小包郵便物留置期限内に該通知書に相當記入をなし調印の上其爲替料に相當する郵便切手を貼付し代金と共に到着局に差出すべし。到着局前項小包郵便物の代金及通知書を受收したるときは其代金を爲替振出金となし之に對する受領證書を調製し小包郵便物と共に受取人に交付すべし。(第十一條) 代金引換小包郵便物の受取人に於て代金引換に小包郵便物を受取りたる後は其代金の返戻を請求することを得ず。到着局は第十一條の手續きを了りたる後ち爲替證書調製に必要なる事項を差立局に通知すべし、差立局は此通知により爲替證書を調製し代金引換小包郵便物の差立人に代金の到着を通知すべし、差出人此通知を受けたるときは其通知の日より十五日以内に其通知書及小包郵便物に對する受取證を證とし差立局に於て該通知書と引換に爲替證書を受取るべし。代金引換小包郵便物の差出人前條の期限内に爲替證書の受取方を請求せざるるときは之を郵便爲替貯金管理所に送付すべし。代金引換小包郵便物の受取人又は差出人に於て其通知書若くは受取證を紛失汚損したるときは速に事實を證明し更に其交付を受く可し。差出人若くは受取人前項の手續を盡さざる爲め小包郵便物若くは爲替證書を他人に交付するも逓信省其責に任せず 本則に本文なき事項は小包郵便及郵便爲替の規定に據る。

◎第四種郵便物として差出すべき營業見本及雛形の帶紙包紙に

記載方の事(明治廿年九月 逓令第十四號)

第四種郵便物として差出すべき營業見本及雛形は其帶紙包紙等の表面に營業見本若くは營業品雛形と記載し且つ差出人受取人双方氏名の上又は傍に業名を附記すべし若し差出人又は受取人の一方營業者なるときは其一方にのみ業名を附記すべし此記載なくして差出すときは前記の郵便物にあらずるものと見做し取扱を爲すべし。

◎電信の事(明治十八年五月 第七號 布達)

電信料は國內(一市内を除く)を通じて左の如し、一和文片假名十字以内一音信金拾五錢、十字以内を加る毎に金拾錢を増す、一歐文五語以内住所氏名共二拾五錢、一語を加る毎に金五錢を増す、一一市内に發する電報料は左の如し、一和文片假名十字以内一音信金五錢、十字以内を加る毎に金三錢を増す。至急電報は(通常電報に先ちて傳送を要する者)官報は通常電報料の二倍私報は三倍とす。追尾電報は(受信人轉居先き又は旅行先き迄遞送をなす分)原信料の半額増。全文電報(市内又は着信局を同じの處へ同文の電報を送るもの一通歐文五錢和文十五錢。照校電報(發信人電文の誤りを防ぐ爲め特に局の注意を要するもの)原信料の半額増。受信電報(受信人へ電報が正に達せしと云ふ報知をするもの)和文歐文共一音信料増。若局より一里を超へざる地に配達する電報は手數料を要せず但一里以上は郵税を支拂ふこと。別使配達料は着局より九町迄三錢以上九丁毎に三錢、電信料不足拂の分は二倍の追納めをすること。



電報の寄號符は左の如し

至急官(私)報	ウナ	追尾電報	チラ	改追尾電報	ナチ
全文電報	ヨム	照校電報	ムニ	受信電報	ニナ
返信料前納	ナツ	局待	ヤム	親展	ニカ
郵便配達	ツツ	書留郵便配達	カナ	別使配達	マツ
解船配達	ハホ				

電報局渡規則の事(明治廿三年八月 遞信令第十七號)

電報の受信人にして其電報の配達を待たず郵便電信局又は電信局に就き直に之を受領せんと欲する者は豫め書面を以て其配達を受く可き局に其旨申出づ可し郵便電信局又は電信局は其申出に對し電報局渡證票を交付すべし。電報の受信者郵便電信局又は電信局に於て電報を受領するときは其時々電報局渡證票を當該局員に示すべし其電報受領の爲め出頭したるとき及立去りたるときは其旨を當該局員に陳告すべし。電報局渡證票を交付せる者に宛たる電報着信するも其證票攜帶者出頭せざるときは之を配達に付すべし。電報局渡證票を所持する者住所氏名を變換したるときは其旨書面を以て當該局に申出づべし。電報局渡證票不用に屬するときは之を當該局に還納すべし。電報局渡證票を亡失したる者は速に其旨を當該局に報告すべし。此證票は當該局に報告を受けたるときより無効とす但此場合に於ては當該局より更に證票を交付すべし。電報局渡證票を受領したる

者は電報局渡料として一ヶ年六圓を納むべし。其料金は年額を四分し左に掲ぐる四期の別に依り一期分毎に之を當該局に前納すべし但三期以上の分を一時に前納するも妨げなし 第一期 一月より三月迄、第二期 四月より六月迄、第三期 七月より九月迄、第四期 十月より十二月迄、一期の中途に於て電報局渡證票を交付したるとき其期の料金は年額を十二分し證票交付の月より其期の末月迄の月數に應じて之を即納すべし。電報局渡料金は郵便切手を以て之を納付すべし。料金の即納に係るものは一期の中途に於て證票を還納すると雖も之を還付せず但し證票を還納したる次期以下に屬する局渡料前納あるときは其次期以下の分は郵便切手を以て還付す。電報局渡證票を受領したる者其料金を納付期除に完納せざるときは其證票は之を無効とす。

電信爲替の事(明治十八年五月 第八號布告)

電信爲替證書一枚の金高は卅圓迄を限り一圓に滿ざる端數を差出可からず爲替料は路程の遠近に拘はらず左の割合にて納むべし、爲替金高五圓迄廿八錢、同拾圓迄三拾錢、同廿圓迄三拾五錢、同三拾圓迄四十錢、電報料は爲替證書一枚に付金廿錢とす。

電柱位置變更を請求するもの願書差出方(明治廿七年七月 遞信省 告示第百二十一號)

電柱の爲め不便にして位置の變更を請求せんとする者は管轄廳を經由し所轄遞信管理局へ願書差出すべし。

電信線路及電話線路の移轉請求者願書差出方(明治廿六年十一月 遞信省 告示第百二十五號)



電信線路電話線路の移轉を請求せんとする者は管轄地方廳を経て電信線路に付ては電信建築の事務を兼掌する所轄一等郵便電信局電話線路に付ては所轄電話交換局へ願書を差出す可し。

◎電信電話線私設條規の事(明治廿二年三月 逓信省令第四號)

電信條例第八章第四十六條に據り電信電話線私設を願出る者は第一式に依り又既設線路を變更せんとするものは第二號書式に依り願出つべし。私設電信電話線の設置及既設線路變更の許可を得たるものにして其工事に着手し及竣工したるときは其都度之を逓信省に届出べし其之を廢止したるとき亦同じ。既設私設にして公線の設置に障礙ありと認めるときは逓信大臣に於て其變更又は撤去を命ずることあるべし但變更に係る實費は逓信省之を負擔し撤去に係るものは評價を以て之を買上ぐべし。逓信省に於て私線の柱木に公線添架の必要あるときは線路上支障なき限は所有者之を拒むことを得ず。公線の柱木に私線を添架せんと欲するものあるときは線路上支障なき限りは之を許可すべし。公線及私線添架の場合に於て柱木の改修及保守に關する工事は其所有者に於て之を負擔し其費用は線數に應じて支辨すべし但私線所有者にして改修及保守を怠り通信上障害なりと認めるときは逓信省に於て直に其工事を執行し本條に依り費用を支辨するものとす。私線の柱木には其所有者の氏名及柱木の番號を記載すべし。  
(後に書式あり)

◎私設電信電話線其他電機に係る工事の執行を逓信省に委託せん

とするときの手續(明治廿三年五月 逓信省 告示第八十七號)

私設電信電話線其他電機に係る工事の執行を逓信省に委託せんとするときは左の手續に據るべし、一 私設電信電話線の架設及臨時の修理其他總て電機建設に係る工事の執行方を逓信省に請求し其許可を得たるときは其工事に要する物品は電信建築官の承諾を経て工事委託者より之を電信建築官に交付すべし、二 工事に關する官吏の旅費、工夫及雇人の賃金、電柱代價又は工事現場に於て臨時に購入すべき物品代價は委託者より直に電信建築官の指定する請求人に交付すべし但諸費支拂場所及支拂人名は豫め電信建築官に通知し置くべし、三 電信建築官工事現場に於て諸費の支拂を必要と認め之を委託者に通知する時は支障なき様取計ふべし、四 私設電信電話線を逓信省所屬電信柱に添架したる後其線路維持に係る費用は逓信省に於て別に定むる手續に依り之を納付すべし。

◎衛生に關する部

◎地方衛生會の事(明治二十九年七月 敕令第二百七十號)

地方衛生會は府縣知事の監督に屬し警視總監府縣知事の諮詢に應じて其府縣内公衆衛生獸畜衛生に關する事項を審議す。地方衛生會は以上の事項に就ては警視總監府縣知事に建議することを得。地方衛生會議事規則は該會に於て之を議定し府縣知事の認可を請ふべし。地方衛生會に職員を設くること左の如し、會長 府縣知事を以て之に充つ、委員 府縣書記官參事官名譽職府縣參事會員四人、府縣廳所在地の郡長又は市長、醫師藥學



家獸醫若干人、書記 府縣屬又は警部を以て之に充つ。

●醫師免許の事(明治十六年十月 布告第三十五號)

醫師は醫術開業試験を受け内務大臣より開業免狀を得たるものとす。官立及府立醫學校は卒業證書を得たる者其證書を以て開業免許を得んことを願出つるときは内務大臣は試験を要せずして免狀を授與することあるべし。外國の大學醫學部若しくは醫學校に於て卒業したるもの或は外國に於て醫術開業免許を得たる者其卒業證書又は開業證書を以て開業免狀を得んことを願出つるときは内務大臣は其證書を審査し試験を要せずして授與することあるべし。醫師に乏しき地に於ては府縣知事の具狀により内務大臣は醫術開業試験を経ざるものと雖も其履歴に依り假開業免狀を授與することあるべし。登録税は醫師金二十圓假開業醫師金五圓を納むるものとす(登録税法 八條參照)。開業免狀を毀損亡失し又は氏名本籍の變換に由り免狀の書換を願ふ者は其事由を記し地方廳を經由して内務省に願出つべし。

●醫術開業試験の事(明治十六年十月 第卅四號內省令)

内務大臣は毎年二回醫術開業試験を舉行し其試験を舉行すべき地方及試験期日は六月月前之を内務大臣より告示す其開業試験は之を二期に分ち前期後期とし前後二期の試験を同時に得ることを得ず但齒科醫術開業試験は全科一時に受くるものとす試験科目左の如し○前期科目、第一物理學、第二化學、第三解剖學、第四生理學 ●後期科目 第一

外科學、第二內科學、第三藥物學、第四眼科學、第五產科學、第六臨床實驗 ○齒科試験科目、第一齒科解剖及生理、第二齒科病理及治術、第三齒科用藥品、第四齒科用器械、第五實地試験、前期試験は一ケ年半以上後期試験は更に一ケ年半以上修學せしものに非ざれば之を受くることを得ず。齒科開業試験は二ケ年以上修學せし者に非ざれば之を受くることを得ず。試験に落第したるものは半年を終るに非ざれば再試験を請ふことを得ず。醫術開業試験を出願する者は左の手数料を願書に添へ其地方廳に納むべし。前期試験金五圓 後期試験金八圓 齒科試験金料八圓。 (後に書式あり)

●醫術開業試験人心得の事(明治十六年十月內省令第卅四號、同廿一年八月內省令第九號、同廿四年十月內省令第五十七號)

醫術開業試験は内務省より告示したる試験舉行地の中、各自便宜の地に於て之を受くることを得べし。醫術開業試験を受けんと欲する者は前期試験には其願書に修學の履歷書を副へ後期試験には其願書に履歷書及前期試験及第の證書を副へ前年六月十二月中地方廳に差出すべし地方廳は翌月十五日迄に其書類を取纏め内務省に進達するものとす但し願書は本人之を自書し且當年若しくは前年に寫取りたる寫真一葉を添付し履歷書には其師若しくは開業醫師二名以上の保證あるを要す。其試験願書は許可の指令を付せざるものに付し願者は試験舉行の期日四日前に受験地に到着し宿所氏名を其地方廳へ届出べし。

●學說試験に合格者實地試験出願手續(明治廿六年七月內務省令第十號)

醫術開業試験後期の學說試験及齒科の學說試験に合格したる者は次回以後の試験に於て



實地試験のみを受くることを得。前項に據り實地試験のみを受けんとする者は試験委員長の示定したる期限内に願出其學說合格承認證を受くべし。實地試験を受けんとする者は其試験願書に試験委員長の學說合格承認證を添へ願出つべし但試験手数料金五圓を納むべし。

○醫術假開業出願手續(明治十七年六月 衛第七百七號)

醫師免許規則第五條(醫師免許の事 項第四項参照)に據り假開業免狀を得んと欲するものは願書に開業地の郡村名を明記し履歷書を添ひ差出すべし。前項願書には其地の戸長衛生委員連署すべし若し意見あるときは其書面を附すべし。出願者あるとき郡長に於て實際醫師に乏しき地なるや否やを取調其意見を附すべし。出願者あるとき郡役所に於ては其地の廣狹人口戸數及他の開業醫師ある村落に至る道路の險易里程等詳細取調繪圖面を添へ進達すべし。醫師に乏しき地と認むるは開業醫師ある町村に隔絶し患者往復の容易ならざる場所に限るべし。假開業醫師は免許區域外に出で、區域外の患者を診斷治療することを得ず但區域外の患者と雖も區域内に來りて診斷治療を乞ふものは此限にあらざ。假開業を願ふ者は曾て開業醫師に就き其補助等を爲したる者又醫學を修業したる履歷あるものに限るべし。

○藥劑師試験の事(明治廿二年三月内務省令第三號 全廿四年十一月内務省告示五十七號)

藥劑師試験は内務大臣に於て毎年二回舉行し其舉行の地及試験期日は六ヶ月前に之を告

示す其試験科目は左の如し○學說、第一物理學、第二化學、第三植物學、第四生藥學、第五製藥化學○實地、第一分析術、第二藥品鑑定、第三藥物製煉、第四調劑術、試験を受けんとするもの其願書を試験期日三ヶ月前に内務省宛にて地方廳に差出すこと但願書は本人之を自書し且當年若くは其前年に寫取したる寫真一葉を添附すべし。藥劑師試験を出願する者は試験手数料金五圓を願書に添へ其地方廳に納むべし。試験を聞届けざる者及試験前死亡したる者の外總て手数料を返付せず但已むを得ざる事故ありて受験前日迄に次回へ延期を願出其許可を與へたるときは次回に於ては更に手数料を徴收せず。

(後に書式あり)

○藥劑師試験學說又は實地のみ受けらるる事(明治廿六年七月 内務省令十一號)

藥劑師試験の學說試験に及第したる者は次回以後の試験に於て實地試験のみを受くることを得、前項により實地試験のみを受けんとする者は試験主事の指定したる期限内に願出で其學說合格承認證を受く可し實地試験を受けんとする者は其試験願書に試験主事の學說合格承認證を添へ願出べし但試験手数料金三圓を納むべし。

○醫師取締の事(明治十八年七月 甲第四十八號)

醫術を開業せんとするものは免狀寫及履歷書相添縣廳へ届出べし但他府縣より寄留する者又は休業の後更に開業する者も同じ。居住町村外へ轉籍寄留する者又は自己の都合により一時休業する者は其旨縣廳へ届出べし。他府縣の醫師本縣下へ出張所を設けんとす



る時は免狀寫を添へ縣廳へ届出べし但し本縣下の者にして出張所を設けんとする者も一條に準すべしと雖も免狀寫を添ふるに及ばず。前條出張所を廢止したるときは一週日以内に縣廳に届出べし。開業免狀を毀損亡失し又は氏名本籍の變換に由り免狀の書換を要する場合に於ては一週日以内に願書を縣廳に差出すべし。廢業又は死亡の節は一週日以内に免狀を添へ縣廳へ届出べし。種痘術を施さんとする者は其旨縣廳へ届出べし但齒科(又ハ口)整骨科専門醫は種痘術を爲すことを得ず。診察を爲さるる患者に藥劑又は處方書を與ふることを得ず。前數項の願届書に戸長奥書に衛生委員一名の連署を要す但第三項他府縣の醫師本縣下へ出張所を設けんとするときの届書は別に其居住地區戸長の添書を要す。

○獸醫免許の事(明治廿三年八月 法律第七十六號)

獸醫の免狀を受くるを得る者左の如し、獸醫免許試験に合格し其證を有する者、官立府縣立の獸醫學校若しくは農學校に於て獸醫學を專修し其卒業證書を有する者、公立又は私立學校に於て農商務大臣の認可したる學則に依り獸醫學を專修し其卒業證書を有する者、外國に於て官立府縣立の獸醫學校若しくは農學校と同等以上の學則に依り獸醫學を專修し其卒業證書を有する者。前項の資格を有する者にして獸醫免狀を受けんと欲するときには試験及第證書又は卒業證書の寫を添へ地方廳を經由して農商務大臣に出願すべし。獸醫免狀を受くる者は其免狀下付の時手数料として金一圓を納むべし。獸醫免狀を毀損亡

失し若しくは氏名本籍を變換したるときは其事由を記し地方廳を經由して免狀の書換を農商務大臣に出願すべし書換の免狀を受くる者は免狀下付のとき手数料として金五十錢を納むべし。

○蹄鐵工免許の事(明治廿三年四月 法律第三十一號)

蹄鐵工とは他人の依頼に應じ蹄鐵を裝し又は蹄を剪るを以て其業となすものにして其免狀を受くることを得る者左の如し、蹄鐵工免許試験に合格し其及第證書を有する者、官立府縣立の農學校若しくは獸醫學校又は陸軍部内に於て獸醫學又は蹄鐵學を專修し其卒業證書を有する者、公立又は私立學校に於て農商務大臣の認可したる學則により獸醫學又は蹄鐵學を專修し其卒業證書を有する者、外國に於て官立府縣立の農學校若しくは獸醫學校と同等以上の學則に依り獸醫學又は蹄鐵學を專修し其卒業證書を有する者、獸醫開業免狀を有する者但獸醫假開業免狀を有する者を除く。前項の資格を有する者にして蹄鐵工免狀を受けんと欲するときには試験及第證書又は卒業證書若しくは獸醫開業免狀の寫を添へ地方廳を經由して農商務大臣に出願すべし。蹄鐵工免狀を受くる者は其免狀下付の時手数料として金一圓を納むべし。蹄鐵工免狀を毀損亡失し若しくは氏名本籍を變換したるときは其事由を記し地方廳を經由して免狀の書換を農商務大臣に出願すべし書換の免狀を受くる者は免狀下付の時手数料として金五十錢を納むべし。

○獸醫免許試験の事(明治二十三年九月 農省令第十一號)



獸醫免許試験の科目は家畜解剖學、同生理學、同藥物學、同内科學及其實地、同外科學及其實地、蹄鐵學及其實地にして試験法は筆記及實地の二様なれども時宜によりては口述試験を以て實地に代ふることあり。試験の場所及期日は六月十二月の二回（毎年）農商務大臣より告示せらるべし。試験を受けんと欲する者は住所族籍生年月及受験地名を願書に記載し修學履歷書を添ひ一月若しくは七月中其住居の地方廳を經由して農商務大臣に差出すべし。受験者は試験期日三日前受験地の宿所を其地方廳に届出べし。（後に書式あり）

○獸醫並蹄鐵工假免許出願者試試の事（明治三十年二月 縣令第五號）

獸醫假免許出願者試験科目左の如し、一家畜解剖學大意 一同生理學大意 一同藥物學大意 一同内科學大意 一同外科學大意 蹄鐵學大意。蹄鐵工假免許出願者試験科目左の如し、一蹄鐵學大意 一家畜取扱法。試験法は筆記及實地の二とし實地試験は筆記試験を終りたる後之を行ふ但時宜に依り口述試験を以て之に代ゆることあるべし。試験は毎年一回本縣内に於て之を行ふ其期日は毎回卅日以前に之を告示す。獸醫並蹄鐵工假免許出願者は願書に修學履歷書を添ひ試験期日十日前其住居の町村役場郡市役所を經由して縣知事に差出すべし。試験合格者には試験主事より獸醫並蹄鐵工假免許適任證書を付與すべし。

○獸醫、蹄鐵工假免狀出願手續（明治三十年七月 縣令第三十一號）

獸醫、蹄鐵工假免狀の下付を出願する者は甲號書式に倣ひ願書二通に履歷書を添へ郡（市）役所を経て縣廳に差出すべし。獸醫蹄鐵工假免狀の下付を願出する者あるときは郡（市）長は獸醫蹄鐵工欠乏の土地に限り區域を定め其廣袤、地勢、牛馬頭數、營業年限及同業者居住地より出願者營業區域境界迄の最近距離等を取調べ乙號書式に據り取調書を製し出願者の願書に添へ進達すべし。獸醫蹄鐵工居住地より二里以内の土地に於ては假免狀の下付を出願することを得ず但地勢險阻交通不便等殊更の事情ある場合に於て郡市長より其申せるときは此限に非ず。假免狀を得たる獸醫蹄鐵工は一區域内一人に限るものとす但營業區域内廣濶に過ぎ又家畜頭數多きときは該區域を分割し別に出願を許可することあるべし。假免狀を得たる獸醫蹄鐵工の營業年限は滿二ヶ年以内とす但滿期後更に假免狀の下付を出願することを得。假免狀を得たる獸醫蹄鐵工は免狀區域外に出で、病畜の治療若しくは蹄鐵をなすとを得ず但其免狀區域へ牽來りたる者は此限に非ず。假免狀を得たる獸醫蹄鐵工にして本免狀を得るとき及假免狀の有効滿期に至りたるときは農商務大臣に宛て返納書を添へ十日以内に該免狀を郡（市）役所を経て縣廳に差出すべし。

（後に書式あり）

○産婆營業免許の事（明治廿七年四月 縣令第二十二號）

産婆營業を爲さんとする者は醫師若しくは産婆に就き三年以上修業したる證明書を添ひ縣廳に願出で鑑札を受く可し但滿二十年以上の者に非ざれば出願することを得ず。出願者